

平成26年 6月第70回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 平成26年 6月19日（木）

○開会年月日 平成26年 6月19日（木）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 宮野照三君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 土居好弘君
会計管理者 三原美津夫君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 安川徹君	産業振興課長 小野植正久君
小田支所長 正岡和猶君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 山岡敦君	上下水道対策班長 西川安行君
地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君	危機管理班長 亀岡弘君
教育委員会委員長 城戸彰君	教 育 長 亀岡忠重君
学校教育課長 片山哲也君	自治・学習課長 井上淳一君
代表監査委員 片岡安男君	農業委員会会長 上岡孝光君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 堀本増隆君 書 記 矢野昌記君

○議事日程（第4号）

平成26年 6月19日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 委員長報告 受理第2号 さらに年金削減の中止を求める請願について（文教厚生常任委員会付託のもの）

日程第 7 議第2号議案 内子町議会委員会条例の一部改正について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7

午前10時00分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、平成26年6月第70回内子町議会定例会を開会致します。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の委員長、代表監査委員及び農業委員会の会長の出席を求めています。また、説明員として、出席通知のありました者は、副町長、教育長及び各課長・班長等の18名であります。

このたび、農業委員会委員の改選があり、会長に上岡孝光氏が就任されました。この際、紹介致します。

○農業委員会会長（上岡孝光君） 議長。

○議長（下野安彦君） 上岡孝光農業委員会会長。

○農業委員会会長（上岡孝光君） 失礼します。今回の農業委員会の改選にあたりまして、不肖私、農業委員会を代表する会長職に選任をされました。至らぬ者ですが、今後とも町長さんはじめ、各議員さんの大所高所よりのご指導のもと、農業の活性化に意欲を尽くして参りたいと思いますので、今後ともご指導のほど、よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） この際、本会議に説明員として出席される新任の方々を紹介致します。

まず、三原美津夫 会計管理者を紹介致します。

○会計管理者（三原美津夫君） 4月1日付けで会計管理者兼会計課長を拝命致しました三原でございます。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 次に、正岡和猶 小田支所長を紹介致します。

○小田支所長（正岡和猶君） 4月1日より小田支所長を拝命致しました正岡と申します。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） 次に、山岡敦 政策調整班長を紹介致します。

○政策調整班長（山岡敦君） 今年の4月から総務課政策調整班長を拝命致しました山岡敦と申します。よろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、7番池田 洋助議員、8番山上 芳子議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、去る6月12日開催の議会運営委員会において協議され、本日から23日までの5日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から6月23日までの5日間に決定しました。なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第4号のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（下野安彦君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、印刷して、お手元に配布しているとおりであります。ご覧頂いた事と思いますから了承下さい。

これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（下野安彦君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに平成26年6月内子町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に、町長として提出致します案件は、報告事項が1件、専決事項3件、条例改正1件、町道路線の認定1件、工事請負契約1件、補正予算4件、人事案件2件の合計13件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

さて、四国地方では6月3日に梅雨入りが発表されました。気象庁によりますと、今年の梅雨は昨年と比較して、梅雨入りは8日、梅雨明けは10日遅く、期間は44日と予想しております。また、今年の夏は、5年ぶりにエルニーニョ現象が発生する可能性が高いと言われておりまして、

日本付近でも梅雨時期には大きく影響を受けるようでございます。特に梅雨末期には、過去にも局地的な大雨が各地で発生しておりまして、甚大な被害をもたらしております。内子町においても、小田川の氾濫、土砂崩れ等、大雨に伴う大規模な災害発生の可能性が十分に考えられますので、大雨警報や土砂災害警戒情報、大雨特別警報などの発表に十分注意し、早めの対応・対策に努めて参りたいと考えております。それでは、早速当面致しております事務事業等についてご報告を申し上げ、ご理解をいただきたいと思います。

ご報告致します内容は、平成26年度6月補正予算の骨格について、地域おこし協力隊について、五十崎中学校修学旅行について、環境自治体会議、ニセコ会議でございますが、これについて、「内子がんばる人会」について、最後に内子図書情報館の文部科学大臣賞受賞についてでございます。ご理解を賜りたいと存じます。

それでは最初に、平成26年度6月補正予算の骨格についてでございますが、平成26年度6月補正予算につきましては、当初予算編成時、6月補正予算での対応とした事業及び、特に緊急を要する事務事業並びに、人事異動に伴う人件費等について予算編成をしております。一般会計では、歳入歳出それぞれ2億7,438万1,000円を追加し、歳入歳出総額101億4,438万1,000円を計上しています。これは、前年同期の予算額と比較して、6.2%の増額となっております。主な補正としまして、歳入では、補助事業の内示等にともない、国県支出金が1億6,468万5,000円の増、事業の増加に伴いまして、地方債が8,020万円の増となっており、財源の不足分については、財政調整基金から6,740万円の繰り入れを行っております。歳出では、補助事業の内示に伴いまして、町道整備事業、がけ崩れ防災事業などの土木関係予算として1億9,869万円、子育てサポートブック作成、国民健康保険事業特別会計への繰り出しなどの民生関係予算として2,594万4,000円、農業施設整備事業補助、県単土地改良事業などの農林水産業関係予算として2,389万8,000円の補正を行っているところでございます。

次に、地域おこし協力隊についてご報告致します。今年の4月1日より、内子町に初めて3名の協力隊員が着任致しました。既にご案内のように、地域おこし協力隊は、人口減少や高齢化等の進行が著しい地方において、都市部の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図っていくことを目的として、平成21年度から始まった国の制度でございます。このたび、神戸市から来て頂いた渡邊智彦さんには、御祓・重松地区を中心に、廃校活用やグリーンツーリズムなど都市と農村の交流を通じた地域活性化を。横浜市から来て頂いた山内大輔さんには、参川地区を中心に、地域の素材や伝統文化を生かした地域活性化を。岡山県里庄町から来て頂いた渡邊真弓さんには、インターネットを利用した内子まちづくり商店街協同組合の販売促進事業をそれぞれ担って頂きます。3名の経歴につきましては、広報うちこ5月号で紹介させて頂いておりますが、都会からの新しい風と若い力、熱意によって、地域住民を巻き込みながら、成果を上げて頂けるものと大いに期待をしているところでございます。

次に、五十崎中学校の修学旅行についてご報告を致します。五十崎中学校の3年生は、今年4月末の修学旅行で、地元出身者が創業した企業を訪問致しました。この訪問先である新興機械工業

株式会社は、旧五十崎町ご出身の宅見弘氏が、大阪で昭和36年9月に事業を開始したバネを作る機械を製造している会社でございます。今では、国内ばねメーカー700社、海外34カ国約100社に販売を行っておられます。今回の訪問は、創業者の宅見会長や、京阪神内子会の上田会長他、大勢の関係者のご協力をいただき、実現致したものでございます。修学旅行の目的の一つに、現代の生産などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせるということがあります。生徒たちは、広報うちこ6月号に掲載しておりますように、起業することの難しさ、社会の厳しさ、目標に向かって努力することのすばらしさ、さらに自分たちの可能生について実感したようでございます。そういう意味で、今回の企業訪問は、修学旅行の新たな方向性を示すことができた第一歩であると思っております。今後は、町内の他の中学校にも取り組みを広げていきたいと考えているところでございます。

次に、環境自治体会議ニセコ会議への参加についてご報告致します。今年で第22回を数える全国大会が北海道ニセコ町で、5月22日から24日までの3日間、全国から延べ約700名を超える参加者のもと開催されました。内子町からは、町民の皆さん、職員計11名が参加致しました。会場となったニセコ町は、羊蹄山をはじめとするニセコ山系の自然景観の美しさと、世界一と称されるパウダースノーなど、近年世界各国からの観光客が訪れるリゾート地として注目を集めている場所です。今回のテーマは、「住民力による地域再生、そして未来再考〜リゾート地・ニセコから伝え継ぐもの〜」と題し、3日間で全国各地の住民力、地域力や、地域資源を活かした環境活動の実践例が紹介された他、各自治体や団体が抱える課題解決に向けた熱心な意見交換が行われました。また、同会議で優れた環境政策や事業を検証する「わがまちの政策自慢」コンテストでは、内子町の環境基本計画に沿った全部署の目標設定の取り組みが評価されました、最高賞の「キラリ大賞」を受賞し、最終日にその取り組み状況を全体会のパネリストとして紹介致しました。さらに、NPOサン・ラブさんの取り組みが「ひかり賞」を受賞するなど、「キラリと光るエコロジータウン・うちこ」を全国にPRできた有意義な会議であったと思っております。来年は、5月21日から23日までの日程で、奈良県生駒市で開催されることが決定しております。今後も環境自治体会議で積み重ねられた成果と、ニセコ会議宣言の一つである「信頼と相互扶助」、住民、企業、行政が互いを信頼し思いやり、連帯して環境保全や持続可能な地域づくりに取り組みたいと考えているところでございます。

次に、「内子がんばる人会」についてご報告致します。5月31日に「内子がんばる人会」の定期総会に招かれ、出席致しました。この「内子がんばる人会」は、県内に内子の人の集まりをとの思いから、内子町出身者で、主に松山市にご在住の方々と組織されておられます。現在、登録会員は75名で、平成22年から活動されておられます。この度の定期総会において、会長には、内子町富長区出身で済生会松山病院院長の宮岡弘明氏が就任されました。「内子がんばる人会」においては、会員相互の交流を図りながら、愛してやまない内子町に対する地域貢献を主な目的として活動され、内子町の情報発信、イベントなどへの参加や協力支援、ふるさと納税やお祭りへの寄付、ボランティア活動への協力などを検討されておられるところであります。内子町としても、更なる情報交換を通して連携を深め、内子町の強力なサポーターとしての役割を担っていただきながら、内子という言葉キーワードに、町出身者以外の方々にも、内子町を盛り立てて頂

く協力の輪が広がるものと期待をしているところでございます。

最後に、内子町図書情報館が文部科学大臣賞を受賞したことについてご報告を申し上げます。合併前の旧内子町時代、コミュニティの拠点施設として旧内子駅跡地に内子町立図書情報館及び内子自治センターを併設した文化創造センターが、平成15年11月に建築家・吉田桂二氏の設計により完成致しました。この周辺は、内子町の顔となっている「内子座」をはじめ、かつての内子記念学堂の建築デザインをベースにした畑中自治会館、内子小学校や内子高等学校など文化、生涯学習、学校教育施設が集積しておりました。内の子広場も整備して住む人にも訪れる人にも楽しく魅力的な空間スペースとなっているところです。町並保存や伝統文化を大切にする内子町にふさわしい建物を木造で建築したのが内子町図書情報館でございます。この建物は、内子などの自然の中で育った木の温もりと香りの中で、多くの皆さんが集い、学び、交流し、豊かな感性に磨きをかけながら、活発に活動を展開していただいている快適空間となっています。この図書情報館が、長年取り組んでいる夏休み子ども読書マラソンや読書感想文の募集をはじめ、ブックスタート、読み聞かせ会、お話し会などの子どもの読書を推進する活動が優秀と認められまして、4月23日、文部科学大臣賞を受賞致しました。この賞は、平成14年度に文部科学省が創設したもので、優れた取り組みをしている学校や図書館、団体などに贈られているところでございます。図書情報館では、文化創造の拠点として「静」から「動」へ、受身ではなくアクションを起こす図書館づくりとするため、今年度、「木の香りの中で『出会いとつながり』を」をスローガンに、従来の活動のうえに、昨年度策定した「内子町子ども読書活動推進計画、5カ年計画」の推進・充実を図りながら、蔵書数7万冊となった図書情報館本館をはじめ、五十崎及び小田自治センターにある図書室を分館として、町民への読書サービス・読書活動の活性化を図りながら、今回の受賞に恥じないよう施設整備の充実や職員の資質の向上に努めて参る所存であります。

以上、6件の事柄についてご報告申し上げましたが、今後の活力ある内子町を創造するために、町民の皆さんと共に協働して参ります。引き続き議員各位のご指導とご協力を重ねてお願い申し上げます。招集のご挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

○議長（下野安彦君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

日程第 5 一般質問

○議長（下野安彦君） 「日程第5 一般質問」に入ります。

質問は、通告により一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答と致します。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。発言時間が35分を経過した段階でお知らせ致します。また、理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。

議事整理の都合もありますので、通告者以外の関連質問はご遠慮願います。質問通告者は、7名であります。受付順に、質問を許します。

それでは最初に、才野俊夫議員の発言を許します。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員。

○9番（才野俊夫君） 9番、才野です。

〔才野俊夫議員登壇〕

○9番（才野俊夫君） 平成26年6月定例議会にあたり内子町が抱えている課題の中から、質問通告書の通り「JR四国内子高架橋のコンクリート落下につて」、「防災対策行政について」及び「環境行政について」の3項目にわたり一般質問を行います。

まず一括質問を行います。最初に、JR四国・四国旅客鉄道株式会社が経営運行している予讃線内子駅から400m松山寄り的高架橋からコンクリートの塊が落下した事故について、稲本町長の率直な見解をまず伺います。去る5月13日夕方、列車が線路通過後まもなく、鉄道高架橋から重さ4キロ代のコンクリート片数個が11m下で田植え作業準備の為、草刈りをしていた男性のすぐ近くに落下しました。直後に、男性本人から田んぼの所有者である私に携帯電話で「草刈作業中に背中の方で、ドサッと音がしたので振り返ると足元にコンクリートの塊が数個落ちていた。怖くなったので草刈りをやめた。」との報告がありました。

翌朝、現場確認に出向き、鉄道高架橋の高欄部のコンクリート構造物よりコンクリートがはがれ落ちて鉄筋がむき出しになった箇所が、目視で何カ所も確認されました。現場写真を撮って早速、男性と一緒に大洲警察署内子交番に通報しました。すぐに警察官立ち合いで現場検証を行い、警察からJR警察隊に連絡し、JR松山保線区の職員が昼前に現場に駆けつけました。午後より、保線区職員の手で早速バリケードが張られました。「今後どのように対応するのか。」と尋ねるとその保線区職員は「今後はJRではなく工事業者が対応させていただきます。」との回答があり、そういうものかと不審に思いましたが一旦その場を離れました。夕方、NHKテレビのニュース報道で、事故現場が放映されており、JR四国の工事課長が事態の顛末を述べていました。民放各社もそれぞれに報道されたようです。翌朝、地元新聞にも「コンクリート片また落下」の見出しで現場写真と事故概要の記事が紙面をにぎわせていました。ただ、確かに事故が発生したとの報道はされましたが、どのマスコミも正確な事実報道をしておりませんでした。すなわち、第一発見者である男性が現場で危険な目に合い、危ないという思いをしたという事実がどのマスコミからも報道されていませんでした。昨年6月にも、近くの高架橋から落石事故があり、すぐに応急修理がされ、この付近において危険な状況の発生が予測されていたにもかかわらず、緊急点検等を怠るなど、危機管理体制の薄いJR四国の人命軽視、経営体質と、事故発生後の今日までJR四国がとってきた「自らの手で正確な情報は出さない・出そうとしない」一連の対応内容に、事故に関係した住民の一人として強い憤りを感じています。それでは伺います。5月13日の事故発生後、すでに1か月以上経ちましたが、JR四国側より内子町に対して事故に関する何らかの報告があったかどうか伺います。あったとすれば、その詳細内容を伺います。

次に、本年度の予算処置について伺います。内子町では、平成26年度本年度当初予算の中で、今年度初めて総務管理費の項目で鉄道施設、内子高架、維持管理補助として580万円の補助金歳出を計上し3月議会で議決承認されています。改めて伺います。なぜ今年度から、このたぐいの補助金を出すに至ったのか、その経緯の詳細内容を伺います。併せて、来年度以降の同補助金

の歳出見込みとその詳細な内容を伺います。以上述べました今回の事件発生を鑑み、内子町としてはJR四国・四国旅客鉄道株式会社のずさんな管理体制に対して反省を促し、我々地域住民の信頼回復を取り戻すためには、今回の補助金支払いを即刻停止すべきと考えます。以上を踏まえた上で、稲本町長の率直な所見をお聞きします。

次に、防災対策行政について何点か質問致します。去る3月14日未明に発生した伊予灘沖地震では愛媛県内で震度5弱を観測し、内子町内でも震度4を観測したと伺いました。内子町では、役場内に対策本部を立ち上げ対応したが、幸いにも大きな被害はなかったとの報告を受けました。しかし地震発生直後に、町内防災無線が機能した五十崎地区と小田地区では、自動的に管内放送がなされましたが、内子地区においては防災無線が機能せず、管内放送はありませんでした。同じ町内でありながら、地区において管内放送の対応が異なった原因の詳細と、その後の対策及び再発防止の取り組み内容を伺います。

次に、内子町には現在47名の方が防災士資格を取得されたと伺っています。内子町では、町内全ての自治会に防災士有資格者を配置できるよう推進していると伺っています。本年度の取得見通しと推進対策の詳細内容を伺います。ただ単に、防災士資格者数が増えたとしても、現実に活躍の場がなければ、絵に描いた餅にすぎません。町内の防災士同志のネットワーク体制の確立と防災士資格者のスキルアップ、技術力向上を図ることが必要と考えます。そのためには、内子町が音頭を取り、研修会の開催や防災士関連組織の構築を進めるべきと考えますが、内子町としての今後の計画と見通しを伺います。

最後に、環境行政について質問致します。先程、行政報告により稲本町長より、第22回環境自治体会議ニセコ会議の詳細内容、概要についてはご報告いただきました。その分については割愛させていただきます。平成19年5月に第15回環境自治体会議うちこ会議が内子町で開催されました。それから7年になります。私も今回、町民監査員の一人として参加、研修させていただきました。そのニセコ会議の最終日に採択されたニセコ会議宣言として、1つ、私達住民は、人口減少や長寿化をチャンスと捉え、わがまちのすばらしさや地域資源を認識し、「我がまちはこうありたい」という将来像を主体的に考え、大胆に、明るく、未来志向で地域環境の創造に取り組みます、など4項目にわたる宣言が力強く採択されました。全国的に進む人口減少・少子高齢化を前向きにとらえたこの宣言文は、我が内子町においても将来を明るくする材料になると確信致します。内子町にとっても、人口減少傾向は避けて通れませんが、「高齢化」を「長寿化」と置き換え、お互い高齢者同志がつつましくても楽しく暮らしていける町にすることは、行政の方策次第では十分可能であると思います。ぜひ行政として、町民すべての皆さんが長寿命化社会を実感し体感できるよう努力すべきと考えます。全国先進地の事例も参考にしながら、内子町として出来ることから具体的に推進すべきと考えます。先程、町長からもお話がありましたように今回、政策自慢の表彰で「キラリ大賞」を内子町が受賞致しました。この「LAS-E規格と、環境基本計画に沿った全職場における独自目標の設定」の今後の将来像について少し詳しく伺います。私も、町民監査員の一人として毎年、役場本庁・分庁を始め町内の事業所や各自治センター、学校など教育施設等を訪問し、エコオフィス監査やLAS-E監査をしています。町内全職場でのレベルアップには、毎年、目を見張るものが多く、町職員の皆さんや子供たちの環境に対する認識が

以前と比較し相当高くなっていることを実感し、手ごたえを感じています。但し、その意識が内子町全体への程度浸透しているかについては、まだまだ「道半ばの感」を抱いています。今後、町が進めている環境に関するいろいろな施策を、町内各自治会や子どもたち、各種団体等を通じ幅広く働きかけ、町民のみなさんの自主的な参加を促し、地道に進めていくことが必要であると考えます。そのために、現在内子町が準備されている具体的な施策プランや予定行事等がありましたら改めて伺います。以上の通り総括質問を行います。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野照三総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） 才野議員のご質問にお答え致します。まず、今回の事故に関する報告がＪＲ四国側からあったかというご質問でございますが、６月１１日、ＪＲ四国工務部工事課とＪＲ四国松山保線区から、今回のコンクリート片落下事故に関する一連の経過について説明を受けております。それによりますと、平成２６年５月１３日火曜日１８時３０分頃、１３片、総重量２７kgのコンクリート片が、予讃線伊予立川・内子間第２の２内子高架橋の張出し部が剥がれ、約１１m下の田んぼに落下しました。翌５月１４日水曜日、土地の所有者である才野議員が内子交番へ通報、その後鉄道警察隊を経て１０時１０分頃、松山保線区へ事故の連絡が入っております。５月１５日から５月２２日にかけて、ＪＲ四国が内子高架を緊急点検し、今回の剥落箇所を含む８３mの間において、５月２９日までに剥落防止ネットの工事を完了しております。更に、今回の緊急点検で危険箇所と判断した当該の第２の２内子高架橋、及び内子２の１内子高架橋において、剥落防止ネットを６月中に完了させる予定としております。緊急点検結果により、今回の事故は、張出し部、下部に設けられている水切り部より浸食が進み、張出しの主鉄筋が錆び膨張し、コンクリートを押し出したことが原因であると考えられております。今後は、剥落防止ネットを設置しておらず、かつ同様の事象が発生した場合に通行者並びに沿線住民の方々に影響を与える可能性がある区間については、検査の周期を２年から６ヶ月に短縮し、必要と認められる箇所については、計画的に剥落防止ネットを施工する考えであると報告を受けております。

続きまして、補助金を計上するに至った経緯と来年度以降の歳出見込みについてですが、ご質問のとおり、本年度の一般会計当初予算において、鉄道施設内子高架維持管理補助５８０万円を計上しております。これは、鉄道施設総合安全対策事業費補助の地方負担分であり、地域鉄道事業者であるＪＲ四国が３分の１、国が３分の１、地方が３分の１の負担割合となっております。地方負担分については、愛媛県と内子町が２分の１ずつの負担割合で、結果的には、事業費の６分の１を内子町負担分として求められるものです。本改良計画によりますと、内子高架における事業年度は、平成２６年度から３３年度の長期に渡り、総延長１，８９３m、総事業費５億７，１００万円であり、内子町の負担は、実に約９，５００万円にもなります。平成２６年度は、改修計画延長が１１５m、事業費は３，５００万円で内子町の負担額は５８０万円でございます。補助金を予算計上した経緯につきましては、平成２５年１０月３日付けで愛媛県より説明を受け、施設の老朽化に伴う計画的な改修が必要とのことから、当初予算に計上を致しました。なお、来

年度以降における予算編成につきましては、現段階では未定でございます。補助金の支出に関してのご答弁は、町長が行います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 私の方からお答えを致します。ＪＲ四国株式会社、内子高架橋のコンクリート落下の件に係る補助金支出を、停止してはどうかというご質問につきましてお答えを致します。そもそも高架改良のメリットが高架の存する市町にあるということは理解できなくはないんでございますけれども、多額の負担を要する改良計画でございます。平成26年度分につきましては、その内容等を今回の事項を踏まえ、再発防止策も含めてよく精査をしないと。その上で執行することになるんだろうというふうに私は考えております。ただ、27年度以降分につきましては、本町の財政状況もご案内のように、地方交付税が段階的に削減されるという非常に厳しい状況に入ります。そういう状況の中でございますので、内子町と同じような立場にあります伊予市、そして県、そして国、ＪＲ、もう一回ですね、白紙から協議をし直すということを含めて私は対応していかなくちゃいけないというふうに考えているところでございます。なお、先般のコンクリートの落下につきましては、人的な被害が出なかったからよかったというふうに思っておりますけれども、ＪＲ四国から説明に来町されました際に、点検、防止策等についてきちっとやってほしいと。適正をきしてほしいということについて申し上げたところでございます。

それから環境行政の中で一点だけ才野議員にお聞きしますけれども、ニセコ会議での開催された総括と内子町としての成果及び今後の課題につきましては、答弁を省かせていただいてよろしいですかね。そういうふうに理解をさせて下さい。

それでは、その次の人口減少や長寿化をチャンスととらえて、未来志向でまちづくりに取り組むといった方策を、内子町でも具体的に推進すべきではないかというご質問につきまして答弁をさせていただきます。ニセコ会議では、各分科会において人口減少、少子高齢化の中でどうやって住民力を高めていくかということで意見交換されました。また、全体会では人口減少や長寿化をチャンスととらえて、わが町の素晴らしさや地域資源を認識して、大胆に明るく楽しく未来志向で地域環境の創造に取り組みますという大会宣言がなされた、ご案内のとおりでございます。内子町でも人口減少や高齢化が進んでおりまして、この事は内子町だけではなくて全国の自治体の大きな課題となっておるところでございます。そのためにも、すでに内子町では各自治会ごとに地域づくり計画書の作成を通して、自立・自主の地域社会を作って行きたいと自分たちで出来る事は自分たちで地域の未来を作っていきたいと。そういう掛け声のもとにさまざまな活動が展開されておりますし、町としても可能な限りの支援をさせていただいているところでございます。またＩターン者を迎え入れたり、地域おこし協力隊の導入によって地域に新しい風を入れる取り組みも行っております。このような活動の中にも環境の視点に立った視点をしっかりと入れて、今年度見直す内子町環境基本計画の策定や町総合計画の中に、そういう社会動態を見通した施策内容を盛り込んで行きたいと考えているところでございます。あとニセコ会議の関連でＬＡＳ－Ｅの関係につきましては、担当課の方から答弁をさせていただきますので、よろしく

お願い致します。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野照三総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） 3月14日の防災行政無線についてお答えを致します。3月14日に発生しました地震時の震度をお知らせする防災無線については、旧五十崎地区、旧小田地区では、防災無線が正常に起動致しましたが、旧内子地区については、内子分庁舎内に設置してある放送設備が地震発生時、コンピュータの基盤の一部に不具合が発生したため、放送ができませんでした。深くお詫びを申し上げます。さっそくその日に、原因究明を図るとともにコンピュータの修繕を行い、現在は復旧をしております。しかし、旧内子地区の防災無線機器は、約15年が経過し、町内でも一番古くなっており、基本的には機械の老朽化対策が大きな課題でございます。そこで、放送設備を新しくするよう現在対策をとっているところでございます。今後の方向につきましては、防災情報の要である同報通信系の防災無線及び自動車などの移動通信系無線のデジタル化整備工事を財源を見極めながら、計画的に順次整備して参りたいと考えております。

次に、防災士について、お答えを致します。防災士の資格を取得されている方は、現在、町内に47名おられます。県の取り組みが平成23、24、25年度の3年間でございましたが、それ以前に個人負担で取得された方も含めて47名となっております。県の取り組みが、平成26、27、28年度の3年間延長となりましたので、年20名以上の防災士を養成したいと思っております。そして、42の自主防災組織に一人ずつは、防災士がいるような状態をめざしたいと考えております。また、防災士資格取得呼びかけ3年が経過致しましたので、そろそろ内子町内の防災士のネットワーク、連絡会を作り、愛媛県などの主催するさまざまな学習会や防災訓練等にもご参加をいただき、地域の自主防災組織や地域で平時、有事を問わず、活躍できるような体制にしていきたいと考えております。さっそく、6月29日には、内子町文化交流センタースバルで開催します「防災キャラバン in 内子」にも、防災士のみなさんに参加を呼びかけておるところでございます。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

〔大森豊茂環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（大森豊茂君） 私からは、L A S－Eの取り組みの現状と環境まちづくりに、今後更に町内自治会や町民参加をどのように構築し、推進するののかのことににつきまして、お答えしたと思います。L A S－Eは、その取り組み内容、あるいは難易度によりまして、第1ステージから、第3ステージがございまして、更に各ステージは、取り組み項目の数によりまして3つのステップに分かれております。内子町は、現在、第3ステージの第1ステップに合格しております。これに合格していますのは、全国で内子町が初めてであり、また八王子市との2自治体のみが合格しているところでございます。現在、第3ステージの第2ステップ合格を目指して取り組みを行っていますが、これをクリアするためには、ご質問のように町内自治会や町民参加のもと事業者、行政による協働での、地域全体の環境、地球環境を保全・創造するといった更な

る取り組みが必要となっているところでございます。具体的には、自治会活動や事業所におきまして省エネへの取り組み、廃棄物の発生抑制・リサイクルへの取り組み、小水力発電など再生可能エネルギーの活用、地域における水辺環境の維持・回復を目的としました活動、あるいは環境学習会の開催などがございます。各自治会には、平成22年度よりエネルギー調査、あるいは省エネへの取り組みをお願いしており、また地域づくり計画書の見直しに当たりましては、環境活動や環境学習会の開催といった取り組みを、計画の中に入れていただきますようお願いしてきたところでございます。今後は、そういった取り組みが確実に実施され、多くの町民がそれに参加できますよう、各自治会と連携しながら進めて参りたいと思っております。なお、内子町では、うちこ発環境会議を毎年開催しております。現在では自治会連絡協議会にも共催となっておりまして、町民・事業者・環境団体・行政が一体となった取り組みとして、今後内容の充実を図り、継続して発展させていきたいと思っているところでございます。以上、環境行政についての答弁とさせていただきます。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野俊夫議員。

○9番（才野俊夫君） 先ほど稲本町長からJRの落下事故については今後、白紙で対応するというのをいただきまして、ぜひJR四国側に対してですね、我々の町民の思いをぜひ訴えていただきたいと思います。内子町はですね、せっかくJR内子駅周辺で廿日市の自治会の皆さん、敬老会の皆さん方が毎年、春・夏・秋・冬と花壇の手入れとかですね、JR駅を美しくしようということでごんばっておられます。また、今年度予算でSLを美装して観光の目玉にしようということで計画されてもいますので、ぜひそういった内子の思いをですね、JRの方も分かっていたいて、今回のことについてですね、やっぱり真摯に反省するところは反省していただいて、今後に向けてやっていただきたらと思います。また、来年度以降については、ぜひまたそういった面でJR側にも強くまた国や県ともですね、調整していただいて、我々の850万という自主財源の中から出さんといけんお金ですから、そこらの所をですね、十分に県にも分かっていたいて進めていただきたいと思います。この分については答弁は求めません。

防災行政についてですね、答弁いただきました。防災士資格者の今後の位置付けを町としてもネットワークを構築するよう検討するということでぜひですね、50名くらいの方、資格者おられるわけですからやっていただきたいと思います。できればそのスケジュールがもし現段階で分かっておれば、どういうふうな手順で進めていくかということをご答弁いただきたいと思います。それに関連してですね、防災関連について先般、担当者の方にはお願いしとったんですが、内子町ではいろんな災害が発生した時に防災避難場所を設定しておられると伺っております。各自治会ごとにですね、避難場所が決まっておるわけですが、そうした避難場所を表示、看板等でされておる自治会がどこにあるか。あるとすればどういう形で設置をしておられるかをご説明願ったらと思います。またその看板を全部の自治会は設置しているというのは聞いておりませんので、今後、町としてですね、そういったものの、どこで住んでいても歩いていても災害があった時にどこに避難したらいいかということが分かるために、何らかの措置をしていただけたらと思うんですが、そこらの所をもし町としての考えがありましたら、お答え願えたらと思います。

最後にニセコ会議の件につきましては、町長もご答弁されましたように私も当日3日間参加しましていい勉強をさせていただきました。広い北海道の大地ですね、先進的にまちづくりをやっておられるニセコ町の行政全般についても感服致しております。ぜひですね、いいところは取り入れて内子町も追いつけ追い越せでがんばっていただけたらと思います。また、L A S - E の監査についてね、答弁いただきました。確かに町の職員の皆さん、それから学校の生徒さん方等ですね、大変よく努力されていると環境勉強をされております。ただ、我々住民に翻ってみるとですね、そこらの所がまだまだいまいちの所があらうかと思しますので、そこらの点をですね、ぜひ、環境政策室を中心としてですね、町をあげて進めていただきたいと思います。今答弁いただきました中で、いろいろと計画はあるように伺いましたが、もう一步踏み込んだ形でですね、内子町としてのですね、まちづくりの根本にかかわることです。ぜひ今後とも進めていただけたらと思います。以上、とりあえず再質問を行います。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） それでは、最初の防災士のネットワークについてのスケジュールはあるかというご質問でございますけれども、現在の所はきちとしたものは、まだこしらえておりません。まずはネットワークといったものを、そういう会を作るということから始めさせていただきたいと思っております。それから次にご質問がございました避難場所への誘導案内表示についてでございますが、現在町内の41自治会の誘導案内表示の実態調査ということについては、実施してはおりませんが、八日市自治会と西沖自治会については案内表示がされております。避難場所の誘導案内表示については大切なことであると認識をしておりますけれども、内子町の防災マップにも掲載されておりますし、自分達の地域の避難場所、これは自治会の皆さんはほぼ理解されていると考えております。ただ、八日市の場合は町並観光客も多く訪れられる自治会であることから、町外の人への案内表示の意味合いが強いと感じております。内子町は美しい景観行政を推進しており、案内表示板を作成することに致しましても景観に配慮したもの、そういうものが望ましいと考えております。以上です。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

○環境政策室長（大森豊茂君） 才野議員さん再質問の最後ですね、内子町のまちづくりに関わるその後の、ちょっと内容がですね、聞き取りにくかったんですが、もう一度すみません。

○議長（下野安彦君） 才野議員、質疑に対する具体的な内容をもう一度言って下さい。

○9番（才野俊夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 才野議員。

○9番（才野俊夫君） 環境政策に対する質問はですね、L A S - E の現在の進捗状況は十分分かるんですが、今後町民に向かつてのアナウンスをいかに進めていくか。それらの具体的な方法があるかないかということを確認させていただきました。それと今のですね、案内掲示板、防災場所のですね、ついて。確かに八日市地区は、木の焼いたやつで看板が出てます。確かに町外の方が観光に訪れた時にそれが目印になってということで。そういうことであれば、八日

市だけじゃなしにですね、六日市自治会、畑中自治会等もですね、同じ内子町内で観光客がたくさん訪れます。また今後は、五十崎の町中、天神においてもですね、内子自治会同様、お客さんが今後また来られる予定もあると思いますので、そういった面も含めてですね、やっぱり来訪者が多い、小田の寺村というようなところもですね、何らかの掲示板を今後設置してですね、町民の皆さん、また来訪者にお知らせするようにされたらいいかと思うんですけど、その点を合わせて再質問致します。

○議長（下野安彦君） 才野議員、せっかく再質問からは一問一答方式をとっておりますので、できるだけ活用していただけたらと思います。

答弁を求めます。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

○環境政策室長（大森豊茂君） まずですね、町民への啓発をどうしていくかということでございますが、町が主催します先ほど言いました「内子発、環境会議」そういった会議とか環境学習会等につきましては、広報誌とか文書等で啓発をして参りますが、各自治会なりで取り組んでいるものにつきましては、各自治会からこちらの方へ要望がありましたら講師の派遣とか、資料の作成といったところで協力はして参りますが、各自治会による取り組みということでお願いしていったらとは思っております。あと町内の各団体でですね、行われますフリーマーケットとか、そういった取り組みがございましたイベントがございましたら、また町の方でも広報をして参りたいと思っております。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） 表示板の関係でございますが、現在の所ですね、自治会、それから自主防災組織から、あるいは住民からの表示板の設置の強い要望というのはございませんが、今後そういった必要に応じまして自主防災組織とか自治会からそういったお話が参った場合にはですね、ともに協議を重ねながら景観に配慮したような形のものをやっていくというような方向で話を進めて参りたいと考えております。

○議長（下野安彦君） ここで約10分間休憩します。午前11時10分から再開します。

午前11時02分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（下野安彦君） 質問される方は通告以外のことに外れないように、それからまとめて質問していただけますよう、お願い致します。

次に、森永和夫議員の発言を許します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○2番（森永和夫君） 6月議会に当たり質問致します。昨年6月議会にて、内子町議会議員として初めて質問に立ち、早いもので、丸1年が過ぎました。9月議会、12月議会、今年になっての3月議会、そして今回と5回目の質問になります。ここで改めて議員としての一般質問について考えてみました。まず、「議会の使命は、地方公共団体の具体的政策を最終的に決定することと、議会が決定したことに対し、執行機関による行財政の運営や事務処理、事業の実施が、すべて適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的になされているかどうかを批判し監視することであります。そして、一般質問は、議会の構成員である議員が、住民に代わって行財政全般にわたって、執行機関に疑問点をただし、所信の表明を求めるものであります。そのことによって、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせ、結果としては、現行の政策を変更、是正させ、あるいは新規の政策を採用させるなどの目的がある。」さらに、「政策に取り組み、政策に生きるべき議員にとって、一般質問は、最も華やかで意義のある発言の場であり、また、住民からも重大な関心と期待を持たれる大事な議員活動の場である。」これは、全国の町村議員なら誰もが持っている、「議員必携」からの抜粋です。この議会でも、多くの方が傍聴に来られています。ケーブルテレビでの放映もあり、「議会広報」も発行されています。町民の皆さんに対し、私に一票を投じていただいた皆さんに対し、私が本当に議員として住民の声を行政に届けているのか、チェック機関である議会の一員としてその役割を果たしているのか、内子町のまちづくりに対しどう考えているのかなど、ご理解いただけるようにとの思いでここに立っています。

まず、龍王公園について質問します。「心して吹け 朝風 夜風 ここは龍王城の址」これは、日本を代表する詩人で童謡作家である野口雨情が内子を訪れた時、龍王城址で詠んだ歌です。この歌にもある龍王城の歴史は室町時代にさかのぼると言われ、内子町にとっては歴史的にも大切な場所でもあります。昭和初期には、日露戦争30周年記念事業として忠魂碑が建設されたり、その他にも実現こそしませんでした。内子、五十崎、天神、御祓の4カ町村で、合同青年訓練所の設立や内子高等学校の第2グラウンドの計画など、龍王城址の活用がいろいろ検討されたようです。時代は変わり、平成17年、3町合併に伴い、内子町新町建設計画を定め、そのシンボル・プロジェクトとして龍王再開発事業に取り組むことになり、平成22年4月には健康増進施設「フィットネスクラブRyow」、温浴施設と宿泊設備を備えたレストランである「オーベルジュ内子」そして「マルシェ内子」がオープンし、その他、芝そり場・ジョギングコース・冒険広場などが整備された公園に生まれ変わりました。ただ、残念なことがあります。これまで龍王公園は、旧内子、五十崎が一望でき、2月には梅、4月には桜、5月にはツツジ、そして338mを誇る藤棚、秋には紅葉と、四季折々の花が咲き誇り、まさに風光明媚、眺望絶景のところであり、温泉や宿泊施設も含め多くの人に親しまれた場所でもあります。合併前は両町で「梅まつり」や「藤まつり」が開催されていました。今では、その梅も藤棚も当時の面影はありません。ここ最近になって梅の剪定はされているようですが、まだまだ以前のようにするには2、3年かかるそうです。藤棚もそうです。管理が行き届いてない結果、藤も元気がありません。公園内のベンチにしても、腐食して座ることもできないほどどうしようもない状態で何年もほったらかしです。この

ことを残念に思っておられる方は、町内外にたくさんおられます。「久しぶりに龍王公園に行ってみたが、残念でした。」と言った声は何度も私の耳に入ってきます。東京で内子ファンを増やすのもいいですが、まず、内子に暮らす住民の皆さんにこれまで以上に内子を好きになってもらい、近隣の人たちに内子ファンになってもらうことも大切だと思います。そのためにも、龍王公園は都市公園です。ニューヨークのセントラルパーク、ロンドンのハイドパークなど世界に公園はあります。どれも市民の憩いの場となっています。龍王公園は、場所的にも内子町のシンボリックな公園です。これまで以上に多くの人の憩いの場として、愛される公園として整備・管理、そして活用すべきと考えます。そこで伺います。今後、都市公園としての龍王公園のあるべき姿をどう思われるのか。また、梅や藤棚の管理、ベンチなどの改修を含め、今後の取り組みについてどうされようとしているのか、伺います。

次に、オーベルジュ内子について伺います。

平成22年4月にオープンした「オーベルジュ内子」ですが、3社によるプロポーザル審査の結果、指定管理者にオリентホテル高知株式会社が決定されました。この事業には公園整備も含め、5億3,184万4,000円の総事業費がかかっている大事業です。オリентホテル高知の提案によると、最終的に17棟の宿泊施設を整備していきたい、当初、平成21年度にヴィラ棟4棟を内子町負担で、1棟をオリентホテルで整備し、3年後である24年度に2棟を整備する。その後、平成27年から29年度に5室、30年から34年度にさらに5室、合わせて10室をオリентホテル高知で整備することになっておるようです。こういった提案内容も含め、オリентホテル高知に決定したものだと思います。また主な評価の理由を見てみますと、「内子町の負担増になっても事業者の施設整備に係る投資や事業運営の実績、将来性を考慮し、事業効果が高いと判断した」また、「高級な宿で、町内同業者との競合が避けられる」、「町のゲストハウスとしての象徴的な施設となる」などが挙げられています。宿泊客の内訳を見ますと、関東・東海・近畿から44%、中四国から30%、その他7%と、県外からのお客様が全体の81%を占め、県内が19%となっています。3月議会で私は、観光行政は大切であり、道後に来たついでに内子に来てもらうのではなく、わざわざ内子に来ていただくようにしなければならない、そのためには内子に宿泊する魅力とかプランの提案が必要であると申しました。それに対し、滞在時間や宿泊者消費額の増加を図りたいとの答弁もありました。そういった観点からも、「オーベルジュ内子」には内子町の象徴的なゲストハウスとして頑張ってもらわなければいけないと思います。さて、「オーベルジュ内子」がオープンして5年目になります。これまでの宿泊施設の稼働状況を見てみますと、22年度が41%、23年度が46%、24年度が48%、25年度は50%となっています。この数字だけを見ますとなかなか厳しい数字だと思いますが、これについて理事者のご所見を伺います。次に、当初の予定ですと、24年度にはヴィラ棟2棟が建設されることになっていますが、未だ整備されていないようです。なぜ整備されないのか。また、27年度から29年度の間に5室を建設することになっていますが、その見通しはどうなっているのか伺います。この宿泊棟建設場所については、平成21年6月定例会において議決をし、「町有地1,000㎡を25年間無償貸付け」を行えることになっておりますが、1棟分を除いてそのままの状態だと思います。現状を伺います。この施設には、町としても多額の公費が使われていま

す。事業者との経営状況に係る定期的な協議などは行われているのか、町としての意見が言える機会があるべきと考えますが、現状はどうか、お伺いします。

また、現在、指定管理者として、オリエントホテル高知が指定を受け運営を行っていますが、5年の指定期間が平成27年3月31日で終了しています。現在の経営状況からみて、私は将来においての見通しを危惧しています。他市町の事例にも最悪、撤退という状況がありました。町としての考えを伺います。「オーベルジュ」とは本来、宿泊設備を備えたレストランです。それに1億9,625万2,000円もの巨費を投じて建設された「オーベルジュ内子」を内子町の観光戦略の中でどう位置付けているのか。また、費用対効果を考えた時、内子町にどれだけのメリットをもたらしているのか、お伺いします。

次に、幼稚園、小学校、中学校の冷房施設についてお伺いします。気象用語に「夏日」、「真夏日」、「猛暑日」、「熱帯夜」というのがあります。その中で1日の最高気温が摂氏35度以上になる日を「猛暑日」と言いますが、1日の最高気温が摂氏35度以上になる日など、かつては多くはありませんでした。そのため、特定の気象用語も定められておりませんでした。ところが、2006年の夏、西日本を中心に連日軒並み摂氏35度を超える暑さを記録したことから、気象庁は、2007年の天気予報から新しい気象用語として「猛暑日」が正式に使われることとなったそうです。2013年は、全国的な猛暑となり、高知県四万十市で8月12日午後1時42分、国内の観測史上最高の41.0度を記録しました。今日も、内子町の最高気温は29度と予想されています。今年も暑い夏となりそうですが、40度近くの異常な高温状態になりますと、私たちの体にどんな危険があるのか。まず熱中症です。しかしそれだけではありません。順天堂大学の稲葉裕名誉教授によりますと、「臓器がダメージを受け、意識がなくなったり、尿が出なくなったりして多臓器不全を招くリスクもある」と話されています。子どもは特に注意が必要です。体内の水分を汗以外にも吐く息や皮膚からも失いやすく、また腎臓の機能が低く、尿から水分が失いやすい事情もあるようです。室内にいたとしても普段の5割増しくらいの意識で水分を取ることが必要と言われています。このような暑さの中冷房なしでは過ごせない状況になっています。内子町では保育園ではすでに冷房設備はすでに整備をされています。幼稚園では、内子幼稚園、小田幼稚園は整備されていますが、立川幼稚園、五十崎幼稚園は未整備です。園児の体調にも悪影響を与えかねないと思いますし、保護者からの要望もあると聞いております。去年は、給食時に暑さで食欲をなくした園児もいたと聞いております。今後、この2か所の幼稚園に対し早急に冷房設備の設置が必要と思いますが、その取り組みについて伺います。

次に、小中学校の冷房設備ですが、猛暑を乗り切るため、全国的に普通教室にも冷房を設置する公立学校が増えているようですが、これについてはいろいろな意見があります。「健康と学習効率のため必要」「温暖化が進む中、快適な学習環境を確保する必要がある」と言った冷房化に肯定的な意見や、「快適な生活が多く犠牲で成り立つことを原発事故で知った今、その追求をやめるべきだ。家庭でも学校でも冷房の中では、子どもの身体機能が弱まる」と言った否定的な意見もあります。文科省の学校環境衛生基準によりますと、強制の値ではありませんが、望ましい教室の温度は「10～30度」。「最も学習に望ましい条件は、冬で18から20度、夏で25から28度程度」となっています。小・中学校での冷房設備に対する考え方、必要か、必要ないのか教

育委員長のお考えをお聞きして総括質問と致します。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、森永議員のご質問にお答え致します。私どもからは龍王公園関係についてお答え致します。まず、龍王公園の位置付けについてお答えを致します。龍王再開発事業は、新町建設計画のシンボル事業と致しまして、町民の健康増進、産業振興、交流促進を目的に計画されたものでございます。龍王公園が、子どもから高齢者まで多くの町民が集う憩いの場所、内子町を訪れた観光客との交流及び、町民の健康増進につなげていく都市公園として、地域の活性化・福祉の増進・交流を促進しているものでございます。

次に、公園の維持管理の取り組みについてお答えを致します。梅の木や藤棚の管理につきましては、町内の造園業者や内子町のシルバー人材センターに委託をして維持管理に努めているところでございます。特に梅園につきましては、平成21年度から剪定・肥料散布及び補植等を重点的に実施したことによりまして、以前よりは多くの花が咲き、また藤につきましても前年度より剪定・施肥等を行いまして、龍王公園が来訪者の交流と憩いの場になるよう、計画的に管理をしております。また、26年度におきまして、国の社会資本整備総合交付金事業である都市公園施設の長寿化計画の作成に入っております、その結果をもとに修繕等の対応を考えて行きたいというふうに思っている次第でございます。

次に「オーベルジュ内子」の関係になりますけれども、その宿泊施設の稼働状況についてお答え申し上げます。「オーベルジュ内子」がオープンした1、2年目は、宿泊客の口コミ、ホームページ等による情報提供など知名度アップを図り、3年目には大幅な集客アップを見込んでおりましたが、平成23年に東北大震災が発生し、全国的に景気が後退した中、宿泊客は伸び悩みました。年間を通した宿泊稼働率アップのために、レストランとの連携、公園内にありますフィットネスRyowの相互協力によりまして、宿泊客の取り込みが図られているところでございます。また、県外だけでなく、海外からの客獲得によりまして大手旅行業者との提携を図るなど工夫をこらしながら、宿泊稼働率57%を目標に取り組んでいるところでございます。

続きまして、宿泊施設の整備状況についてお答え致します。計画では、平成24年度にヴィラ棟2棟を建設する予定にしておりましたが、先ほどの東北大震災等によりまして全般的な売り上げ減少の中で、利益率が落ちてきたことから、断念した経緯がございます。今後、更なるコスト削減と共に、レストランのランチでの集客や今年度から、口コミ以外に、インターネットでのPR、大手旅行会社との提携をしまして、海外の客等幅広い客を呼び込むことによりまして、さらに宿泊稼働率の向上、業績回復を図りまして、少しでも早く建設できるよう協議をしているところでございます。

次に事業者との経営協議の状況についてお答え申し上げます。オリエントホテル側から毎年経営状況の報告いただいております、コスト削減や集客力の向上などについて、関連施設の連携を図るなどの提案を行っているところでございます。オーベルジュと致しましても宿泊施設だけ

でなく、レストラン、温泉など町内の皆様にもご利用いただけるよう、桜まつり、地酒発表会の開催を行ったり、百円商店街などに店出するなど積極的に地元住民との交流に努めているなど貢献を頂いておる次第でございます。また、雇用の面におきましても、現在17名の社員のうち14名が地元採用でございまして、今年も新卒社員1名を採用され内子町に貢献を頂いております。今後も指定管理につきましても、継続して経営努力をされておりますので、継続させていただけるんじゃないかと思っているところでございます。

オーベルジュ内子の観光戦略の位置付け、内子町へのメリットについてお答え申し上げます。オーベルジュ内子は、内子町を周遊する観光における「滞在」に寄与出来る重要な施設と考えております。町内における宿泊施設はいくつかございますが、オーベルジュ内子は、既存の宿泊施設にはない別のクオリティを求める観光客をターゲットとしており、観光客の内子町における宿泊施設の選択肢を拡げております。観光だけではなく、雇用の面や施設整備においては内子の和紙、ローソクなどの素材を使いまして、食事においては内子町内の食材を使うなど一定の経済的効果を生んでいると思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

〔片山哲也学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（片山哲也君） それでは、教育施設の冷房についてお答え申し上げます。まず、幼稚園の冷房設備でございますが、五十崎幼稚園は、3室の内、年少児を除く2室、立川幼稚園については、2室とも未整備でございます。立川幼稚園につきましては、比較的涼しい立地条件ですので、今のところ要望はないようですが、2園とも室温等の記録を行い、その状況によりまして、冷房設備の対応を行ってまいりたいと考えております。

次に小・中学校の冷房設備の導入でございますが、学習効率などの教育面、身体発達への影響などの健康面、エネルギー問題や環境問題といった環境面の3つの視点から考える必要があるとされております。現在、内子町内の小・中学校につきましては、暑さ対策として、扇風機で対応しておりますが、町内の各学校の状況は、立地や建物の構造によっても違っている状況でございます。学習効率からいえば、教室環境の悪くなっている学校につきましては、今後、対応が必要であると考えております。しかし、身体発達の健康面からいえば、暑いときの対策や、体調管理の仕方なども一つの教育であるとも言われてますし、アトピー性皮膚炎などの影響についても考えていく必要がございます。現在、学校施設につきましては、平成28年度末まで、耐震化を集中して行っておりまして、財政的に、非常に厳しい状況でございますので、耐震化がほぼ終了する目処ができましたら、対応につきましては、様々な方法で、対処してまいりたいと考えております。以上でございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） まず、最初にですね、龍王公園の梅や藤棚、そしてベンチの件の質問を致しました。いろいろ答弁いただきましたけれども、私はですね、例えばベンチも去年から私、建設デザイン課にはいろいろ不具合が出ておるという話をしております。そしてちょっと散歩に

来られた方なんかもですね、ベンチを見て、なんぞこれはというようなことを私も目撃したことがあります。私が見ても確かにですね、あのベンチはああいう状態であれば撤去すべきだと思いますし、撤去してもですね、やはり今までありましたし、やっぱあそこで休む方もいらっしゃいますから早急にですね、ベンチの改修はできると思いますが、それは、取り組みは、されますでしょうか。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 私もですね、先般現地の方を確認させていただきました。その中で非常に悪くなっておるベンチ等もございますので、修繕費の範囲内がありますけれども、いけない部分はすぐ撤去をします。その分で費用的にできるようであれば新しいベンチを置くということで。まず第一は、安全というふうに考えておりますので、そういう対応は早急にしたいというふうに考えているところでございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） それは早急にですね、ベンチも含めて梅や藤棚も管理をしていただきたいということを要望します。先程申しましたように、以前は梅まつりとか藤まつりで大勢の方に来ていただいて、にぎやかなお祭りをしておりました。今後ですね、そういったあの龍王公園を整備をさらにして、そういった梅まつり、藤まつり。また、あそこに全国の俳句コンクールで入賞された方の句碑なんかもおいております。例えば、俳句コンクールをしてですね、句碑を増やして、散策をする方が句碑を見ながらですね、散策出来るような活用方法もあらうと思いますが、そういった具体的な今後の活用方法、そういったものは何かお考えでしょうか。お伺いします。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） ご質問のとおりですね、旧五十崎町についてはですね、梅、それから藤ということでイベントがあったように記憶しております。その中で合併後ですね、オリエント、オーベルジュ内子の方ですね、ある程度梅が良くなった折にですね、そういう梅まつりをしたようなこともございますが、なお一層ですね、このような剪定とかそういう梅の管理をした上でですね、皆様に見ていただけるようなものになれば、またオーベルジュ内子さんのそういう取り組みをして、また集客につなげていただくというふうに思っておりますので、そこらは連携を取りながら今後も進めて行きたいというふうに思っている次第でございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 次にですね、オーベルジュの質問何点か致しました。稼働率の数字を言いました。25年度まあ徐々に微増はしておるんですけども、ただ25年度はですね、それまで8月は31日営業をされておったんですが、25年からは他の月と同じ木曜日が定休日になっております。そういったことを考えるとですね、25年度の50%というのは若干現実的には下がる数字だと思いますし、木曜日定休日で休まれておるんですよ。同じ系列のオーベルジュ土佐

山さんなんかは年中無休みたいな形で営業をされておるようです。そしていろいろ見てみますとですね、レストランの利用者を見ましても当初22年度に1万2,347人の方が利用されております。これをピークにですね、24年度ではほぼ6割減。4割ちょっとということで25年度も減少する傾向にどうもあるようです。マルシェにしても22年度の1万5,726人をピークにですね、24年度には3分の1に利用者の方が減っております。そういうことを考えるとですね、やはり根本的に先ほど申しました協議の話をしましたが、やはり行政としてもよく年に何回かはそういった現状を見据えてですね、オーベルジュ内子さんとの協議の中で今後集客力を増すような努力が私は必要だと思いますし、せっかくできた施設です。私も本当はあの施設を見てですね、本来は民間資本で建設されるような施設だと私は思っておりました。しかし、議会の同意も得て町長の強い思いもあって出来た施設ですから、今後内子の当初の目的のようですね、内子のためになる施設。そのためには何と言ってもやはり集客力をいかに高めるか。宿泊客、レストラン、マルシェ、そういったことも含めてですね、オーベルジュ内子さんのポテンシャルは高いと思うんです。それをどう生かすかということは当然オーベルジュさんも考えるべきことではありますけれども、やはり行政の方もある程度関与をしながら共にですね、官民一体となって結果を出すような努力をしていただきたいと思います。その今後の取り組みについて町長何か一言あれば。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 私も森永議員と同じ思いを抱いております。やっぱりがんばってもらえないかんというふうに思ってます。オリエントの場合は高知のあのホテルを見ましてもですね、全国的に見てもなかなか予約が取りにくいホテルだというふうに高知の部分はですね、聞いております。ですからそういうものと連携さすというだけではなくて、やっぱり広域の中で内子の観光、あるいは内子の中のオリエントというものをどういうふうに底上げして行くのかということが大事だというふうに思ってますから、さまざまな取り組みを行政としてもやれる範囲でですね、応援をしていかなくちゃいけないだろうというふうに思っております。協議の方もですね、これは随時やっておりますですね、物販はどうでしょうか、あるいは集客はどうでしょうかというのは随時意見交換はしておりますので、町としてもそういうものについては、関与できる範囲で関与しながら、応援をさせていただこうというふうに思っているところでございます。よろしくお願い致します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 今町長、オーベルジュ土佐山の予約が取れないというようなお話ありましたけれども、私昨日ですね、昨日現在で8月の予約状況をちょっとオーベルジュ内子と土佐山見てみたんですが、オーベルジュ内子、例年ですとですね、74、5%の稼働率があるようです。ただ、昨日の時点ではですね、まだ65%くらいな予約状況になっております。一方、土佐山はですね、87%くらいな予約状況になっておりますから、そういったことを見るとですね、やはりちょっと今年の全体的な稼働率はどうなのかなと心配をしております。それとさっき課長の答

弁の中で海外のお客さんをうんぬんという話がありましたけれども、これまでの宿泊の利用状況見てみますとですね、海外からは3%なんですね。私はやはり県外、関東、東海、関西のお客さんも、もちろんこれまで以上に來てもらう努力はするべきだと思いますが、やはりもっと近隣、愛媛県、中国四国くらいからのお客さんと呼び込めるような方策というのにも必要かと思います。本来のオーベルジュの機能というものを考えた時にはですね、やはりもっとレストラン、あそこでオーベルジュ内子の食事がおいしいねという話で来ていただく。そして泊っていただく。そしてまた内子の観光にも波及効果が出てくるというようなことだと思いますので、ぜひ、今町長言われたような取り組みをですね、今後さらに進めていただきたいと思います。そして小中学校の冷房施設ですけれども、その前に幼稚園の冷房施設ですが、ということは来年度も五十崎幼稚園、立川幼稚園については冷房施設は設置しないということによろしいですか。

○議長（下野安彦君） 先程のオーベルジュに対する質問はよろしいですか。

○2番（森永和夫君） はい。オーベルジュはもうけっこうです。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 幼稚園の方は、取り組んでいきたいというふうに考えております。冷房施設の整備、五十崎幼稚園ですね。立川幼稚園につきましては、温度等の状況を見ながら要望をしていきたいというふうに考えております。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 五十崎幼稚園については、今年度ですか、来年度ですか。またさ来年度ですか。時期的なものをお聞きしよるんですが。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 来年度当初予算で要望をさしていただきたいというふうに教育委員会では考えております。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） ということであればですね、ぜひ来年の今ごろには設置が出来ておるようなことで進めていただきたいと思います。また、小中学校の冷房施設ですけれども、たしかに私もですね、子ども達の健康の問題とか考えるとですね、大人が快適であってもですね、子どもたちにとっては快適でないようなこともありますし、ただエアコンというだけでなくですね、全国的には校庭の芝生化や緑のカーテンや屋上緑化など、エアコンを入れなくても涼しく過ごせる取り組みを優先して取り組んでいるような事例もあるようですから、その辺も見ていただいてまた児童、生徒、先生方、保護者の皆さんとも協議をして快適な学習環境を作っていただくようお願いしたいと思いますが、教育委員長に最後にその辺の取り組みについてお願いします。

○教育委員会委員長（城戸彰君） 議長。

○議長（下野安彦君） 城戸教育委員会委員長。

○教育委員会委員長（城戸彰君） 議員さんの言われるとおりでございます。いずれにしても予算の方がですね、耐震化の方を集中してやっておりますので、なかなかできませんが、ただですね、個々の状況をですね、判断して前向きに検討していきたいと思います。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 終わります。

○議長（下野安彦君） 午前中の一般質問はここまでとし、午後1時より再開します。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、久保美博議員の発言を許します。

○1番（久保美博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保美博議員。

〔久保美博議員登壇〕

○1番（久保美博君） 6月定例議会にあたりまして、質問を致します。ほとんどの地域で田植えも終わり、農家の方も一安心されていると思います。今年の田植えは適度な雨もあり、順調に作業ができたと思っております。あとは実り多い収穫となるように願う1人であります。そんな中、深刻な被害を与えている野生鳥獣による農作物被害、病虫害被害に比べると野生鳥獣による農作物被害は多く、農家の営農意欲を減退さす原因、あるいは耕作放棄地の増加など地域に与える影響は大きいものとなっておりますのが現状だと思います。ここ数年、野生動物による農作物被害額は全国で200億円以上と発表されており、今朝も新聞で県内の農作物被害は3億7,970万円ということで対前年の8%減になっておるという報道がありました。当町ではイノシシの被害が多く、25年度において捕獲頭数は669頭。被害額は2,701万円、面積で24.3ヘクタールと前年と比較すると捕獲頭数では150頭あまりの増。被害額で20%の減、面積で40%の減となっております。一定の効果が出ていると思っております。一方で、対野生動物での防除や捕獲に大きな予算が付き、対策も進んでいるはずであります。現状はどうであろうか。素朴な疑問がわいてきます。たしかに、率先して集落内の合意形成をとり、集落中を防護柵で張り巡らせ、強力な猟友会の組織力のもと、一定量以上を捕獲している地域は、被害は減っておると思います。そこで獣害が深刻な集落で鳥獣害対策に取り組む意欲のある集落を手挙げ方式で募集し、モデル地区を設置したら被害を抑え込めると思います。モデル地区を設置したらJAや猟友会、森林組合など連携した地域ごとの支援チームが重点集落を支える体制を作ることも必要だと思います。ぜひ各集落の実状にあったサポートを行って各関係機関がフォローすることで被害をなくせるし、それが地域づくりにつながっていくと思います。このことについて町長のお考えをお伺い致します。

次に、現在取られている対策が持続可能な対策かどうかであり、私が考える持続可能な対策とは、一過性の公的資金頼みの対策ではない、自分達の田畑を自分達で守り、自分達で率先して加害固体を捕獲し、資源として活用できる人材を育て地域自治力を高めていくことが必要だと思いますが、そこで町長にお伺いしたと思います。今、鳥獣害対策で捕獲されたイノシシ等を有効に活用するジビエには魅力があると思います。ジビエは狩猟鳥獣の料理であることや、野生獣の固体数調整が必要なこと、獣肉の食肉活用を検討する流れになっていると思います。狩猟されたイノシシ肉は猟師が一部を食用にするだけで、ほとんどが廃棄されており、到底、おいしいごちそうには見えないという声も多いと思います。また近所の猟師さんから分けてもらって処理や調理が万全でない獣肉を食べた結果、ジビエはまずいと思っている人が多いのも実情だと思います。そこで町長にお伺い致します。ジビエの魅力、料理への取り組みについての町長のお考えをお伺いしたと思います。今、全国的にジビエが盛り上がっています。しかし、都市部の一部のサービス業だけが盛り上がっているのではないだろうか。天然の肉が安ければ売れるのは当たり前で、地域の産物として地域内でしっかりと価値を付けて販売していけば、地域の資源としての価値が上がってきて取り組むことにより、新たな活動の原動力になってくると思います。地域でジビエを活用した6次産業化が進めば地元の農産物が生かされると思います。そこで、町長にお伺い致します。狩猟されたイノシシ等の解体、加工、販売までの一環体系の獣肉処理加工施設の整備についてどのようなお考えかお伺い致します。

次に、認知症を患って行方不明になる人が全国で1万人を超える事が明らかになり、県内では12年度末、県警に107人の届け出があり、18人は13年度末までに見つかっていない、こういう現状であります。私も母の徘徊に直面致しました。早朝、パトカーに乗って帰って来ました。幸いにして顔見知りの人が警察へ連絡をしていただき、保護をしていただきました。トラブルに備え、名前、住所、電話番号を書いたカードを持たせていましたが、この一回だけで済みました。この時の昼間は、母一人が家における状況でした。徘徊を恐れて閉じ込めることは、不可能であり、もし何かあれば仕方がない。家族が打てる手段には限界がある。家族が隙間なく見るのは無理があり、抑制や拘束は虐待にもつながる恐れがあると思います。家族としては、周囲に認知症を隠さずオープンにすることも必要だと思います。散歩か徘徊かは、見かけで分かりにくい。いざという時に情報が集まりやすい。遠くに行く前に気づけば、リスクは減ると思います。不安そうに歩く高齢者を見かけると気軽に声をかける、住民参加型、地域ぐるみで認知症の人を支える風土づくり、近所で見守り合える地域づくりを進めていくしかないと思います。そこで町長にお伺い致します。町は、どんな取り組みを進めているのかお尋ね致したいと思います。次に、徘徊者を早期発見し、命を守る事が大切であり、取り組みの先進事例で四国中央市が始めた「みんなで探そや！ネットワーク」で警察から行方不明者の情報が入ると、防災行政無線で放送、ケーブルテレビに字幕を流す、消防団員や市の職員、市民へのメール、農協や金融機関、JR、バス会社など関連事業所へのファックスを発信して、早期発見に努めておるという事例でございます。そこで町長にお伺いしたいと思います。当町においても徘徊者の早期発見の点からもネットワークの立ち上げ、導入は必要と思います。取り組みの状況、導入についてのお考えをお伺いして私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 久保美博議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） それでは、ただ今ご質問がありました、私の方からは、獣害対策と地域づくりについて。そして、ジビエを活用した6次産業化についてお答えをさせていただきます。まず、鳥獣害対策に取り組む意欲のある集落を手挙げ方式で募集をして、モデル地区を設置したらどうかということでございますけれども、まず、現在の内子町の鳥獣被害対策について説明をさせていただきます。対策については、捕獲と防除の2つの観点から対策を実施しております。捕獲については、ここ数年来、被害の拡大を防ぐため、狩猟期間を除く4月から10月の間のほとんどで有害捕獲許可を出しており、広域的に対応する方が効果的と考え、町内全域で一斉に捕獲しております。また、防除については、広報や区長便などで電気牧柵やワイヤーメッシュ等の設置制度についてお知らせし、これらの制度を活用しながら、それぞれの集落や地域で積極的に防除に取り組んでもらっているところでございます。まだまだ鳥獣被害は発生しておりますけれども、今後とも猟友会による捕獲と地域住民による被害防除対策を連携させながら、内子町全域で一斉に対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、現在とられている獣害対策が持続可能な対策かどうかということでございます。現在、捕獲を推進するため、内子町では、有害鳥獣捕獲奨励金交付事業にて捕獲奨励金を交付しており、その上乘せとして国の捕獲奨励金も交付をしております。さらに、狩猟免許取得者の高齢化や減少に対応するため、狩猟免許の取得費用の一部を助成をしております。また、防除については、防護柵設置に対して町と国の補助制度を設けております。まず、町の単独事業の有害鳥獣農林地等侵入防止施設整備事業では、電気牧柵など防護柵の資材費を補助率2分の1以内、補助上限額5万円以内にて補助金を交付しております。また、国補事業の鳥獣被害防止総合対策事業については、受益戸数3戸以上、受益面積1ヘクタール、柵延長1キロメートル以上の要望のあった集落に対して、内子町鳥獣害防止総合対策協議会から貸与という形で、ワイヤーメッシュ柵を整備しております。今後においても、町の捕獲事業や防護柵等の事業について取り組んでまいりますけれども、国・県に対しましても事業の継続を訴えていきたいと考えております。

次に、ジビエを活用した6次産業化ということで、ジビエの魅力、料理の取り組みについてお答えをさせていただきます。ジビエと聞きますと、一見クセのあるイメージですがけれども、日本ジビエ振興協議会のホームページによりますと「山野を駆け巡り大空を舞った天然の肉は、脂肪が少なく引き締まり、栄養価も高い、まさに森からの贈り物」また、「グルメ好きにはたまらない人気の高い料理」ということで魅力が書かれております。イノシシの肉を使った料理は、地域でのイベントや催し会において、シシ鍋等がふるまわれたりすることもあるようですけれども、前年度実施した食の開発事業に係る内子うまいもん賞味会では、グリーンツーリズム協会のメンバーから、ししの竜田揚げが試食メニューに出されるなど、おいしく食べる研究がなされております。

次に、狩猟から解体、加工、販売までの一貫体系の獣肉処理加工施設の整備についてお答えを

致します。平成25年度、イノシシは内子町内で有害鳥獣期間と狩猟期間合わせますと、年間約1,000頭あまり捕獲されております。猟友会の方に伺いますと、加工できるものについては、ほとんど食肉として利用しているということでございます。獣肉処理加工施設についてでございますが、県内の自治体においては西予市、松野町、上島町で整備がなされております。施設の整備にあたっては、採算性が重要ですが、そこで課題となるのは、「供給と品質の安定」と「安定した販路の確保」であります。まず、供給と品質の安定についてでございますが、捕獲されたイノシシ全てが食肉化できるわけではありません。ごく小さい幼獣や死亡して時間が経っているもの、あるいは皮膚病をもつもの、捕獲檻内で暴れ内出血しているものなどについては食肉化が難しいようでございます。また、加工するにあたっては死亡後、短時間で加工しないとイケないようでございます。ある加工施設では持ち込まれたイノシシの3分の1も使えず、安定した品質と安定供給のためイノシシを飼育しているということも聞いております。また、捕獲時期によって肉質が変わり味も変わるということもあるようですので、そういったことを踏まえ、供給と品質の安定が課題となります。また、販路についてでございますが、他の食肉と比べ比較的高価ですが、具体的な消費者を確保する必要があります。他にも、施設の排水や近隣住民の理解ということも課題になってまいります。先進地の状況を伺いますと、多くのところで指定管理者制度を活用し運営がなされておりますが、経営状況は厳しく、行政の支援を受けながら取り組んでいる実態もございます。このように様々な課題があり、その取り組みは容易ではないと考えますが、捕獲するのは猟友会の方であり、猟友会の協力や理解なしには取り組むことはできないと考えておりますので、今後、猟友会の方と協議をしながら事業を実施するか否かなど総合的に検討していきたいと考えております。以上でございます。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 私の方からは、議員ご質問の認知症の方の徘徊の問題についてお答えさせていただきます。内子町の要介護認定者の数、現在、1,288名で、その内879名が認知症ということであります。その認知症の中で在宅で徘徊をされている方が11名というふうに今把握をさせていただいております。その他、各老人ホーム等、施設等の中にも数名おられまして、その入所者、通所者につきましては、それぞれの施設で見守り等の支援をいただいているところでございます。保健福祉課、地域包括支援センターでは、各介護施設等と連携・協力しながら徘徊者の対処をしているところではございますが、同センターでは特に在宅の方を中心に支援をしておるところでございます。家庭訪問で現状を把握したり、日々訪問をいただいております居宅介護施設の方々と連携を密にし、事故防止に努めているところでございます。また、議員もおっしゃっていましたが、家族が終始つきっきりで見守るなど肉体的、精神的に大きな負担になる時期もありますので、家族のケア、相談にも対応しております。また家族がかけられる時などは、各介護施設のショートステイなどを利用させていただくよう配慮も行っているところでございます。さらに、行方不明者の方が出た時の所在が確認できますGPS装置というのがありますが、その装置の説明等もさせていただいたり、徘徊者の方の衣服には名前を記入

するなどの指導も行っており、家族と一緒にって行方不明者を出さない活動を心がけているところでございます。実際に行方不明者事案が発生した時には、総務課危機管理班と早期に連携した対応が出来るよう、日々協議をしているところでございます。

次に、徘徊者を守るネットワークにつきましてですが、現在、民生委員さん、見守り推進員さんと連携したネットワークはすでに構築されております。また、地域包括支援センターと特別養護老人ホーム、デイサービス施設との情報交換、徘徊者への対応など相互に研修するなど、共通する課題として共に取り組んでいるところでございます。また認知症への理解を深めることや、認知症の方への適切な対応を研修致します「認知症サポート養成講座」を平成19年から開催しておりまして、地域で支え合う体制づくりも行っているところです。これまでに同講座を町内の方646名が受講をしていただいているところです。さらに、地域包括支援センターでは、本年中に、町内の地域と関わりの深い事業所の方にご協力をいただきまして「高齢者見守りネットワーク」を構築する準備を進めております。このネットワークは、地域を巡ることの多い事業所と協定書を結び、日常と異なる不審な点に気付かれた時は、同センターへ連絡をしていただき、早期に対応を進めていくことを目的とするものです。事業所の方々には、連絡だけをお願いするというので、直接的な対応は、包括支援センター等で行うこととし、リアルタイムの情報を得ることで、事故の未然防止、また早急な対応ができる有効なネットワークになることと考えておるところです。しかし、現実的に徘徊者の行方不明者が出るような事案が発生した時には、一刻でも早い対応、より多くの情報確認が必要となりますので、役場内での体制づくり、警察署・消防署との連携、地域全体・町全体での対応が不可欠と考えているところでございます。以上、お答えとさせていただきます。

○1番（久保美博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保美博議員。

○1番（久保美博君） 先ほどの獣害対策についてなんですが、それぞれモデル地区を設置したらということでお尋ねをしたわけなんですが、それぞれの関係機関が連携して集落を支えるという、そういう体制を作って鳥獣害対策専門員の救援だとか、重点的に集落に入って柵の維持管理や集落のえさ場をなくす環境づくりなど、アドバイスを徹底して住民の意欲が高まるよう、集落ごとに研修会をされるとかいう方法も取って、工夫をすることによって被害をなくせるし、地域づくりにつながっていくと考えておりますが、その考えについて再度伺いをしたらと思います。また、現在行われている被害対策の大きな落とし穴があるのではないかと。鳥獣害被害対策における捕獲の目的は個体数調整と有害鳥獣駆除があると思います。個体数調整の目的は特定の地域である種の個体の生息密度が深くなったために個体数を減らすというもので、ここでの対策は効率よくより多くの数を取ることに重きを置かないといけない。その一方、有害鳥獣駆除とは言う、と、田畑や森林、希少動物などに被害をもたらす野生鳥獣を捕獲するということを目的としており、その対策は数を取るのではなく、被害をもたらす個体を的確に捕獲することであり、この事からたくさんとれば被害が無くなるというロジックは成立しないと思います。また、被害をなくすためには、被害を受けている当事者が加害固体で捕獲することがもっとも近道ではないでしょうか。先程答弁にもありましたように捕獲は猟友会頼みであるというようなお答えだったんで

すが、これは農家が狩猟免許を取得して捕獲者となることを支援すれば効果は抜群で、支援の手を差し伸べれば被害は大きく減ってくると思いますが、このことについてどんなお考えを持っておるかお尋ねしたいと思います。

○議長（下野安彦君） 久保議員に申し上げます。鳥獣害対策ではあるんですけれども、出来るだけ一問一答方式に、先ほど午前中言いましたように一つ一つの問題から回答いただけたらと思いますので。

それでは答弁をお願いします。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） まず、最初なんですけれども、地域で獣害対策にですね、取り組んでいくべきではないかということだったかと思います。当然、議員さん言われるとおりでございます。地域でですね、そういうイノシシとかのですね、対策をやっていくのはもちろんなんですけれども、ただですね、そういうことは地域でもですね、話し合いをしていただいたり、その対策を講じられていると思うんですけれども、相手が動物でどうしても移動を致しますのでですね、有害鳥獣の捕獲、これが農産物を食い荒らしたり、被害をもたらしているわけなんですけれども、そういうものについては一斉にですね、期間を設けて有害鳥獣を減らしていこうということでの取り組みをさせていただいております。的確に捕獲するといいますけれども、そういったところで先ほど申し上げましたようなことでですね、一斉にそれぞれの地域に入らせていただいて捕獲をしていくということでございます。新たにですね、担う方、猟友会等で捕獲に携わってもらう方なんですけれども、それにつきましてはですね、いろんな例えば免許が必要になりますけれども、そういうことに補助をすとかですね、講習会等にも補助をすとか、そういう制度も現に設けております。できるだけですね、新たな狩猟に関わっていただく方、そういうのも増やしていこうということで取り組んでおりますので、ご理解をよろしくお願い致します。

○1番（久保美博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保美博議員。

○1番（久保美博君） 鳥獣害対策については了解致しました。この取り組みについては一歩一歩段階を踏んで取り組んで行く方向で進めていただければと思っております。

次に、認知症のことでお尋ねをしたらと思います。認知症が原因で高齢者の徘徊ということが、そういった事案が発生した場合には、各関係機関と連絡を協調してその対策に当たるということでした。当然その事案が発生した時に情報共有するということは、プライバシーが理由でということで各関係機関、情報の提供をためらうといったそういったことが起きるのではないかと。そういったことを言っている場合ではないんじゃないかと思っております。ぜひ、そういった事案が発生した場合には、お互いが持っている情報を共有しながら、今のその取り組みをしていただきたいというふうに思っております。そういったことでよろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） 質問。

○1番（久保美博君） それとですね、申し訳ないです。GPSを使ったということで今の位置検索サービス、この利用についての町のお考えは、それに対しての補助は考えてないということ

でありましょうか。お尋ねします。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 同様の質問をですが、23年の議会でも下野議員さんから同様の質問がされております。その時にもですね、電波の都合等の届かない施設に入られた時とか、認知症の方がそういうGPS機能を常に持ち歩くという問題もありますので、その後検討をするというような答弁をしているところですが、最近になりまして、それぞれの市町村、取り組みもされているようです。ただ、今回いろいろとたずねてみますと、その事業所等が思案するまでの普及には至っていないということが分かりました。なかなか認知症の方が常に持ち歩くということもできないということもありますし、その必要がないという家庭の判断もあろうかと思えます。現実に内子町の中でも、お一人だけは機能を持っておられる方もおるといふふうに聞いておりますけれども、大きなシステムということよりも最近は便利になりました。スマートフォンがあって、そちらの利用の方がそれぞれ行われているのではないかなというふうに思っておりますので、町の方におきまして、このGPS機能の補助制度っていうものの導入につきましては、現在のところ考えておりません。

○1番（久保美博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 久保美博議員。

○1番（久保美博君） 本当に守るべきは命だということを忘れないでほしいと思っております。このことを踏まえて一步一步取り組んで対応していただくようお願い申し上げて、私からの質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 次に、宮岡徳男議員の発言を許します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

〔宮岡徳男議員登壇〕

○15番（宮岡徳男君） 6月議会にあたりまして、まず最初に今、安倍内閣が進めようと致しております、内閣が憲法解釈を変えるだけで集団的自衛権の行使が出来るようにする動き、このような政治手法に対してどのような見解を持っておられるかについてまず伺います。この問題は、国政の問題ではありますが、地方政治に関わるものにとりまして憲法99条の立場に立って発言行動する責任があると考え、質問をする次第であります。町長の率直なお考えをお聞かせをいただきたいと思えます。さて、集団的自衛権の行使については、このあいだの国会の論戦を通じて、日本の国を守る事でも国民の命を守ることでもないことがはっきりしてきているのではないのでしょうか。アフガン戦争やイラク戦争のような戦争をアメリカが引き起こした時、自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援をする、アメリカの戦争のために日本の若者の血を流す。これが正体だということが明らかになりつつあると思うんであります。今年は自衛隊が創設をされまして、60年になりますけれども、この間、自衛隊は他国の人をただの1人も殺しておりませんし、ただの1人も戦死者も出しておりません。これは憲法9条によって守られてきたものであります。

これが一内閣の憲法解釈の変更で、殺し殺される国にはならないと考えるわけであります。一昨日の与党協議に示された政府の閣議決定の案文には、日本への武力攻撃がなくても国民の権利が根底から覆されるおそれがあれば、海外での武力行使が出来るとしておりまして、集団的自衛権の行使が出来ることと明記をされているのであります。これを限定的と言っておりますけれども、恐れがあるかどうかを決めるのは時の政権でありまして、これでは限定ではなく無限定となるのではないのでしょうか。このように国の在り方の大転換を国民の批判に耳を傾けることもなく、国会でのまともな議論もせず、与党だけの密室協議で、一内閣の閣議決定でもって強行することは絶対に許されるものではないと考えるものであります。今まさに戦争か平和かの分かれ道に立たされていると考えるわけであります。戦後の政治と国の在り方をひっくり返すような安倍内閣のやり方を許すなど、今歴代の自民党の幹事長であった加藤紘一さんや古賀誠さんなど多くの人々が反対の声をあげておられますが、青年時代から平和運動にもかかわってこられた稲本町長は、この集団的自衛権行使への容認への動きに対してどのような見解をもっておられるかご所見を伺うものであります。

次に、財界代表や市場原理主義の学者によって、安倍首相の諮問機関の一つであります規制改革会議の農業ワーキンググループの意見が発表されて一カ月が経ちました。この意見は、農業委員会の公選制廃止や株式会社の農地所有自由化への道、そして農業協同組合の事実上の解体という3点の改革案が示されたわけであります。安倍首相は環太平洋連携協定を前提にした産業競争力会議の会合で、この3点の改革をセットで断行をして行くと発言をされております。今月末にも成長戦略にこのことが盛り込まれるのではないのかとも言われているわけでありますが、特に農業委員会制度の公選制の廃止や選任委員の農業団体からの推薦制度を廃止をするなど、農業者の声、要望を徹底して排除しようとしております。農業委員会の役割に関して意見公表、行政長への建議等は法律に基づく業務から除外するともしてございまして、農家の意見や要望を行政に反映させるという、農業委員会の大切な役割を完全に否定するものであると思うんであります。また、都道府県農業会議や全国農業会議を廃止をして、農業委員会に対しては自らの使命を認識をし、的確な業務の執行を求める。農水省や都道府県、農政部局が適切な助言を行うとしております。これでは政府の下請け機関に支えられようとしていると言わなければなりません。また農業協同組合の解体も狙いながら、株式会社の農地所有の道を大幅に広げるような提案にもなっているようであります。この様なワーキンググループの意見は、農地を狙う財界の声を代弁したものであると言われるのも当然であります。このような改悪は地域農業にとりましても重大な結果を招くと考えるわけでありますが、町長及び当事者であります農業委員会の会長のご所見を伺うものであります。

次に福祉行政についてお伺いを致します。昨日、医療介護法が成立を致しました。法律の改正は公的給付を削減をし、介護の自己責任化を徹底するものだとも言われており、自助自立を土台に据え、全世代に渡る社会保障制度の解体を打ち出した安倍政権の社会保障改革を基本に具体化をされ、実施をされようとしている点に最大の特徴があるとされております。通常でありますならば、一つ一つの法案が単独で国会に提出をされるものが、安倍政権は介護保険法を始め、医療、介護に係るさまざまな法改正を一本化した、新たな法案として審議をされて参りました。今

回の介護保険制度の見直しは、介護の社会化の理念を放棄をし、公的給付を削り込んで、介護の責任を再び家族や地域に押し付ける、言わば介護の自己責任化というべき方向を徹底をさせる内容とも言われているわけであります。介護保険制度の持続可能性の確保が見直しの目的の一つに限られておりますけれども、さまざまな困難を抱える利用者や介護現場に視点を当てた見直しではなくて、保険財政の事情を何よりも優先をさせた持続可能性の追求ではないでしょうか。ここで具体的にあげられているのは、更なる給付削減、負担増を図る4つの切り捨てではないかと思うわけであります。その一つは予防給付の見直しであります。2015年4月から実施予定であります、市町村への丸投げによる要支援者の訪問介護、通所介護、デイサービスの削減、打ち切りであります。2点目は特別養護老人ホームの機能の重点化、2015年4月から実施予定と言われておりますが、ここへの入所対象を原則要介護3以上に限定し、要介護1、2を事実上排除するものであります。3点目の一定以上の所得者の利用者負担の見直し。2015年8月から実施予定であります、所得の線引きによる定率1割負担の切り崩しであります。4点目に補足給付の見直しであります。2015年8月実施予定と言われておりますが、資産要件などの追加による、施設からの低所得者の締め出しなどが狙われておるわけであります。これらは従来にない規模、内容の改悪となっております、このようなもとで今、今年から始まります第6期介護保険事業計画の策定作業についてどのような視点で臨まれるか。作業に当たってどのような方針をもっておられるかについてまず伺うわけであります。今回の見直しで介護保険の給付サービスから切り捨てられる要支援1、2の方々の80%が、これは全国の数字となっておりますが、この方々は、訪問介護とデイサービスなどの通所介護を利用をしておられると言われておりますが、当町での実態はどうなっているのでしょうか。そして問題をどのように捉えられ、どのような対応を考えておられるか。第6期事業計画にどのように反映をされるのか、お聞きを致したいと思います。また、現在社会問題化している認知症の問題であります、先ほどの同僚議員の質問に大半がお答えをいただいておりますので、私は1点だけ、この認知症対策を第6期事業にどのような形で反映をさせようとしておられるかについて伺いを致します。

次に、学童保育について伺います。学童保育は共働き、ひとり親家庭等の小学生の放課後や土曜日、春休み、夏休み、冬休み等の学校休業中の生活を継続的に保証をし、そのことを通して親の働く権利と家族の生活を守るという目的・役割を持っていると言われております。事業施設で児童福祉法に位置付けられている児童福祉事業とも言われておるわけであります。内子町では現在、五十崎児童館、内子小学校、立川小学校の3施設で学童保育が行われておりますけれども、3施設とも設立の事情が異なっていたと思うんですが、町内の学童保育の現況、問題がどのように出ているのかについて伺いを致します。併せて学童保育が位置付けられている児童福祉法の改定によって、子ども子育て支援の新制度によって就学前の子ども達の保育、教育に関わる国の制度を大きく変わる事となったようであります。このことにより、学童保育の国の制度も大きく変わっていると言われておりますが、市町村の施策も大きく変わるのではないかなと思うんですが、内子町ではどのようにこの問題に取り組まれるのか。特に学童保育のない小学校区への新たな設置はどのように考えておられるかについて伺いを致します。

次に建設土木行政に関わり、昨年に引き続き、公共工事設計労務単価が引き上げられておりま

すけれども、このことは全国の建設現場で働く技能労働者の減少によって深刻な人手不足に陥って、工期が間に合わなかったり、予定価格が折り合わないなど、入札不調が全国で起きているとも言われております。その原因が低賃金のため後継者が育っていないこととも言われております。例えば2010年の国勢調査では、大工職の見習いとなる15歳から19歳までの若者が、全国で2100人と極端に少なくなっていると言われております。これは1県にあたって47人ということでありまして、産業自体の存続にかかわる事態にまでなっているとも言われているのであります。そこで伺いを致します。職種ごとの労務単価がどのように変化をしてきたのか。2点目に下請け労務単価がこの2年間でどのように変化をしているのか。3点目に社会保険の加入状況はどのように変化をしているのか。昨年に引き続き各自治体に対して、技能労働者の処遇改善や若年入職者の増加に向けての取り組みへの要請が、国交省から出されているように聞くわけですが、内子町ではこの要請に対してどのような取り組みをされているのか。特に、直接、労働者に支払われているかどうかは、税金が適切に使われているかどうかの問題でもあり、また今後内子町に若い技能労働者が確保できるかどうかの問題でもあります。適切な取り組みを求めまして質問を終わります。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 宮岡議員にお答え致します。まず、私の方からは国政の問題ではございますけれども、集団的自衛権の問題についてあえて質問をいただきましたので、お答えを申し上げます。私は現在の自衛隊の存立根拠は、今日まで政府が取ってきた自衛のための、必要最小限度の実力という解釈であったというふうに思っております。この日本の平和主義の考え方は、先の大戦で300万人を超える国民の尊い犠牲の上に、その反省の上に立って成り立っているものである。これが戦後70年近く続いてきた日本の根幹とも言える考え方であるだろうというふうに私は理解しております。尊い自衛隊員の命が犠牲になるかもしれない決定を、憲法議論をしないで決定してもよいものかどうか。これを閣議の決定で解釈を変え、関連する法律を改正するということはどうも私には理解できないところであります。日本国憲法の平和主義、国民主権、基本的人権の尊重というものは、基本原則であって解釈で変えて行くことは、立憲主義が崩れて行くことになるのではないかという懸念をもっているところでございます。慎重な議論が求められるのではないかというふうに私は考えております。

次に政府の規制改革会議の提案に伴います農協の改革の問題、また農業委員会の改革の問題について答弁をさせていただきます。あの規制改革の提言を私も目を通させていただきました。農協の問題というのは、現実に私もいろんな物産販売を担当しておりまして、やっぱり農協の今の現状が、農産物の販売、流通販売、系統での取扱い率が非常に高いという事の中で、もっと多様なルート販売というものを模索して行くということも必要なんではないかなと。あるいは、農産物の価値を引き上げる多様な切り口をもっと考えて行く、という所が若干やっぱり弱いかなという気は私なりにしております。そういう所を農家の再生産にどういうふうに結び付

けて行くのか、大きな課題だろう。また、農業の分野と比べて金融の分野っていうのが非常に大きい。これが全体的な経営を安定させるってことにはもちろんなっているわけなんですけど、そういうところが現実にはあるというふうに私は理解しております。そういうふうなことを考えまして、政府の規制改革委員会でも新たな提案がなされているんだらうというふうに思いますが、いずれにしても時代の変化の中で組織と言うものは常に革新をしていく、進化をさしていくということが必要なんだというふうに思いますが、要は地域農業の発展、あるいは農家の再生産、維持にどういうふうに結び付けていくのかということが、非常に大事だというふうに思っておりますので、急激にですね、農家の人たちが戸惑ったり、地域農業が変化して行くというようなことは決していい方向ではないというふうに私は思っております。それから農業委員会の問題につきましても同じように考え方はもっておりますが、現実には農業委員の皆さん方が農家間の調整をしたりですね、遊休地の耕作指導をしたり、そういうことが新しい体制の中で、本当に地域の現実にあったようにできるのかどうか。本当に現実を理解されているのかどうかということについては、はなはだ私は疑問を持っております。これも、もし改革をなさるのであればやはり農家の発展、地域農業の発展ということをしつかりと見据えないといけない。現実をしつかりと見据えないといけない。このことが大事だということに尽きるというふうに私は思っているのです、その推移をしつかりと見守っていかなくちゃいけないなというふうに思っておりますのでございます。後のご質問につきましては、担当部署の方で答弁をさせていただきます。

○農業委員会会長（上岡孝光君） 議長。

○議長（下野安彦君） 上岡孝光農業委員会会長。

○農業委員会会長（上岡孝光君） それでは、宮岡議員の質問にお答えを致します。今回の政府の規制改革会議、いわゆる「WG」において取りまとめられた農業改革に対する意見の中で、農業委員会に関連する事について、会長としましての意見を述べさせていただきます。まず、先ほど町長さんも言われましたように選挙制度についてですが、農業委員会の選挙制度を廃止し、議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更する事や、委員の人数は現行の半分程度とし、過半数を認定農業者から選任するなどとなっております。私たち農業委員は、1951年に成立した農業委員会法に基づき、選挙により現在まで、農業従事者の声を反映すべく、農家の代表として選任を受けて参りました。地域の農業者の信任を得た農業委員会の役割は大きく、農地の調整・利用等はもちろん、地域の事情にも精通していると思っております。また、内子町においては選挙委員が現在20名おりますが、その中の10名は認定農業者であります。地域農業の担い手の良き相談相手になっていると考えております。今後はますます担い手が減少する中、地域農業を維持し守っていくためにも、現在の委員数は必要不可欠であると私は考えております。

次に農業生産法人に対する要件の緩和であります。国際化の進展に伴い農業情勢は大きく変化をして、より一層厳しさを増しておりますが、安易に企業の参入を認めることは、企業が撤退した場合への対応や、企業の信憑性など、より慎重な検討が必要であると考えております。なお、今回の改革は地域からの要望ではなく、組織として上手く機能しているにも関わらず、一方的な改革ではないかなと私は感じております。いずれにいたしましても、日本の大切な産業であります農業を支え、成長するためにも、第一に現場の意見が反映され、農家にとって希望の持てる政

策が行われるよう、関係機関と連携を密にしながら、これらを今後見守っていききたいと今のところ考えております。以上です。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 私の方からは議員ご質問の中の福祉行政について答弁をさせていただきます。議員お話のように昨日、医療介護総合法案が可決をされたところでございます。その可決を受けて次の日にこのような答弁をさせていただくということで、緊張とまたその責任を感じているところでございますが。その法案の中を読ませていただくと、細かなものについては今後、政令で定めるという記載がたくさんあります。いろいろ報道ではされているところではありますけれども、今後正式には国、県からその詳細、またその対応等について通達がされることとなりますので、私どもとしましてはその通達を受け、内子町の体制を整え、第6期介護保険事業計画、またその含めます総合福祉計画の本格的な取り組みにかかっていきたいというふうに思っております。その中で議員ご質問の内容は、その基本方針でありますので、現段階では「町民にやさしい福祉」を基本理念とし、現在の内子町で行ってききました介護支援事業が後退することなく、今後も各種サービスを現状のまま維持していくことを基本姿勢として、計画に取りかかっていきたいというふうに思っております。また計画書策定には、「内子町総合福祉計画策定委員会」を組織しておりまして、町内の12名の方に委員さんを委嘱し、各方面から検討をいただくこととしております。本議会からも山本文教厚生委員長にも参加をさせていただいているところでございますので、今後この中で、この審議会の中で十分な検討をしていきたいというふうに思っております。また、今回の制度の改正は、27年度からというのが基本ではございますが、大きな改正であり、また複雑な事務処理も伴っておりますので、新制度への移行は猶予期間が3年間認められております。県内各市町とも、期間最終年度であります29年度末の移行をということで検討されておりますので、内子町にしましても同様の時期の移行を考えているところでございます。

次に要支援1、2の認定の方への対応ということであります。現在、要支援認定者、内子町内309名の方がいらっしゃいます。その内、実際に介護サービスを利用されている方208名、67%であります。議員、全国の平均をおっしゃっていただきましたけれども、80%ということでしたが、内子町は67%ということですので、少し低めかなというふうには思っております。さらにその内、今回給付事業から支援事業へ移るという通所介護、訪問介護を利用されている方、この方が119名、208名の内の57%になります。この事業の移行について大変心配をかけていることかと思いますが、全国で均一的に行われてきました直接的な介護サービスの補助が給付事業でありますけれども、この事業からは先程の119名が受けておられるサービスが除外されるということになりますけれども、市町村が地域の事情に則して実施して参りました地域支援事業というのがありますが、この事業の中の対象になるということになります。この移行される事業が、支援事業の中の総合事業というところに位置付けされるということになっておりまして、そういうことになると、給付事業と今回の支援事業とは同等の国、県、町の

負担ということですので、基本的に現在の段階では負担が変わらないというふうに考えているところでございます。また、もう一つの不安をされておりました改正後の事業所について、法案では地域資源、ボランティア、NPO法人等の活用ということが謳われておりますけれども、現段階で内子町にそのような団体はございませんので、また今後、利用者の安全及びサービスの質の確保からも、これまで通り既存の事業所の指定や委託によって行っていきたいと考えているところです。ただ、今回の改正は介護保険制度が始まって以来の大改正でありまして、詳細まで十分な把握ができないこともございます。今後、保険事業が多岐にわたり、複雑な数値計算も必要なこともありますので、これから新しい制度の構想について明確になりましたら、詳しい説明を今後して行きたいと思っておりますので、ご理解をいただけたらと思います。

次に認知症対策について、先に久保美博議員に答弁をさせていただきました。その中で今回6期の介護計画にどのように反映さすかというご質問でありました。今回、地域医療健康増進センターで本年取り組みを始めます事業がございます。これは、サロンや老人会合等で、認知症の早期発見や段階区分等を行い、軽度な認知症、その予備軍の方を対象に認知症予防運動教室を始めることとしております。教室は週1回で6ヶ月間継続して実施を行い、軽運動と脳トレを組み合わせたトレーニングの習慣化により、認知症予防につなげていこうというものでございます。教室実施の前後での運動能力の変化や機能改善の状況を確認し、継続した支援につなげていくこととしております。本年度は内子地区をモデル事業として実施し、来年度以降につきましては、本年度の事業成果を見ながら事業の拡大を図っていくというふうに考えております。こういう制度も含め、6期計画の中では認知症対策も含めて検討をしていこうと思っております。

最後になりますけれども、児童福祉の制度のことでございます。現在、27年4月に向けて「子ども・子育て新制度」が制定に向けて検討をされておりました、当町でもその準備を進めているところでございます。内子町の実状について先ほど議員もおっしゃっていただきましたけれども、放課後児童クラブは内子町には2つでございます。内子児童館が内子小学校の余裕教室を利用して開所しております内子児童クラブ、定員30名に対して、30人の参加でございます。もう一つが五十崎児童館が同館で開所しております五十崎児童クラブは、定員20名に対して、参加12名という形になっております。立川での開催につきましては、社会教育の青少年健全育成事業の中で行われております。名前が一緒なのですが、放課後子ども教室ということでして、所管は自治・学習課となっておりますので、そちらとどうしてもご質問がありましたら、再質問の中で答弁をさせていただけたらというふうに思います。その児童クラブにつきましては、保護者が仕事などで昼間の時間に家庭にいないことが出来ない児童につきまして、1年生から3年生ですけれども、児童の学習の見守りや、屋外活動をとおして健全育成をはかっているものでございまして、保護者からは大変好評を得ている事業でございます。今回、「子ども・子育て新制度」では、この放課後児童クラブにつきまして、大きな改正とはなっておりませんので、地域のニーズ、保護者の要求に応えるこのクラブを、来年度も本年度も続けて実施していきたいというふうに考えております。ただ、議員もご指摘のように今回の条例改正の中で、この児童クラブについての条例化というのがございます。現在、ガイドラインに沿って要項を制定し、その要項で運用をしているところでございますけれども、今回の改正の中では放課後児童健全育成事業の

整備及び運営に関する基準を定める条例っていうのを制定しなさいということになっております。要は、運用規定ということよりも児童クラブを運営するための最低基準を条例で定めなさいということになっておりますので、そのことについては今後早い時期に、条例制定に向けて作業を進めて行きたいというふうに思っております。以上で答弁にさせていただきますと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） 私どもは建設土木業者につきまして、お答え申し上げます。まず、最初に職種ごとの労務単価についてのご質問でございますが、国土交通省より、技能労働者の確保・育成には、適切な水準の賃金の支払いが極めて重要であることに鑑み、平成25年4月1日より労務単価の大幅な引き上げが行われたところでございます。さらに先ほどご質問がありましたとおり、平成26年1月30日に新労務単価が決定・公表されまして、平成25年度当初の労務単価と比べまして、全国平均で7.1%、被災三県の平均で8.4%の上昇となりました。なお、内子町発注工事における主要職種の単価と致しましては、特殊作業員においては5.8%、普通作業員においては6.8%、大工8.2%、配管工7.7%等の引き上げが行われております。次に下請労務単価についてでございますが、昨年度の労務単価の引き上げ後に行われた、国土交通省における下請取引等実態調査、平成25年7月に実施しておりますけれども、それによりますと、技能労働者の賃金を引き上げた企業は、その時点で36.6%に留まるなど、技能労働者の処遇改善に向けた取組はまだ緒についたばかりの状況であると思っております。内子町において、下請業者の労務単価の詳細な実態調査は行っておりませんが、下請金額や下請業者の見積等を見ますと、労務単価の上昇に伴い若干上がっているように思われます。ただ、原材料の高騰等もございますので、その影響もあると思っております。次に社会保険の加入状況についてでございますが、現在入札参加資格の条件として、社会保険への加入促進をしているところでございますが、町内業者において、概ね社会保険に加入しておりますけれども、若干の未加入業者がある状況でございます。未加入業者への対策として、国土交通省においては、8月1日以降に入札公告する工事の元請業者及び一次下請け業者から排除する取組を実施し、愛媛県においても今後対応をすると検討している状況でございます。今後におきましては、県や他市町の動向を鑑みながらも対応をしていく予定でございますけれども、未加入業者の排除は小規模企業の業者の下請排除へもつながるため、慎重に対応をしていきたいと思っております。次に昨年度技能労働者への適切な賃金水準の支払いや、社会保険への加入徹底、若年入職者の積極的な確保等を目的とした「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」、これは平成25年3月29日付でございますが、その要請が建設業団体、並びに公共発注者に対して通知されました。さらに、これらの要請事項を引き続き取り組むことを加え、新たに公共発注者へ「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」、これは同じく平成26年1月30日付でございますけれども、要請があったところでございます。この内容につきましては、まず1番目と致しまして、新労務単価の早期適用。2番目と致しまして、インフレスライド条項の適用等について。3番目と致しまして、法定福利費の適切な支払と社会保険等への加入徹底に関する指導等。4番目と致

しまして適正な価格による契約の促進について、通知されたところでございます。内子町におきましては、この要請を速やかに対応をしているところでございます。なお、国土交通省からの建設業団体においても同様に、技能労働者の適切な賃金水準の確保について要請がなされているところでございますが、内子町と致しましてもこの要請は行って参りたいというふうに考えているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） それでは、まず一点目から質問をさせていただきます。農業委員会の改革の問題で、私も提言をつぶさに読ませていただきました。この中で一点だけ賛同できる部分があったわけです。それは農業委員の報酬が非常に低いので、これを適切に引き上げるという部分について私も同感でありましたが。と言いますのは、農業委員さんの活動というのは非常に多岐にわたっておりまして、毎月定例会も持たれておりますし、問題があれば現地に出向いて行かれるという状況の中で、委員さんの報酬は年額19万なにがしかではなかったかと思うわけですが、このような問題について私は、このワーキンググループの提言とは別に、やはり農業委員会の役割を正しく評価をするならば、考えていかなければならんのではないかなと今までも考えていたわけですが、この点については町長はどのように受け止めておられるのかなと。このことをまず1点伺いを致します。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 農業委員の報酬の件についての質問でございました。確かにですね、決して高いという認識は、私は持っておりません。現実の活動状況見られた時に宮岡議員の言われた通りだと思います。ただ、農業委員だけの問題ではなくて他のですね、これは報酬等のバランス、他の特別委員さんとのバランス等々もあろうかと思しますので、このことだけで議論をするということは、全体的に見た時には非常に難しい問題なのかなという気も致しておりますのでございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 次に、この問題の中で農協に関わる問題であります。農業委員の会長さん、長年、農協の理事さんをやっておられ、実際に農協の役割についてもいろいろ理解をしてこられたと思うんですが、地域の農業の中で果たしている農協について、どのように受け止めておられるか、この点についてご見解をお願いを致します。

○農業委員会会長（上岡孝光君） 議長。

○議長（下野安彦君） 上岡孝光農業委員会会長。

○農業委員会会長（上岡孝光君） ちょうど私も以前の前職はありましたが、ただ今は農業委員の会長としてですので、なかなかそこまで踏み込んだことも言えませんが、ただ、私は農業とか農村とか言われるのは、基本的に日本の経済の根幹である、人材育成の場という一つの大きな一翼も担っておるという意識のもとに、今までいろんな役職をこなささせていただいたということで

あります。それ以上は、私としてはなかなか踏み込んだことは答弁できませんので、その点をご了解をいただきたいと思います。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） それでは、2番目の福祉行政についてお伺いを致します。先程のご答弁で、内子町の要支援者の人数や介護事業サービスを受けておられる方の人数等については、お聞きをしたわけでありますが、実際にこの介護事業から離れて、町内の事業に移行する場合、非常に困難ではないかと。事業者もないということでありましたが、これは何年かかけての対応になっていくんだろうと思うわけでありますが、実際にこの方たちの場合は、要支援の方々というのは、特に認知症の入口に立っておられる方が非常に多いのではないかなと思うんでありますが、このような方たちを、ボランティアの立場の方々に果たして対応ができると考えておられるのかどうか。その点。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 先ほどの答弁でもさせていただきましたようにですね、今回の改正の中では地域資源やボランティア、NPO法人を活用するようというふうに改正の中にはなっておりますけれども、内子町の中にそのような組織や団体がございませんので、従来通り今の支援をいただいている事業所をお願いをし、そのまま継続をしていくということとしておりますので、将来こういう組織が出来たらそこに移行も考えておりますが、当面は今の事業所で、そのままのサービスを行っていくということで考えております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 第6期事業計画に取り組むにあたって、町民にやさしい福祉を目指す。それから現状のサービスが下回らないように努力をするということですので、ぜひその点を重視した形での取り組みをお願いを致します。

次に学童保育の問題についてお伺いを致します。内子町の場合、学童保育が児童館事業の中での取り組みがされているようであります。と言いますのは、児童館と学童保育の役割の違いというのが、これが違うのではないかなと思うんでありますが、その辺をどのように受け止めておられるのか。と言いますのは、学童保育の場合は、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るという事業が学童保育と言われておりますが、児童館は健全な遊びを与えてその健康増進し、情緒を豊かにするということを目的とする施設とも言われております。学童保育の場合、毎日の生活を保障をする施設だとも言われておりますので、おのずと中身が違うと言われておるんでありますが、特に五十崎の学童保育の場合、児童館でやられておりますが、利用者がある程度減少しているというふうにも伺ったわけでありますが、その辺についてどのように問題を受け止めておられるか。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 児童館で学童クラブの方は行っておりますけれども、基本的には中は分かれております。別事業でございます。ですから、五十崎の児童クラブにつきましても児童館の中で行っておりますが、その時間帯は完全に児童クラブを行っている部屋と一般の児童福祉を行います児童館事業とは区別し、指導者も区別して行っているところでございますので、場所が一緒ですけれども、完全な同じものではない、区別がきちんとできて事業をしているものでございます。五十崎につきましては、20名体制で12名ということですが、これも最近までは14名いらっしゃいました。お二人の方はちょっと家庭の都合で家におることができるようになったからということで退所をされているということですので、そんなに当初から定員に対して数が少ないという状況ではございませんので、ご理解をいただけたらと思います。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 現在、学童保育を実施をしていない小学校区であります、これについての取り組み等については、いかように考えておられるのか。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 町内にはたくさん学校がありましてですね、とりあえず旧町村でいきますと内子には内子児童クラブがありますし、五十崎には五十崎児童クラブがあります。今議員が言われているのは、小田地域のことを念頭に置かれているのかなというふうには思いますが、現在小田地域の中には、子育て支援システムを踏まえている施設は幼稚園だけでございます。ただ、児童数も少なくございますし、今幼稚園に行かない3歳までの児童につきましては、大瀬保育所の方で現在4人の方が通所されている方もいらっしゃいます。そういったことを考えますと、将来につきましては、児童館とか児童クラブということではなくて、立川で行っていただいております子ども教室を、将来的には小田の中で開所をしてはどうかなということを考えているところでございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） それと指導員の待遇改善の問題についてであります、これは今度の国の方の改正の中でも取り上げているようであります。そこで財源の確保の上ではどうも、町村が計画を立てて予算化をしてから国が補助金を交付をするという仕組みになっているようでありますので、これはぜひ内子町がそういう計画をきっちり立てられて、その中で国に対して要望をして行くことが非常に大事ではないかと思うんでありますが、その点についてはどのような対応を考えておられるのか。特に町の姿勢がそのまま交付金にもつながるということでもありますので、ぜひそういう立場での取り組みをお願いをしたいと思うんでありますが、それについてご見解をお願いを致します。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 職員の体制、資格等のことについてでありますけれども、今回

の改正がありますが、その改正に載っております現状もですね、これを踏まえた職員体制になっております。二人以上が必要ということではありますが、1人は保育士、学校の教員等の資格を有する者ということでもありますので、今回、今、内子町で行っております児童クラブにつきましては、双方とも保育士等の資格をもっている者が従事するということでもありますし、その財源につきましても確保ができ、それを受けた補助金をいただいているところでございますので、特別次の改正に向けて変わることはないと考えております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） それでは3番目の土木行政についてお伺いを致します。まず、一点目の職務ごとの労務単価についてはお伺いを致しましたので、二点目の下請けで働いておられる方たちの労務単価、この2年間でどう変わったという質問ではありますが、私、町内のある業者さん、下請けをやっておられる方とお話をする機会がありまして、今、国の方向として去年と今年、2年に渡って労務単価が引き上げられたんだが、下請け単価が上がったですかとお聞きしますと、なんら上がってないということでもあります。課長、先ほどのご答弁でも資材単価が上がっているのです、そういう部分があるんじゃないかというふうなお答えでありましたが、これは国が強力に進めている若年技能労働者の確保をして行く上で、2年連続で公共労務単価を引き上げておられましたし、その上に社会保険に加入する保険料についても別に出しておられると思うんですが、それからしますと、私がお聞きした言わば下請け単価そのものが、ほとんど変わらずに非常に問題を抱えているなというふうに思ったわけでもあります。特にその方が言われるのには、今社会保険を掛けれるような状態ではないと。下請けの方が言われる。だからほとんど下請けの方たちは社会保険に入っていない。国保や国民年金で対応をしているというふうに聞くわけですが、この点についてはどのようにとらえておられるのか。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 社会保険の加入についてでございますけれども、今回8月からですね、一時下請けについてもですね、入らないといけないということの指導がございますけれども、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、どうしても小規模な業者さん等についても、なかなか社会保険にも入っておられないということもございます。ですから町と致しましては、今後それに基づいてですね、入っていただくような要請も当然していかないといけないということも思っておりますし、できればそういうふうな体制を作るには、適正な入札の請負額というものもあるんじゃないかということも思っておりますし、総合的に勘案していかないといけないんじゃないかというふうに考えております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） ただ単にどうですかというのではなくて、やはり下請け業者が本当に、自分が使っている技能労働者に対して、十分な、国が対応しているような労務賃金が払われているのかどうかということ。これは一つには元請けがどれだけその責任を果たしているかにも

あると思うんであります。そういう点では元請けに対する指導というのも、これは非常に重要ではないかと思うんでありますが、この点についてはどのように対応をされるんでしょうか。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 今のご質問でございますが、内子町も当然そういう指導もしていないといけんと思っておりますけれども、国をあげてのそういう取り組みも今なされているところでございますので、合わせて一緒に取り組んで行くことが肝要かと思っております。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 最後に、私は町長にお伺いをしたいと思うんでありますが、この内子町でも技能労働者が果たして育つかどうか。このことは、若い人がどれだけ増えるかということにもつながると思うんでありますが、そういう立場からこの問題に対して町長自身はどのように受け止めておられるのか。その点をお聞きをしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 現場で働く人たちの労働環境を良くするということは、もちろんそれは大事なことだというふうに思ってます。思ってますけれども、今本当に公共事業等の事業量が以前と比べたらずっと落ちてます。事業そのものがですね。私たちは、ある程度安定した事業があってそして技術がずっと持続していく、そういうものもないとですね、雇用の場というのもしゃば持続していかないわけでございますから、そういうふうな面ではやっぱり、どういうふうに考えるかっていうのは労働環境だけの面ではないんだろうと。安定的に仕事がそこにあると作れるという環境もですね、合わせてこれは作っていかないといけないだろうというふうに私は考えているところです。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 一点、町長に再度お伺いするわけでありますが、先ほどもある下請け業者と話をした中で、国は労務単価を2年に渡って引き上げられたけれども、実際に下請け業者に渡るものは何ら変わってないと、この2年間で。いうそういう発言、これは実際だろうかと私も受け止めておるわけでありますが、この件については、先ほど町長が言われた問題とはまた違った視点があるかと思うんでありますが、このことについてどのように受け止めておられるか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 課長が申しましたようにですね、やっぱり町としてもきちっと国の指導に基づいてですね、それが浸透しているかということは、関心を持って、ちゃんと見守って行かなくちゃいけないというふうに思ってます。以上でございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） ぜひ、そういう立場で行政として取り組まれることを強く求めまして私の質問を終わります。

○議長（下野安彦君） ここで15分間休憩します。午後2時50分より再開します。

午後 2時34分 休憩

午後 2時50分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、泉 浩壽議員の発言を許します。

○4番（泉 浩壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 泉浩壽議員。

○4番（泉 浩壽君） 4番、泉です。

〔泉 浩壽議員登壇〕

○4番（泉 浩壽君） まず、地元産材の活用について質問をさせていただきます。内子町の森林面積は総面積の77.4%を占めていて、スギ、ヒノキの齢別面積を分析すると、36年生から50年生の面積が54%を占め、優良材が豊富に残っています。林業の低迷は、外材の輸入増加が主な原因であり、1985年に35.6%だった木材自給率は2004年には18.4%まで低下しました。国産需要の減少に伴い、80年に1㎡当たり3万円を超えていた杉の価格は、93年に2万1,287円に低下し、2004年には9,902円と1万円を割り込みまして、林家のやる気は失われていきました。しかし、2005年から少しずつ変化が起きてきました。原木使用量が増加し始めたからであります。背景にありますのは、外材価格の上昇であります。中国やインドなどの新興国での木材需要増やインドネシアやロシアなど違法伐採問題による供給量の減少に加え、燃料費上昇に伴う輸送コストの値上がりやユーロ高が重なり、国産材に追い風の状態となっています。追い風は山を守る間伐の促進にもつながります。8割以上の木は、曲がって育ちます。しかし、曲がり材が売れないと間伐が進まないし、林家が潤いません。そうした安価が、低質材の曲がり材に付加価値をつけるのが集成材であつたり、合板であると思います。昨年度建築されました小田幼稚園、小学校、中学校にも地元産材を豊富に使った素晴らしい木造校舎が出来ました。しかし、設計上、構造上、体育館の柱、また校舎の梁などは多くの集成材が使われました。地元加工施設がありませんので、木材を県外に送りまして、加工をして帰ってくる外注費がとて多くなりまして、地元でお金が回せなかったのが少し残念でありました。県や各自治体が木造の建物を推進する中で、木材の消費は上向きになると思われます。木材に付加価値を付け、地域経済発展のため、集成材、合板加工を合わせもった木材加工所、並びに製材所の建設を考えてみてはどうでしょうか。町長さんにお伺いをしたいと思います。

続きまして、「住宅リフォーム補助制度」創設についてを質問致します。内子町の地元業者の手がける新築またリフォーム着工数は年々減少傾向にあります。その原因としまして、ハウスメーカー、大手建設会社の進出で、地元建設会社は不況に追い込まれています。また、4月からの消

費税アップも拍車をかけているようであります。そこで、地域経済の活性化や町民の居住環境の向上を図るため、町民が町内の施工業者を利用して、町内に所有し、自ら居住している住宅。建築後、10年以上経過した住宅を対象に、リフォームする住宅の経費の一部を補助してはいかがでしょうか。先日、元四国中央市の市長さんに、住宅リフォーム等補助事業のお話を聞く機会がございました。とても夢のあるいい取り組みをされております。その中で契約の内容としまして、トイレ内の給配水設備の機器改修工事、台所のシステムキッチン、IT機器などの設備機器を含めた水回りのリフォーム、住宅の外壁、屋根の改修、屋上の防水工事等、補助対象工事費の10%、限度額10万、頭うち10万を補助するものであります。事業内容としまして、平成24年度補正予算で500万を組まれたそうであります。交付決定は、57件。全体の事業費が8,540万。これは工事請負契約でございます。約17.3倍の経済効果であります。1年やってみてこれは素晴らしいということで、2年目の平成25年度当初予算で1,000万を予算化します。交付決定は112件。全体の事業費1億8,800万円。これも工事請負契約額でございます。実に18.8倍の経済効果があつたようであります。平成26年度、今年度も当初予算で1,000万円予算化をされております。最終年として6月4日から受け付けておられるようであります。ちなみに、24年度は8月1日から受付開始で、翌日2日で予算額に達しまして受付終了。25年度は、6月3日から受付開始をしまして、約1カ月で予算額に達しまして終了されております。このように経済効果は抜群であります。内子町においても雇用の創出、地域経済の活性化のためにも住宅リフォーム制度を創設してはいかがでしょうか。町長さんにお考えをお伺いをしたいと思います。

○議長（下野安彦君） 泉 浩壽議員の質問に対して理事者の答弁を求めます。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） それでは、私の方から地元産材の活用ということで、木材加工施設を整備してはどうかというご質問にお答えをさせていただきます。町内における森林で、7齢級以上の森林は人工林の実に70%を超えております。町としましても木質バイオマスや林地残材の有効活用等の事業を実施してまいりましたけれども、他にも木材の有効的な利活用はないものかと検討をしているところでございます。そこで昨年、岡山県の西栗倉村に研修に行つてまいりました。西栗倉村は全体の95%が森林で占められており、2009年西栗倉村と株式会社トビムシとが共同で設立した「株式会社西栗倉・森の学校」では、森の学校ニシアワー製造所を拠点に5つの工務店等を立ち上げ、地元産材を利用した床板、床タイル等の内装材、間伐材を利用した割りばし、家具等の木工品等を中国地方や関西、東京方面へ販売をしております。いわゆる小規模経営企業体であるニッチトップの集合体を結成され、生産・加工・販売の取り組みを実践をしております。今月30日には、小田の林業センターにおいて西栗倉村での取り組み事例を紹介していただく事としております。西栗倉村の事例が内子町においてうまく取り組めるかどうか、またあらゆる方向から木材の有効利活用を検討しながら、先ほど議員が申されました集成材工場等を含め、木材加工施設についても検討をしていきたいと考えております。以上でござい

ます。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） 私からは住宅リフォームの助成制度についてお答え致します。日本の経済におきましては、アベノミクスによる経済施策などにより、デフレ脱却の景気回復の期待が高まっております。建設業界の景気は回復傾向にあると認識しております。ただ、地方の建設業界を取り巻く環境につきましては、まだまだ回復の傾向が見えない状況下であり、町内の住宅着工件数をみましても平成23、24年度でそれぞれ40件、25年度34件と減少傾向になっておりまして、町内業者での施工はそのうち約半数と、大変厳しい状況が続いているところでございます。さて、ご質問の住宅リフォーム助成制度につきまして、先ほども申し上げました通り、四国中央市を含めまして愛媛県内では、5市町が取り組まれているようでございます。ただ、内子町が直面している問題と致しましては、町内における住宅の耐震化率はまだ50%以下でございまして、近い将来発生すると言われております南海トラフ地震に備え、木造住宅の耐震化を図ることが、町の最重要課題と考えております。そのため、24年度から木造住宅耐震改修事業に取り組み耐震化の向上を図っているところでございます。しかしながら、まだまだ制度の利用率が低い状態でございまして、今年度より、多くの町民が利用しやすいよう補助額を最大118万円と増額するなど制度改定を行いまして、各種啓発活動を行いながら、さらなる耐震化の促進を図っているところでございます。また、下水道や合併浄化槽の普及向上を目的とした住環境整備促進事業も24年度より行っておりまして、この事業は、トイレ・風呂・台所等の水回りの改修やそれに伴う内装改修も補助対象と致しております。これらの耐震改修補助、住環境整備促進事業につきましては、町内業者による施工が条件となっておりますので、この2つの事業を積極的に活用することが地域経済の活性化にもつながると考えております。当面は、現行の補助制度で対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（泉 浩壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 泉 浩壽議員。

○4番（泉 浩壽君） 地元産材の利用ですけれども、ぜひとも有効利活用をしていただきたいと思います。ただ、森林は水源かん養の他、土砂崩れや土石流といった災害の防止、二酸化炭素、給水源などさまざまな広域的な機能をもっております。林野庁の計算方式で森林が果たしている環境サービスを金額にしますと、愛媛県では年間1兆1,300億円もの価値があるということでもあります。県の面積が40万1,114ヘクタールであります。内子町が2万3,007ヘクタールでございまして、単純計算してみますと毎年1,921億円の価値があるようであります。これを使わない手などはないと思いますが、林業従事者の高齢化などにより森林の手入れがされなくなっている今、エコロジータウンを目指す当町としましても若者の雇用促進、また農産物のように木材も地域、地産地消を推進しまして、地元の木材を使うという意識を根付かせていただきたいと思いますものだと思っております。そういったことで木材加工施設の必要性は十分あると

と思いますが、町長さんのちょっとお考えをお伺いしたいと思いますが、お願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 木材の付加価値を高めて、ちゃんとやっぱり流通させる仕組みを作る、非常に私も大事だというふうに思っております。そうすることによって山もやっぱきれいになっていくわけですから、泉議員言われるように保水力が高まったりですね、自然災害にも強い山に変わっていくだろうというふうに思っております。私は先般、小田の教育施設が落成しました時に、銘建工業の中島社長に来ていただきました。銘建工業は、ご案内のように日本でもトップクラスのCLTの研究をやっているところでございます。まだまだこれからどうなるかというのは不明な所がありますが、おそらく建築基準法が改正されれば、あの繊維板の状態を直交さしていくパネルを作っていくわけですから、ヨーロッパの方では高層のマンションや商業施設がどんどん作られていると、建築材として使われているということですから、おそらく日本でもそういうふうな機運というのは生まれてくるのではないかなというふうに思ってます。林野庁あたりも非常に注目されているということでもありますので、できたら町もそういうCLTの勉強会、研究会みたいなものを立ち上げてですね、森林組合の皆さん方、林家の皆さん方、製材所の皆さん方、行政も入ってですね、そういうことにタッチしていったらどうかなというふうに今考えているところでございます。

○4番（泉浩壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 泉浩壽議員。

○4番（泉浩壽君） 今の地域産材の利活用については、今後ぜひとも検討していただきたいと思います。住宅リフォームの補助制度、先ほど課長さんお答えいただきましたけども、耐震化の補助であったり、合併浄化槽の補助等もしていただいております。合併浄化槽が大変普及してきましたので、6月1日解禁となりました小田川の鮎の解禁においても、県外から多くの遊魚民が楽しみに来ております。それは前日から泊まり込みでございますので、合併浄化槽のおかげといっていいんじゃないかなと思っております。ただ内子町の建築関係事業所は、本年の5月31日現在で約97事業所であります。工事請負金額でございますけれども、23年度約6億、24年度5億6,000万円、25年度4億9,000万円と年々大きく落ち込んでいます。この金額は、町発注の公共工事は含まれておりませんが、建築関連に従事する内子町の労働者は、内子町全体の就業人口の割合からすれば大きなウエイトを占めていると思います。働く人に何とか元気が出ればいいなと思っております。多くの町民はいつリフォームしようかとタイミングを図っておられると思います。なんかのきっかけがあれば思いつかれるんじゃないかと思うわけですが、やはり今こそ住宅リフォームの補助を行うべきだと思います。片岡安男監査委員さんのお言葉をお借りするとすると、最小の費用で最大の効果を発揮できるかどうかということでございます。まさにこの事業がそれだと思っておるわけでございます。おそらく町長さんの腹には9月に補正をとろうかというような思いもあるんじゃないかと思うわけですが、最後に町長さんのお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） どういう形で、町としてできる範囲で、こういう木材を利用していただけるような仕組みをつくるかというのは本当に大事な、泉議員が言われるとおり大事な仕事だというふうに理解はしております。ただ、内子町として本当に今急いてやらなくちゃいけないのは、耐震化の問題なんですね。ぜひ、私は業界の皆さん方にも耐震化やろうよと、俺たち一緒に手伝うよと、町の補助金もこれだけあるからやれるところからやろうという盛り上げをですね、ぜひ図っていただきたいな。その中で建築業界の人たちも、できる範囲でお手伝いもしていただけるようにですね、そういう仕組みをしていかないと、一方でリフォームをやり、一方で耐震化やり、そしてまた下水道、合併浄化槽の接続で補助金出して、今、いろんなことで対応しておりますんですね、少しその辺りはメリハリをつけながら、内子町として何を今急がないといけないのか、いうことを整理をさしていただかないといけないのかなというふうに思っております。気持は十分理解しております。

○4番（泉 浩壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 泉 浩壽議員。

○4番（泉 浩壽君） 町長さんのお考え分かるんですが、やはり耐震化、それで合併浄化槽、やはりどうしても縛りがありますので、縛りのない建築全体で合わせてリフォームやっていくという手もあるんじゃないかと思いますが、おそらくその点考えていただいておりますので、答弁は結構でございます。

○議長（下野安彦君） 次に、大木 雄議員の発言を許します。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 5番、大木です。

〔大木 雄議員登壇〕

○5番（大木 雄君） それでは6月定例議会にあたり、通告書に基づき、質問を致します。まず、最初に石畳小学校の統合問題について。平成22年3月30日の内子町教育懇談会からの答申に基づき、町教育委員会において学校統廃合の計画が決定され、石畳小学校を内子小学校へ、御祓小学校を天神小学校へ、参川小学校・田渡小学校を小田小学校へ、26年3月末までにそれぞれの地区において保護者・住民の理解を得て統合するとし、すでに御祓小学校、参川小学校、田渡小学校においては計画とおり統合がなされたわけですが、石畳小学校保護者・住民はこの統合に難色を示し、見送られたわけですが、石畳地区住民の意思として内子小学校へは統合せず、小規模ならではの教育のメリットをさらに伸ばすべきであると位置づけ、教育委員会に報告を提出したところです。私も石畳の住民の一人として、統合すべきでないという一貫した考えを持っております。それに対して理事者の方からは、まだ答弁が地元になされてない聞いております。教育委員会においては、答申にあるように地域での理解が得られない場合には、延期ないし、中止することもあり得ると謳われているので、そのように考慮しなければといった考えをお持ちではなかろうかと思います。今後の対応、対策について施設を含め、町長に伺います。

続きまして、6次産業化についてですが、先ほど同僚議員と内容は変わらないかもしれませんが、あえて質問を致します。アベノミクスで大都市圏には景気の回復が見られると報じられているが、我々の生活圏では実感することがなく、消費税アップに伴い、暮らし向きは以前と何も変わっていないような感じが致します。働く人に元気をとということで、内子町は良質な農産物が多く生産されている。また企業産品においても日本の経済を支えているものも多く、それらを差別化し、付加価値を付けてさらに質の高いものとして販売経路を模索しなければならない。一次産業の生産額は30億円くらいにまで落ち込み、衰退がますます顕著になっていく。このまま放っておけば地域経済が回らなくなり、外貨を稼ぎ、町に税金を納めていただき、家庭をきちっとそれで回していく仕組みをしっかりと取り組まなければならないと考え、町全体の経済力をつけていく手段として、一次産業の6次産業化の支援をして行く必要があると町長は表明されています。私も農林業衰退は担い手の更なる不足、遊休荒廃地や放置林地等の増加につながり、水源かん養や国土保全の重要な役割が果たせなくなると思っております。農林業の衰退を食い止めるには喫緊の課題があると思っております。わが町の顕著な6次産業化の事例として、からりがあり、最近じゃばらの生産、加工、販売、少し趣は違いますが、農工商と連携対策事業としてトマト加工販売などが上げられています。来る6月30日、先ほどありましたが、西栗倉村から講師をお招きし、地域づくりアドバイザー事業が開催されます。これも6次産業化の一環であると思われますが、地域資源を活用した農林業業者等による新規事業の創設等及び地域の農林水産の利用促進に関する法、6次産業化法との絡みも合わせ、町長が意図している具体的な計画について伺いをします。以上です。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 大木議員からは、私の方へ石畳小学校の統合の問題についてのご質問でございますが、学校の設置者として質問をお受け致したい、答弁をさせていただきたいというふうに思います。この問題におきましては以前、私も答弁をした記憶があるんですがございますけれども、やっぱり一番大事なことは、子ども達にとって一番良い教育環境はどうあるべきなのかという視点で、やっぱり議論もするということだと思ってるんです。少子化が非常に進行して行く中であって、町内の学校の統廃合を考えるために、教育委員会で先ほどもおっしゃいましたけれども、平成21年の3月に議員の皆さん方、PTA、校長会、教頭会、自治会、学識経験者、また一般公募で選ばれた人など13人で構成する内子町教育改革懇談会が作られまして、そこに諮問をし、先ほど大木議員が質問の中で言われたように一定の方向が決められ、答申されたわけでございます。石畳小学校は、内子小学校へ統合する方がいいだろうという方向が出されたということであります。私は多くの町民の皆さん方が集まって英知を出して、こういう方向が子ども達の教育環境にとって一番いいんだということが出された以上はですね、町長としてこれを尊重するという立場にあるというふうに私は思っています。現在、石畳小学校は、全校児童数が9名でございます。1年生はいません。2年、3年生と4年、5年生が複式学級、6年生は1名という状況でござ

ざいます。ここ2、3年踏ん張れば増えるというような見通しがあればですね、それはもう少し様子を見ようかということも判断としてあるかと思いますけれども、平成29年度には、全児童数が6名にまで減少するということが予想されている状況でございます。このような状況で私は、大きな集団では自分の思いを表現することは苦手というような、発達上の特性に応じた学習が必要とされておりますので、グループ活動や経験、望ましい行動の在り方などを考えると、ある程度の人数の中で、切磋琢磨しながら子どもたちが教育を受けるという環境を作っていくことが、より大事だというふうに私は思っている所です。耐震化の問題もあります。そういう意味で課題も多くなっておりますので、早く統合への合意形成をしていただきたいというふうに私は願っているところでございます。施設につきましては、老朽化部分の修繕等是对応していかないといけないというふうに捉えているところでございます。私の方からは以上、答弁とさせていただきます。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） 私の方からは、6次産業化事業についてお答えをさせていただきます。内子町では、古くから知的農村塾を開講し、以来、高次元農業の推進ということで6次産業化にも積極的に取り組んでまいりました。現在では、各農家においても機械等を導入し、付加価値をつけたものをからりに出荷されるようになり、6次産業化や農商工連携により、トマトやジャバラ、モチムギ等の地元農産物の付加価値が高まり、新たな特産品として商品化が進んでおります。また、民宿経営やグリーンツーリズム等に取り組む農家も現れ、あわせて観光ブドウ園からワイン醸造、酪農からチーズ製造へと6次産業化により経営を多角化されている農業者も生まれ、着実に成果が現れております。6次産業化を支える制度としては、国の6次産業化推進支援事業やえひめ産業振興財団の農商工連携事業などがございますが、町内のいくつかの企業等がこれらの事業に取り組み、9事業を実施し試作品製造に係るコンサルタントの指導やパッケージデザイン製作、資材購入、マーケティング調査、商談会への出展経費、ポスター等の印刷費等、開発・製造・販売に対して3分の2程度の補助を受けて商品化を図っているところでございます。町におきましても、6次産業化を図りたい事業者に対し、国等の助成制度が活用できるよう引き続き情報提供や助言等の支援をしていきますので、検討されておられる方は、採択要件等もございますので、ぜひ、農村支援センターへご相談いただきたいと思います。なお、農林業者が6次産業化に関する研修をされる場合、国内産業研修費補助制度を設けておりますので、活用についても広報等であわせて周知してまいりたいと思います。以上、答弁とさせていただきます。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） それでは小学校統合問題ですが、教育の在り方については、もう以前2回ほど質問致しまして、平行線をたどっております。私としては、町長とは逆に小学校の教育では競争原理ではなく、少数でもかまわないから、大人への成長をしていく基礎的な考え方、思いやるとか、支え合うとかの大切さ、感謝する気持ちを忘れないということ、こういったことを教育をしてですね、心豊かに育ち、将来の内子を支える人材の教育が必要であると考えておるとこ

ろです。そういったところの、あいまみえない考えは、こうどうしんを招くことだと思います。そういった動きの中、存続を目指して全国的に注目を集めております伊座利地区の草野講師を迎えて、独自に勉強会などをして、子どもを増やすためには、家族ぐるみの親子留学方式であるとかを考えて行こうと、取り組もうとしておるところですが、そういった場合ですね、借家というか家をなかなか構えることができません。短期入所になります、そういったことでうまく話がまとまれば改修等の支援ができるかどうか伺います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 教育はたしかに少人数の中でもですね、豊かな心を持つ、子どもを育てるということは、やりようによっては可能なんだろうというふうに私は思ってます。ただ、学校ってというのは社会に出るための準備をするところでございます。学力をつける事はもちろん当然だというふうに思いますが、集団生活の中で、集団教育を通してどのような人間関係を作っていくのか、協力しあえるのか、折り合いをつけるのか、そしてお互いに切磋琢磨しながら違った価値も受け入れられるような、そういう子どもを育てていく。まさに社会に出る登竜門だと私は学校を位置付けさせていただいております。家庭とか社会ってというのは、地域社会は学校教育を補佐する場であってですね、それが完全に学校教育を上回る教育的な効果が上げられる場所では私はないんじゃないかというふうに思ってます。現に、学習指導要領でありますとか、あるいは学校教育法の施行規則等々ではやっぱり学級活動の充実、あるいはホームルームの充実ということがあります。これもちゃんとやっていかなきゃいけないわけでございます。しかし、現に石畳小学校では学級活動ってというのは、少人数ですから学級活動が十分にできてないんじゃないかなというふうに私は危惧をしております。あるいはホームルーム活動もですね、十分に機能してはないんじゃないかなと。そして、現に石畳小学校と内子小学校の交流事業が年間何回か行われている。大きなところでも子どもたちをやっぱり一緒に学び合うような環境を作ってやらないと、石畳小学校では難しいということが現実にあるんだというふうに思ってます。そういうことを勘案しますとですね、私は早く、ぜひ統合に向けて合意形成をしてほしいというふうに考えているところでございます。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 私はその反対に、部活とかそういった協同の活動は社会教育の分野であると考えております。町内にはスポーツ少年団等たくさんあり、それぞれの得意の分野で石畳小学校の生徒も出向いて行って交流を図りながら、いわゆる先ほど町長が言われた切磋琢磨をしようとしております。切磋琢磨というのは、ただ競争原理を植え付けるだけでは私はないと思います。その点のお考えを聞かせて下さい。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） しかし現実の社会はですね、競争原理を排除しては成り立たないわけでございますから、中学校に行って、大きな子ども社会の中で子ども達はがんばって学校生活を送

らないといけないわけですね。その中できちっと、やっぱり順応していくような子どもを育てないといけないわけですから、お互いに違いを認めながらも競争し合うという面もなかったら、私はたくましい子どもは育ちにくいんじゃないかというふうに思ってます。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 私はそういった意味で小学校時代はということで。あえて申しますと中学校に入ればそういう協同社会に入り、社会人になる準備をしていくわけですから中学3年間、あるいは高校の間でそういうものが十分に培われると考えております。

○議長（下野安彦君） もう一度、町長の考え方に対する質問ですか。

○5番（大木 雄君） そういった点で町長の考えをお伺い致します。私は中学校での協同生活で十分足りると思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） まあそれは、考え方の違いですからなかなかクロスしないなというふうには思っておりますけれども、私はかつて教育委員会で仕事もさせていただきました。そういう経験の中で、そういうふうな認識を持っておるところでございます。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） この問題をいつまでも取り上げてもきりがありませんので。住民が提出した報告書に基づいた返答は、十分にしてくる必要があると思いますが、そういったこと今後の計画等をお聞かせ願ったらと思います。

○教育長（亀岡忠重君） 議長。

○議長（下野安彦君） 亀岡教育長。

○教育長（亀岡忠重君） 1月8日に自治会長それからPTA会長さん連名でですね、教育委員会の方にそういう報告はきております。26年の4月には統合しないということ、きておりますので、教育委員会の方では定例会の中でですね、協議をしました。今、教育委員会の中では、26年4月には統合出来ないということで受けとるわけですが、今後についてはですね、先ほど町長が答弁しましたようにですね、今後もそういうことについて地元と話しながらですね、やっていくという姿勢であります。そういうことで今後ともよろしく願いましたらと思います。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） それでは、6次産業化についてお尋ねを致します。遊休荒廃農地の解消対策として、農地を借り上げて農産物を栽培加工販売していく6次産業化を目指した場合、農業委員会との連携も必要になってくると思いますが、そういった状況が生じた時にどのような対応をされるかお聞かせ願ったらと思います。

○議長（下野安彦君） 再度、具体的な質問内容にしてもらったらと思います。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 土地を大規模に借り上げる場合にですね、農地中間機構というような名称やったと思うんですが、そういったところでの、この農地の調整等をしていただければ、なかなか借り手、貸し手の話がつきにくいんじゃないと思うんですけど、そういった場合のことです。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 本年度からですね、県の方に全国的な組織になっているわけなんですけど、県の方でですね、県の方にも農地中間管理機構ですね、これが出来ました。結局今、町にあるですね、貸し手、貸したいという土地の情報をですね、全てそこに集約化をして、それをまた貸し手の方につなげていくということで、農地をですね、担い手の方に的確に届けて行く。で、規模拡大をですね、図って行って、農業をしていこうというような考えのもと、設置をされております。まだこれは内容についてはですね、今完全に内子町、例えば市町村の役割というものがですね、基本的な考えは示されておりますけれども、今言ったようなことですね、そういうことをやっていこうということでございます。一年限りとかいろんな方針も出されておるんですけども、提出した貸し手の農地についてはですね、基本的には貸すと、貸せると、そういうことを目指しておるようでございます。そういうふうなことですね、そういう農地がですね、作られた農作物が6次産業ということにつながっていくようにですね、今までもいろんな取り組み、先ほども申し上げましたように取り組みをやって参りましたけれども、つながっていくようなそういう役割をですね、制度を使う際には町の方でも担って行きたいというふうに考えております。よろしくお願い致します。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 最後にもう一点だけ。当町においても地域密着型ビジネス創出事業で、一度補助金を受けられた企業があると思います。そういった企業が6次産業化の支援を受けれるのかどうか、改めて受けれる事ができるかどうか、ちょっとお尋ねを致します。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 申し訳ありません。地域密着型事業と言う事業はどういう事業であったのかをお教えいただければ回答がしやすいでございますが。

○5番（大木 雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大木 雄議員。

○5番（大木 雄君） 町内ではですね、石畳のそばであつたりとか、ワインとか、どぶろくとか、ああいうのが地域密着型で、一度補助金をもらって設備投資等をして活動をされていると思います。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 今、議員言われましたようにですね、どぶろくとかワインと

かそれぞれ醸造用のタンクとかですね、発酵タンクあたりで補助をいただいております。3分の2相当だろうと思うんですけど、いただいておりますと思うんですが、再度ですね、また違うものとかですね、そういうことについては、ちょっと今の段階ではですね、即座にお答えできませんので、また後ほど調べた中でですね、答弁さしていただきたらと思います。

○議長（下野安彦君） よろしいですか。はい。

次に、菊地幸雄議員の発言を許します。

○3番（菊地幸雄君） 議長。

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員。

〔菊地幸雄議員登壇〕

○3番（菊地幸雄君） 6月定例議会にあたり、一般質問をさせていただきます。まず、高齢者の運転免許返納についてお伺いをします。今年5月6日から5月13日の間に愛媛県内で4件の交通死亡事故が相次いだことを受けて、愛媛県警は14日、県内に交通死亡事故多発警報を出しました。交通企画課によると13日の時点で、今年の県内の交通事故による死者は前年同期比1人多い27人だそうです。最近では交通事故による死者は1993年以降右肩下がりに減少しているようですが、社会の高齢化によって高齢者の自動車運転や自転車運転による交通事故が急増中であり、加齢に伴う身体能力や判断能力の低下などが原因と見られるものがあります。このような中で、全国的に病気等のため運転を控えた方がよい高齢者や運転に自信がなくなった方、周囲の方から運転が心配と言われている方々に運転免許の自主返納を促すため、高齢者運転免許証自主返納を支援する様々な取り組みが広がっております。3月定例議会での私の質問の答弁の中で内子町では高齢化率が合併時に31.1%であったが、今年の1月末現在で35.4%、4.3%上昇していることの報告を受けました。大洲警察署に問い合わせた所、今年5月末現在で内子町の自動車免許保有者総数は男性が6,516人。女性が5,338人で合計1万1,854人。うち65歳以上の保有者が、男性が2,083人。女性1,225人で合計3,308人おられるそうです。今後さらに高齢化が進む中で、高齢者の運転事故を防ぐ取り組みが必要であると思われます。免許証の自主返納は有効な手立ての一つではありますが、車が主要な交通手段となっている地域では手放すことができないということも、手放すことも容易でないということも理解をしております。高齢運転者が自主的に運転免許証を返納しやすい環境の整備が必要と考えられます。そこで伺いをします。内子町では運転免許証の自主返納者に、住民基本台帳カードを発行手数料を免除して無料交付していますが、それ以外に、デマンドバスの利用料金の割引や公共交通機関が利用できる乗車券の贈呈をするなど、新たな支援を今後考えていくお考えはないかお聞きをします。次に今年3月11日の新聞で、高齢者が加害者となる交通事故をなくそうと、西条署は西条市内の飲食店や電動車いす販売店などと、運転免許証の自主返納者に優遇措置をとる支援協力店、25店と協定を結んだという報道がされました。愛媛県では平成26年6月2日現在で、県内の92業者の協力を得て、運転免許返納者に対する住民基本台帳カードの無料発行、バス運賃の半額割引、銀行預金利息の割増特典、商品や宿泊料金の割引、回数券の贈呈など、さまざまな支援活動を実施中とあります。内子町では愛媛県料飲組合内山支部の飲食料金10%割

引などの特典がありますが、大洲警察署並びに関係団体、商店と協議して支援協力店を増やしていく考えはあるかお伺いを致します。

続きまして、2番目に内子運動公園改修と今後の展望についてお伺いをします。内子運動公園は、昭和52年に建設完成して長年町民から親しまれ、利用されてきました。しかしながら、施設の老朽化や駐車場の狭さなど、さまざまな問題も出てきています。まず駐車場が全体的に少なく、スポーツ大会やイベント行事、夏のプール開園時期には路上駐車が多く、警察官から注意を受けたりしたこともあると聞いております。また、体育協会の役員会ではテニスコートの改修の要望をたびたび出しております。そんな中、3年後の愛媛国体や2020年に開催される東京オリンピックなどスポーツ意識の盛り上がる中、運動公園の改修が検討され、昨年9月に内子運動公園改修工事基本計画策定委員会が発足され、月1回のペースで5回委員会を開催し、今年の2月の委員会をもって計画策定業務を無事終了しました。3月定例議会において平成26年度当初予算で、運動公園改修実施設計委託費2,235万6,000円が計上されました。そこでお伺いを致します。まず、はじめに昨年6月にフジ駐車場付近の駄馬池の送水管破裂によって、昨年は運動公園にある町営プールが使用できなくなりました。その後の取り組み状況についてお聞かせ下さい。続いて、今回の改修計画においては、野球場、駐車場、多目的グラウンド、ちびっこ広場、プール、テニスコート、管理事務所、クロケール場と8箇所の施設改修とかなり大規模な改修が計画をされております。その中で野球場のバックネット裏の記録員室などのコンクリートの劣化がかなり進んでおります。何年度を目処にどのように改修していくのか。今後の計画についてお考えをお聞かせ下さい。

3番目にキウイ病対策についてお伺いをします。国内で報告例のなかったキウイフルーツかいよう病が5月2日に県内で確認されてから1カ月が経過しました。6月2日にも新たな被害が判明し、沈静化の気配はなく、愛媛県では被害が出たすべての木を伐採する方針で対応に当たっているとの報道がされました。内子町には現時点では、感染が確認されていないそうですが、栽培農家は大変すごい心配をされております。そこでお聞きをします。感染を防ぐために薬剤防除に係る費用の助成など、内子町としての対策についてお伺いをします。以上をもちまして一般質問を終了致します。

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野照三総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） それでは、高齢者の免許返納についてお答えを致します。高齢者の免許返納に対する町営バス運賃割引等の協力については、大洲警察署の方からも幾度かありました。返納した方が困らないように、町営バスについては、平成25年度から運賃料金についても上限600円を500円に、また定期券の定期率引き下げ、土曜日の運行開始など、利用しやすい町営バスの運行に努めているところでございます。また、平成26年2月から五十崎デマンドバス4路線開始に伴い、一律250円に変更を致しました。また、福祉バス5路線についても同時期に片道500円を250円に変更し、減額をしております。今後は、残りの内子地区の整備

の進み具合を勘案しながら、全体的に検討したいと考えております。次の支援協力店につきましては、現在、愛媛県料飲組合内山支部の飲食料金10%割引のみでございますが、大洲警察署と協議しながら、協力店のご理解が得られるところから検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

○自治・学習課長（井上淳一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 井上自治・学習課長。

〔井上淳一自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（井上淳一君） 私の方からは、内子運動公園改修と今後の展望についてお答えをさせていただきます。まず、昨年の駄馬池送水管破裂に伴うプールが使用できなかったことに伴います、その後の対応についてでございますが、事故原因の一つと言われております水圧の調整、事故前までは9キロの圧力をかけて、知清の水源地から駄馬池を經由して公園内の貯水池へ水を上げておりました。事故後からは、6キロに下げて駄馬池へ送水をさせていただいています。今年度におきましては、駄馬池横の分岐点から貯水池へポンプアップをするための中継用のポンプを設けさせていただいております。現在、7月の12日土曜日からの開園に向けて清掃作業や高校生等の監視員の募集などを行っております。また、利用者にご心配をかけておりますので、今月上旬からの内子町公式ホームページ、また7月号であります広報うちこでお知らせをさせていただいたらと考えております。

次に、運動公園の改修計画についてでございますが、運動公園の利用団体や地元・廿日市自治会、内子・城廻地区愛護班などの代表者、さらに体協役員、元管理人、技術者などによります内子運動公園改修工事基本計画策定委員会を立ち上げさせていただいて、利用しやすい改修、利用者からの要望等を大切にします。必要最低限の改修に努めるということを基本的な考え方として、3つの検討グループに分けながら基本計画書をまとめさせていただきました。この計画を基本に致しまして、財源確保のため、国の社会資本整備総合交付金事業に手をあげさせていただき、その事業の採択要件となっております、都市公園施設の長寿命化計画の作成に今取り組んでおるところでございます。ご質問の野球場も含めましたコンクリートの劣化につきまして、改修計画はどうなっているかということでございますが、改修事業が多額の費用を要することから、平成30年度までの年次計画を作り、改修事業に取り組みたいと考えておりますので、今後ともご協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

〔小野植正久産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（小野植正久君） 私の方からは、キウイ病対策についてお答えを致します。キウイフルーツかいよう病「Psa3系統」については、県内で44園地、約6.3ヘクタールにおいて感染が確認され、被害総額は8,600万円に上っています。愛媛たいき農協管内においては、5月15日に最初の感染が確認されてから現在まで、4園地28アールにおいて、主力品種であるヘイワードへの感染が確認され、全伐採にて処理を行っております。町内においては、現在の約11ヘクタールにおいて栽培がなされていますが、かいよう病の発生は確認をされてお

りません。愛媛たいき農協では、管内での発生と同時に、組合長を本部長として出荷者協議会、愛媛県、大洲市、内子町、全農えひめ、伊予喜多農業共済組合等からなるJA愛媛たいきキウイフルーツかいよう病拡散防止対策協議会を立ち上げ、拡散防止に向けて、全力を挙げ取り組んでおるところでございます。かいよう病は感染してしまえば、有効な治療薬は無いため、対策の柱として、防除の徹底を呼びかけておりますが、より確実なものにするため、対策協議会の要望を受けて、県単事業のキウイフルーツかいよう病緊急防除対策事業により、キウイフルーツへの薬剤散布費用63万円のうち、愛媛県と内子町がそれぞれ3分の1ずつ負担し、合わせて3分の2に相当する42万円を補助するため、本議会の補正予算に計上させていただいております。今後とも、各園の巡回等を行うなど感染の拡大を防ぐ取り組みを行ってまいります。被害が発生した場合には、その農家の方に対しての支援等について、国、県、関係機関等と連携しながら対応したいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○3番（菊地幸雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員。

○3番（菊地幸雄君） 内子町でですね、今現在で、自主返納されている方が何人おられるか教えてください。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） 今のご質問でございますが、内子交番で確認致しましたが、平成23年度は22件、平成24年が38件、平成25年が37件、平成26年、これ1月から現在までで24件となっております。

○3番（菊地幸雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 菊地議員。

○3番（菊地幸雄君） ありがとうございます。思ったよりは、少ないのか多いのかちょっと私も分かりませんが、その自主返納された方で無料の台帳カードを取られた方っておられます。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

○住民課長（三根生憲一君） 住基カードの無料の件なんですけど、23年の1月から26年の3月までの間で、住基カードの無料の交付をした件数が80件、免除で交付をしております。以上です。

○3番（菊地幸雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員。

○3番（菊地幸雄君） すみません。細かいこと聞きまして申し訳ありません。住民基本台帳カードっていう、免許証を返納したら身分証明書がなくなるということで、内子町でも始まったんだろうというふうに思っております。しかしですね、特典がさっき言いましたが、愛媛県で92業者、いろんな特典を付けられておるんですが、その特典を得るためにはですね、運転経歴証明書というのがいるとかいうことになっておるんですね。身分証明書以前はですね、身分証明書ののために、免許証の代わりに住基カードを出していただくと。だから銀行とかで手続きとかいろいろ

ろする時にはそれで十分できるということがあったんですが、それで、今の私が言いました運転経歴証明書というのは、以前は使えなかったんですね。証明に。しかし、平成24年の4月1日以降に発行されたものは、公的な身分証明書として生涯使えるような、できることになったということになっておるんです。そこでお聞きをしたいんですが、この基本台帳カードでは特典が得られない。しかし、運転経歴証明書を取っておけば、さっき言った内山の料飲組合の10%割引、あれも住民カードではとれないんです。しかし、この運転経歴証明書を提示すれば10%割引をいただける。そこで、できればですね、この証明書を取るためには手数料が1,000円いるんです。この基本台帳カードを取るのには500円いるんだそうなんですが、この500円の、今はそれを出したとしてもあまりメリットがないような気がするんですね。だからこの運転免許を返納した人には運転経歴証明書というのものをとっていただいて、それを身につける方がいろんなところで特典が得られるわけですね。出来れば住民台帳基本カードも必要な時もあるかもしれませんが、そういう補助を出していくお考えはないか、お聞かせをいただきたいと思います。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） ちょっと想定外のご質問でございましたので、それについてはですね、まだ検討を致しておりません。ですので、この場ではちょっと即答が出来かねるというところでございます。

○3番（菊地幸雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員。

用紙をマイクに当てないようにして下さい。雑音が入りますので。

○3番（菊地幸雄君） はい。後で検討していただけるということでしたらね。デマンドバスがですね、4月から五十崎の方が運行されて。4月、5月、6月もう半ば過ぎました。今までにどれくらいな利用者がおるか、もしお分かりでしたら教えて下さい。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） お答え致します。4月、5月の実績と致しまして、デマンドバス五十崎地区4路線ございまして、全部合わせますと339人の方が利用していただいております。これ4路線でございます。参考までにですね、平成25年の町営バス、これはデマンドバスになるまでの五十崎の中の路線が2路線ございまして、369人でございますから、30人は減少をしているというというのが4月5月の実績でございます。

○3番（菊地幸雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員。

○3番（菊地幸雄君） なんでデマンドバスのことを聞いたかと思うんですが、ちょっと関連がありましてですね、免許証を返納したら、デマンドバスなどは有効な交通手段になるだろうと思っております。そんな中でですね、私の地域の立川というところはデマンドバスがないということで、公共のバスは走っている、それからJRもあるということで、以前からそういうのが無いんですが。あるおばあちゃんからですね、足が痛めて病院通うのになかなか行きにくくなったと。

年金生活しよる者にとってはタクシーで月に3、4回行くと大変なんですと。菊地さんなんぞいい、よその方ではデマンドとかなんとかいうのがあるそうですが、そういうので安く行けるようなことにはならんのかい、というような話を聞きました。そのことを含めてですね、立川の公共バス、JRも通っておりますから、他の地区に比べたら便利はいいだろうというふうに思いますが、バスに乗る人もJRで汽車に乗る人も、そこまでは歩くのが困難なんですよね。なかなか若い者に連れて行ってくれと言っても、二人とも働きよるので難しいんだよという話になります。そこで、デマンドバスがないのであれば、タクシーの割引をひとつ出来るようなお願いはできるのかいというような話が出ております。私としては、免許証を返納した人にはタクシーの割引制度とかいうのも一つ、先ほどいろいろと検討しましょうというて、運転経歴証明証を手数料を検討しましょうといただきましたが、タクシーの運賃など他の地域、新居浜市とか四国中央市とか、そういう所でいろいろと取り組んでおられるようでございますので、ぜひお願いしたいと思いますが、お考えはにないかお聞きしたい。

○議長（下野安彦君） 菊地議員、質問に対しては簡潔によりしくお願い致します。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 返納者に対する利便性の向上ということは、大切であるというふうに認識しております。だからこそ、やっぱり早く旧内子町分が残っておりますから、デマンドバスを走らせるように鋭意努力していかなくちゃいけないというふうに思っております。タクシーの借上げに対するチケットの助成等々は考えておりません。以上でございます。

○3番（菊地幸雄君） 議長

○議長（下野安彦君） 菊地幸雄議員。

○3番（菊地幸雄君） そしたら最後に、先ほど返納した人が年間だいたい23件というような報告があったと思うんですが、この制度をですね、知らないとか分かってない方がたくさんおられるんじゃないかなというふうに思っております。ぜひ高齢者のですね、事故の抑制、それから交通弱者対策の両面からですね、これまで以上に、いろんな老人会の会合とか、うちこ広報などにですね、お知らせをしていただいて、こういう制度があるんだということもお知らせをいただいて、していただいたらというふうに思っております。

次に運動公園の改修について一点だけ質問します。さっき30年までにということでした。非常に広範囲に広がっておりますから、時間もかかるんだろうと思いますが、まず、さっきちょっと申し上げましたが、野球場の劣化ですね、それだけではなくて、テニスコートのコート自体がもう段差ができるような感じで使えないというような話も出ております。いろんな所で、現時点で使えないよというような話が出ております。少しでも早くですね、取り組んでいただいて使えるような状況にしていきたいとこのように思っております。お答えはいりません、よろしくお願いします。

最後に、キウイフルーツのことについて最後にお聞きをしたいと思います。先ほど補正で予算も組んでいただいて助成もするというようなお話も聞きました。そういう中で今日の新聞にも載ってございました。まだまだ終息の糸口ができない。そして新聞を毎回私も読んでおりますが、そ

の最後の所にいつも書いてあります。このキウイフルーツ、食べても人に影響はない。健康への影響はないと。このことを毎回書いておられます。たしかに、被害は今のところないんだろうと
思っておりますが、その言葉によって栽培農家が風評被害にあって、これはもしかしたら食べられ
ないんじゃないのかというような疑心暗鬼になって、やっぱり販売が落ちてくるだろうというよ
うに私は考えるんですね。そこでまた中にはですね、木の伐採を愛媛県は全部伐採をしなさいと
いうような方向で対策が取られております。他のある県においては一部伐採というところ
もありますが、愛媛県においては全部伐採ということになりますと、今までキウイで生活を立て
てこられた方の生活が成り立たなくなるという問題が起きてくると思います。それについて町長
さんのお考えが、そういうことが起きるといふこともあるんですが、町長さんの最後にお考えを
お聞かせいただいて終わりたいと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） キウイの問題は、非常にここらも心配しておりましてね、やっぱり早く
終息をと願って県の指導に基づいてですね、今やっぱり防除でありますとか、伐採であるとか対
応しているわけでございますけれども、やっぱり言われますように、これは生活の糧を切
ってしまうわけですから、やっぱり県が今後どういうふうに対応していくのか、国が対応してい
くか、そういったものを見守りながらですね、町としても対応していかなくちゃいけないという
ふうに思っているところです。

○議長（下野安彦君） ここで10分間休憩をします。午後4時20分より再開します。

午後 4時11分 休憩

午後 4時20分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先ほどの大木議員の質問に対して、小野植課長の方から答弁がありますので、許可致します。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 先ほどの地域密着型ビジネス創出助成事業、事業主体、公益
財団法人の産業振興財団でございますけれども、一度ここで助成を受けられてですね、それぞれ
町内にも事業された方おられますけれども、何年か経ってですね、再度申請ということになりま
すと、例えば設備を増やしたいとかですね、そういうものについてはその段階で目的は果たして
いるということで、規模拡大的なものについてはだめということでございます。ある程度年限が
経ってまったく違うもの、例えばワインだったらまた違うブランデーとかですね、そういう違う
ものにチャレンジしていくという場合には申請ができるようでございますけれども、同じまた財
団になりますので、前回何をいただきましたかというところで、申請用紙に書く所があるよう
でございます。その辺りは、応募はできるけれども、あとについては財団の考え方一つというよう

なことでございます。違うことにチャレンジする場合には申請が可能なようでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（下野安彦君） これから議事日程、第4号に従って提出議案の審議に入ります。

日程第6 委員長報告

○議長（下野安彦君） 「日程第6 委員長報告」を行います。

この「受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願」については、3月定例会において、文教厚生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていたものであります。

文教厚生常任委員長から、委員会の審査報告書が提出されておりますので、審査結果の報告をお願いします。

山本 徹文教厚生常任委員長、ご登壇願います。

○文教厚生常任委員長（山本 徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山本 徹文教厚生常任委員長

〔山本 徹文教厚生常任委員長登壇〕

○文教厚生常任委員長（山本 徹君） ご報告申し上げます。平成26年3月、第69回内子町議会定例会において文教厚生常任委員会に付託された、「受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願」について、去る、5月12日に当委員会を開催し、委員5名全員の出席のもと、三根生住民課長さんより年金制度改正に関する説明を受け、紹介議員である宮岡徳男議員より趣旨説明をいただき、審査を行いましたので、審査の経過並びに結果をご報告申し上げます。本請願内容は、「平成25年度から3年間で2.5%の年金を削減する法律が施行され、10月に1%の削減がなされた。年金の削減は消費を冷え込ませ、地域経済にも大きな影響を及ぼすこととなり、さらにマクロ経済スライドによる連続的な年金削減が計画されている。このことを踏まえ、年金のさらなる削減を中止すること。」を、議会決議をもって政府に強く働きかける事であります。委員の意見を求めたところ、「消費税が上がって非常に大変な状況の中で、国民年金で言えば数百円であっても年金生活者にとって大変な状況である。国に要請していくことは、内子町の地域経済を支える上でも非常に大事なことはないか。」という意見。「年金の削減というのはすでに法律で定められており、覆すことは大変ではないか。」などの意見がありました。採決を行った結果、この請願の採択に賛成する委員は少数でありました。よって、受理第2号は、不採択にすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（下野安彦君） ただ今の、委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

山本 徹文教厚生常任委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論に入ります。

この請願に対する委員長報告は不採択です。委員長報告に反対者の発言を許します。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 私は、本請願は採択すべきであるという立場から、委員長報告に反対の立場をとっております。でありますから、私はそういう立場で反対討論をさせていただきます。さて、反対をする理由であります。3年間で2.5%もの年金を削減をするという、国民の暮らしに直結をする法律、これは一昨年、衆議院解散のどさくさに紛れて、十分な国会審議のされないままにこの法律が作られたわけであります。と同時に、マクロ経済の問題でさらに2.5%以降も年金の削減が行われる。このことは、三根生課長の説明の中でも、それぞれ委員会の中で理解がされたと思うんであります。さて、消費税が引き上げられましてまた医療費を始め、介護保険料と社会保険に関わる負担増が、どんどんと増大をされているのはご案内のとおりであります。さて、今後、このようなことを考えますと、10年以上も前の理由で年金を今引き下げられること。これは高齢者の生活に甚大な影響を与えることは論を持たないと思うわけであります。特に今後、その立場から生活保護受給者などの増大などが増えてくるのではないかと。これは他の分野での財政支出の増大にもつながることが懸念をされるわけであります。さて、この議論の中でもう決められていることだから、意見書を上げてもし方がないことではないかという意見が出されたように思います。私は、国の政治の中で、やはり決められたことによって、町民の暮らしや経済に大きな影響を与える。そのためにこそ、住民が請願をして議会が代弁をして国に対して意見を上げると。このことは、憲法で保障された請願権を私ども議会人として保障していく。これは、当然議会の果たさなければならない役割であろうと考えるわけであります。そういう立場に立ちますならば、この請願、いくら国が決めたからといって、仕方ないと言うのではなくて、住民の暮らしや経営を守るという立場から、やはりこれは取り上げて採択をしていく。そして、国に対して住民の声を届けて行く。この事が求められていると思うんであります。そういう立場から本請願は、住民の皆さんの声をどう私たち議員が取り上げて国につないでいくか、そういう大きな役割を果たす上でも大事な問題であるという事から、ぜひ採択をして国に対しての意見を上げるべきと考えておりますので、委員長報告に反対を致します。以上です。

○議長（下野安彦君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 私は、委員長報告に対し、賛成する立場で討論を行います。年金財政に関しては、平成16年の法律改正により、将来の保険料率を固定し、その固定された財源の範囲内で給付水準を自動的に調整することで、給付と負担の均衡が図られる財政方式、いわゆるマクロスライド経済方式に変わりました。それ以前の「再計算により、給付に必要な保険料率を設定する。」という考え方から転換されたわけです。しかし、現在の年金は過去に物価が下落したにもかかわらず、年金額を据え置いたことで、本来の年金額より2.5%高い水準、いわゆる特例水準になっており、毎年1兆円の給付増となっている現実があります。また、今の年金受給者の年金額を本来の水準に引き下げることで年金財源の改善を図り、現役世代、将来の受給者の将来の

年金額の確保につながり、世代間の公平を図ることになるものです。24年11月に成立した法律で、本来の年金額との差2.5%を平成25年度から27年度の3年間で段階的に解消することとなっており、すでに平成25年10月からは年金額が法律に基づき、1%引き下げられています。年金の削減は、すでに法律により施行されており、中止することは困難であります。現実的に実現の可能性のないものは、不採択とする他ないと思います。以上です。

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、委員長報告のあった「受理第2号 さらなる年金削減の中止を求める請願」の採決に入ります。

委員長報告について反対意見がありますので、起立により採決をします。

本請願に対する委員長報告は、不採択であります。

本請願を委員長報告のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立、多数であります。

したがって、本請願は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

日程第7 議第2号議案 内子町議会委員会条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第7 議第2号議案 内子町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

○議会改革特別委員長（林 博君） 議長。

提出者、内子町議会 議会改革特別委員会 林 博委員長、登壇願います。

〔林 博議会改革特別委員長登壇〕

○議会改革特別委員長（林 博君） それではただ今、議題となっております「議第2号議案 内子町議会委員会条例の一部改正について」説明をさせていただきます。議案書ナンバー1の4ページ、また議案説明資料1ページをお目通しいただきたいと思います。議会改革特別委員会では今まで議会の活性化にむけて種々検討を進めておるところでございます。その一連の関係で委員会条例、委員会に関するものを今回改正をしようとするものでございます。内子町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙に定めるところにより、地方自治法第109条第6項及び内子町議会会議規則第14条第3項の規定により提出を致します。平成26年6月19日提出。提出者内子町議会、議会改革特別委員会、委員長、林 博でございます。常任委員会の見直しをし、より活発な調査、及び審議を行うもので改正するものでございます。内容につきましては、説明資料1ページに新旧対照表を添付しておるわけでございますが、ただ今、内子町議会と致しましては、常任委員会を総務常任委員会5名、文教厚生常任委員会5名、産業建設常任委員会5名により設置を致しておるところでございますが、それを総務文教常任委員会8名、産業建設厚生常任委員会7名という常任委員会2つに編成を変えろというような改正案でございます。附則と致しまして、この条例の公布は、施行の日から、公布の日から施行するというもの。また、今回改

正を致しました委員及び、委員長、副委員長の任期は、改正前の内子町議会委員会条例の規定による残任期間とするものでございます。ご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

林 博委員長、席にお戻り下さい。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議第2号議案 内子町議会委員会条例の一部改正について」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） 以上で、本日の日程は全て終了致しました。明日20日は、午後1時から全員協議会を開催し、午後1時30分から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議の続行であります。

本日は、これをもって散会致します。

午後 4時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

平成26年 6月第70回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 平成26年 6月19日（木）

○開会年月日 平成26年 6月20日（金）

○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番 久保美博君	2番 森永和夫君
3番 菊地幸雄君	4番 泉浩壽君
5番 大木雄君	6番 山本徹君
7番 池田洋助君	8番 山上芳子君
9番 才野俊夫君	10番 下野安彦君
11番 林博君	12番 山崎正史君
13番 寺岡保君	14番 中田厚寛君
15番 宮岡徳男君	

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長 稲本隆壽君	副町長 稲田繁君
総務課長 宮野照三君	住民課長 三根生憲一君
税務課長 山上幸久君	保健福祉課長 土居好弘君
会計管理者 三原美津夫君	建設デザイン課長 橋本健一君
町並・地域振興課長 安川徹君	産業振興課長 小野植正久君
小田支所長 正岡和猶君	環境政策室長 大森豊茂君
政策調整班長 山岡敦君	上下水道対策班長 西川安行君
地域医療・健康増進センター長 曾根岡伸也君	危機管理班長 亀岡弘君
教育委員会委員長 城戸彰君	教 育 長 亀岡忠重君
学校教育課長 片山哲也君	自治・学習課長 井上淳一君
代表監査委員 片岡安男君	農業委員会会長 上岡孝光君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 堀本増隆君 書記 矢野昌記君

○議事日程（第5号）

平成26年 6月20日（金）午後1時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議事日程通告

- 日程第 3 常任委員会委員の選任について
日程第 4 議会運営委員会委員の辞任について
日程第 5 議会運営委員会委員の選任について
日程第 6 報告第 1 号 平成25年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第 7 議認第 1 号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求
めることについて
日程第 8 議認第 2 号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処
分の承認を求めることについて
日程第 9 議認第 3 号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認
を求めることについて
日程第10 議案第58号 内子町子育て支援センター条例の一部改正について
日程第11 議案第59号 内子町道路線の認定について
日程第12 議案第60号 第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約
について
日程第13 議案第61号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）について
日程第14 議案第62号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
について
日程第15 議案第63号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）に
ついて
日程第16 議案第64号 平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について
日程第17 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第18 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第19 受理第 3 号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願
日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第21 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第22 議員派遣の件

○追加日程（第5号の追加1）

- 追加日程第1 議第3号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
について
-

○本日の会議に付した事件

- 日程第1から日程第22、追加日程第1
-

午後1時30分 開会

○議長（下野安彦君） ただ今から、6月19日の本会議に続きまして、平成26年6月内子町
議会定例会第2日目の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（下野安彦君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において、9番才野俊夫議員、11番林 博議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（下野安彦君） 「日程第2 議事日程通告」をします。

本日の議事日程は、お手元に配付しております、議事日程第5号のとおりであります。

日程第 3 常任委員会委員の選任について

○議長（下野安彦君） 「日程第3 常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

○議長（下野安彦君） 各常任委員会におきましては、休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長を互選の上、議長まで報告をお願いします。総務文教常任委員会は議員控え室を、産業建設厚生常任委員会は会議室をご使用ください。

暫時休憩をします。

午後 1時32分 休憩

午後 1時46分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、報告します。総務文教常任委員会委員長に中田厚寛議員、同副委員長に大木 雄議員。産業建設厚生常任委員会委員長に池田洋助議員、同副委員長に泉 浩壽議員、以上でございます。

日程第 4 議会運営委員会委員の辞任について

○議長（下野安彦君） 「日程第4 議会運営委員会委員の辞任について」を議題とします。

本日、議会運営委員、6名全員から、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員全員の辞任を許可することに決定しました。

ここで暫時休憩します。在席のままでお願いします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時49分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 5 議会運営委員会委員の選任について

○議長（下野安彦君） 「日程第5 議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」「異議あり。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議がありますので、本件は起立により採決をします。

議会運営委員の選任については、配布しました名簿のとおり指名することに、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立多数であります。

したがって、議会運営委員の選任については、配布しました名簿のとおり、指名することに決定しました。

○議長（下野安彦君） 議会運営委員会におきましては、休憩中にそれぞれ委員会を開き、正副委員長を互選の上、議長まで報告を願います。会議室をご使用ください。

暫時休憩をします。

午後 1時50分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、報告致します。議会運営委員会、正副委員長互選の結果をご報告します。

委員長に山崎正史議員、副委員長に中田厚寛議員。以上でございます。

○議長（下野安彦君） これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 6 報告第1号 平成25年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（下野安彦君） 「日程第6 報告第1号 平成25年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第1号、平成25年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算についてでございますが、国の補正、交付金事業など3月定例会で、繰越明許費としてお認めいただきました事業に係る繰越計算書について報告するものでございます。その内容を総務課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

〔宮野照三総務課長登壇〕

○総務課長（宮野照三君） 議案書1の6ページ、繰越明許費繰越計算につきましてご説明を致します。

議案説明資料3の2ページをお開き願ったと思います。この繰越事業につきましては、災害復旧費、交付金事業などによる各施設整備など事業執行に当たり、不測の日数を要するため、3月定例議会の補正予算で繰越明許として計上した事業につき、繰越計算書として報告するものでございます。3款2項児童福祉費、児童福祉総務一般管理費、この中身につきましては、子ども子育て支援システム導入委託の翌年度繰越額は348万6,000円でございます。6款1項農業費、農業振興費、中身につきましては、JA愛媛中央ピーマン選果場補助778万5,000円。農業体質強化基盤整備促進事業費、中身は古田沖でございます。5,612万5,000円。2項林業費、育成林整備事業費、中身は面谷線1,300万5,000円。農山漁村地域整備交付金山のみち事業費、内容はですね、掛水線、笹ヶ峠線、蔵ヶ谷面谷線9,371万6,000円。農山漁村地域整備交付金、道交事業費。内容は惣郷富岡線、道房掛橋線、4,597万2,000円でございます。7款1項商工費、商工総務費、中身は商店街活性化支援、113万6,000円。8款2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業費、町道西横の地線、重松中線、長田小学校線、9,986万8,000円。3項河川費、がけ崩れ防災事業費、亀井1、小貝谷、鶴川B、江子G地区、2,500万4,000円。8款4項都市計画費、内子運動公園費につきましては、年度内に事業が完了致しましたので、翌年度繰越額につきましては、ございません。9款1項広域消防費につきましては、事業主体である大洲市広域消防事務組合が起債借入をされましたので、内子町で予定しておりました金額につきましては不要となり、繰越額はなくなりました。続きまして、11款1項農林水産施設災害復旧費、現年発生補助農業施設災害復旧費4,530万6,000円。現年発生補助林業施設災害復旧費、506万6,000円。2項、公共土木施設災害復旧費、現年発生補助公共土木災害復旧費、2,826万1,000円。現年発生単独公共土木施設災害復旧費950万3,000円。繰り越すべき財源、内訳等につきましては、記載内容のとおりでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） ただ今の、報告に対する質疑があれば、許可します。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本件は、報告事項であります。したがって、報告第1号を報告のとおり、受理することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、報告第1号を報告のとおり、受理することに決定しました。

日程第 7 議認第 1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第7 議認第1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについてでございます。本条例につきましては、平成26年4月1日に施行する必要がある、急所を要したため、専決処分したものでここに承認を求めるものでございます。内容につきましては、税務課長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜われますようお願い致します。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

〔山上幸久税務課長登壇〕

○税務課長（山上幸久君） それでは、議認第1号議案につきましてご説明申し上げます。

議案書7ページをお開きいただきたいと思います。議認第1号、内子町税条例の一部を改正する条例についての、専決処分の承認を求めることについてでございます。平成26年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日公布され、4月1日から一部施行されたことに伴いまして、内子町税条例の一部を改正する条例について同日から施行する必要が生じましたが、議会招集の時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定によりまして3月31日専決処分をさせていただきました。よって同条第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものでございます。改正の内容につきましては、議案書9ページから11ページの通りでございますが、説明資料の方で説明させていただきます。

説明資料3ページをお開きいただきたいと思います。改正点でございますけれども、大きく5点ございます。すべて今回の税制改正に伴う附則の改正でございます。1点目は附則第6条、第6条の2、第6条の3の規定の削除をするものでございます。これらは、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除についてなど規定しておりますが、単に課税標準の細目を定めているものであり、条例の性格を踏まえ、今回の改正で削除されるものです。2点目の改正は、附則第8条関係でございますけれども、肉用牛の売却によ

る事業所得の課税の特例の適応期間を3年間延長して、平成30年度までとするものでございます。3点目と致しまして、附則第20条の2関係でございますけれども、環境や災害に配慮した施設や設備等を取得した場合、課税の特例措置を設けるものでございます。○印の5項目を特例措置の対象として新たに追加するものではございますけれども、平成26年4月1日から一定の期間中にそれぞれの関係法令に定められた設備や施設を取得した場合、その施設や設備にかかる固定資産税の課税標準額を、それぞれ右側に記載している税率を適応する特例措置でございます。4点目は、附則第10条の3関係でございますけれども、耐震化を行った建築物に対する特例措置の創設でございます。建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年11月に改正されたのを受け、税制面でも耐震化を後押ししようとするものでございます。これは、要安全確認計画記載建築物または要緊急安全確認大規模建築物に該当するもので、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて改修が行われた建築物で、総務省令で定める証明書を添付して申告をすると、家屋にかかる固定資産税を2分の1相当額、2年間減額する措置でございます。5点目は、優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の、長期譲渡所得に係る特例措置を平成29年度まで3年間延長するものです。この特例措置は、県道や町道などの公共用用地に土地等を譲渡した場合などに、課税の特例が設けられるものでございます。主な改正点は、以上のとおりでございますが、改正前後の新旧対照表を説明資料の4ページから10ページに記載しておりますので、お目通しをお願い申し上げます。なお、この改正による当町への影響は現在のところ、5番目の改正点以外ないものと思われまゝです。以上で、議認第1号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第1号 内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第 8 議認第 2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第8 議認第 2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、専決処分の承認を求めることについてでございます。本条例につきましては、平成26年4月1日に施行する必要があり、急所を要したため、専決処分したものでここに承認を求めるものでございます。内容につきましては、税務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

〔山上幸久税務課長登壇〕

○税務課長（山上幸久君） それでは、議認第2号につきましてご説明申し上げます。議案書12ページをお開きいただきたいと思います。議認第2号、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての、専決処分の承認を求めることについてでございます。地方税法等の一部を改正する法律等が、本年4月1日に施行されたことに伴い、内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、同日から施行する必要が生じましたが、議会招集の時間がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により3月31日、専決処分をさせていただきました。よって同条、第3項の規定によりまして、これを報告し、承認を求めるものでございます。改正内容につきましては、議案書14ページに記載しておりますが、説明資料でご説明させていただきます。

説明資料11ページをお開き下さい。今回の改正点は、2点でございます。狙いと致しましては、中低所得者層の負担に配慮するものでございます。一点目としまして、第2条関係ですが、課税限度額の引き上げでございます。国民健康保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分の3本立てからなっておりますが、その合算額を課税金額としております。上の表の方に記載しておりますように、それぞれ課税の限度額を設けてございます。今回の改正はこの課税限度額の後期高齢者支援金等にかかる限度額を14万円から16万円に。介護保険に係る限度額を12万円から14万円にそれぞれ2万円引き上げるものでございます。限度額の改正により影響を受ける所得ラインを後期高齢者支援金に当てはめて試算してみますと、仮に40代夫婦と子ども二人の自営業を想定し、固定資産税額を年8万円と仮定した場合、305万円以上の所得がある世帯から改正の影響が及ぶものと試算しております。2点目の改正は、第22条関係でございますが、軽減措置の拡充でございます。国保税算定の要素となる均等割額と平等割額につきましては、世帯の所得額が一定以下の場合には、7割、5割、2割の割合で軽減措置を設けてございます。この軽減措置の判定をする時、基準となる軽減判定所得というものがあるのですが、今回の改正は、5割と2割軽減措置について、その軽減判定所得の引き上げを行い、軽減対象世帯の拡充を図るものでございます。軽減判定所得の判定方法は、下の表中に記載しておりますが、アンダーラインが改正部分でございます。なお、この改正により軽減対象となる世帯が現在のところ、262世帯の増加となるものと試算しております。12ページと13ページに新旧

対照表を記載しておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上で、議認第2号の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） この引き上げ部分で、だいたい増収がどのくらいに見込まれておるのか。

○税務課長（山上幸久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山上税務課長。

○税務課長（山上幸久君） 今、14万円のラインを越えて16万円のラインまで今回の改正で影響を受ける世帯を概ね35世帯程度と試算しておりまして、それに単純に掛けたんで70万ですが、それほどまでには出ておりませんので、4、50万程度と見込んでおります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 軽減措置の変更による税収の変化というのは、どのようになっているのでしょうか。

○税務課長（山上幸久君） 5割軽減、2割軽減の拡充措置によりまして、262世帯に増えるであろうと試算していますが、税額につきましては、概ね1,000万程度を見込んでおります。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、「議認第2号 内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定致しました。

日程第 9 議認第 3号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第9 議認第3号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについてご説明致します。平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億4,851万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ100億9,737万9,000円とするもので、地方自治法第179条第1項により専決処分したので、同条3項の規定により報告、承認を求めるものでございます。歳入の主なものは、地方交付税の特別交付税確定に伴う3億7,438万4,000円の追加の他、地方譲与税、各交付金確定による補正、町債1億1,370万円の減額など、起債額の変更を計上したものでございます。歳出につきましては、財源補正の他、基金費として快適環境整備基金積立金、3億5,100万円を補正計上するものでございます。内容は、副町長に説明を致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○副町長（稲田 繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

〔稲田 繁副町長登壇〕

○副町長（稲田 繁君） 資料1の17ページをお開き下さい。平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,851万3,000円を追加致しまして、総額をそれぞれ100億9,737万9,000円とするものでございます。

21ページをお開き下さい。第2表、地方債の補正です。過疎対策事業債、1億1,370万減額を致しまして、2億6,080万円と致します。

25ページをお開き下さい。歳入予算の補正でございます。25ページ、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金等いずれも交付金の確定等に伴う補正でございます。

26ページ、次のページをお開き下さい。8款1項1目、地方交付税3億7,438万4,000円補正致しまして、55億5,294万4,000円とするものでございます。これは、特別交付税の補正でございます。地方交付税の内訳は、普通交付税が50億7,856万円。それから特別交付税が4億7,438万4,000円となります。

次のページ一番下の段、19款1項の町債の補正でございます。主なものは、7目の消防債でございます。これは、繰越計算書の中でご説明致しました案件でございまして、当初、内子町も起債を借り上げて負担をするというふうなことで、起債を計上致しましたが、大洲の広域消防事務組合が一括借り上げるということで減額を致しております。

次のページ、28ページから歳出でございます。3款2項、児童福祉費、4款1項、保健衛生費、いずれも事業の確定に伴います補正でございます。お目通しを下さい。

次のページ、29ページ、9款1項1目の常備消防費、9,653万2,000円の減額補正でございます。これは先ほど申し上げましたように消防デジタル無線の整備費でございますが、大洲地区広域消防事務組合が一括して起債を借り上げるということになりましたので、減額を致しております。なお、内子町は償還金を、本年度27年度から年度ごとの負担金として負担をす

るということになります。一番下の段、13款1項1目の基金費、補正額3億5,100万円でございますが、これは快適環境整備基金積立金ということで計上致しております。なお、今回3億5,100万円計上致しましたので、基金残高は4億6,833万5,000円となります。30ページ、予備費でございます。お目通しを下さい。

以下、説明資料がついております、お目通しを下さい。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 今の説明の中でですね、29ページの基金費、快適環境整備基金積立金、今回3億5,100万ということですが、合わせて4億6,800万あります。これ目的基金だと思うんですが、具体的に使い道というふうなことはご計画されておるのかどうか。お伺いしたと思います。

○副町長（稲田 繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田 繁君） 内子町快適環境整備基金条例ということで、元々は旧五十崎町の条例だったと思いますが、合併に伴いまして平成17年の1月1日に基金条例を設置しております。この基金の目的は、公共施設の快適環境を整備するというようなこと。それから社会福祉の促進による快適環境整備による財源に充てるということになっておりまして、当面、この基金で施設整備をする予定はございませんけど、必要に応じてこの基金を使わせていただくというふうな予定にしております。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永議員。

○2番（森永和夫君） 私も条例見たんですけど、そういうことが記載されてます。私、前にも条例のことで質問したことがあるんですけども、もう少し具体的に条例の中身を書いた方が。なんか漠然として。じゃあこの4億6,000万の積立基金があるということですけども、そんなに必要があるのかなと。もっと他にまわしてもいいのかなというふうな感じも受けますが、その辺どんなんでしょう。

○副町長（稲田 繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田 繁君） 基金にはいろいろございまして、例えば財調基金ですとかですね、そういうものもございまして。それから公共施設を整備する際に活用致します公共施設整備基金というのがございます。この内子町快適環境整備基金についてもですね、公共施設整備基金と少し性格は似ているのかなという気が致しますけど、基金の目的から言いますとですね、内子町が今後整備致します公共施設において、快適な環境に整えていけるような公共施設ということで、内子町が掲げておりますエコロジータウンにマッチした公共施設を整備する際にですね、こういった基金を活用するというご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（下野安彦君） 他に、質疑はありませんか。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林 博議員。

○11番（林 博君） 今の森永議員の質疑に関連してなんですが、今、副町長が基金の使い道の説明を受けたんですが、公共事業の快適な環境を整備するための、繰入の基金であると。当然、公共施設を整備する上では、快適な環境を作ることを考えた公共施設の整備をしないといけないので、公共施設整備基金、一本でなんら別基金を作らなくても対応はできるんじゃないかというふうに考えるわけですが、説明を求めたいと思います。

○副町長（稲田 繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

○副町長（稲田 繁君） この内子町快適環境整備基金でございますが、最初に申し上げましたように、旧五十崎町時代の基金でございます。これはですね、旧五十崎町には公共施設整備基金というのがなくてですね、この快適環境整備基金でやってきたというようなことを伺っております。今の議員のご指摘の件もありますので、現在内子町公共施設整備基金、それから内子町快適環境整備基金、まったく同じではございませんけども、基金の目的というのはそれぞれ違いますが、ご指摘の点もあると思われまいますので、今後検討を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議認第3号 平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて」の採決に入ります。

本案を原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

日程第10 議案第58号 内子町子育て支援センター条例の一部改正について

○議長（下野安彦君） 「日程第10 議案第58号 内子町子育て支援センター条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町子育て支援センター条例の一部改正についてでございますが、本条例の一部改正につきましては、内子町子育て支援センターの新築移転に伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。内容につきましては、保健福祉課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

〔土居好弘保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（土居好弘君） 議案第58号、内子町子育て支援センター条例の一部改正についてご説明を申し上げます。本年、内子町子育て支援センターが建築移転しておりますので、その一部の条例を改正するものでございまして、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の承認を求めるものでございます。同じ資料の33ページ、説明資料の14ページになりますが、14ページで説明をさせていただいたと思います。右側半分が旧条例、左側が新条例ということでございます。旧の方の第2条、位置が内子町内子2019番地になっておりますが、新条例で内子町城廻275番地1に改定するものでございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第58号 内子町子育て支援センター条例の一部改正について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで15分間休憩をします。午後2時45分から再開します。

午後 2時33分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第11 議案第59号 内子町道路線の認定について

○議長（下野安彦君） 「日程第11 議案第59号 内子町道路線の認定について」を議題と

します。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 内子町道路線の認定についてでございますが、本議案につきましては道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線の認定をするものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますのでよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは議案第59号、内子町道路線の認定についてご説明させていただきます。議案資料1は34ページでございまして、説明資料3につきましては、15の1と15の2と2枚ございます。よろしくお願い致します。

それでは議案書の34ページをお開き願ったと思います。この議案につきましては、国道379号の改良に伴いまして、起点部に変更が生じましたので、路線変更するものでございます。路線番号5216、路線名、中田渡栄線でございます。説明資料でございます、15の1ページを見ていただけたらと思います。これ位置図になっておりますけれども、この道路につきましては、中田渡地区の国道379号から栄地区に通じる道路でございます。ちょうど赤色で記載しておりますが、見ていただけたらと思います。

続いて次のページ、15の2をお開き願ったと思います。この資料の図面でございますが、左半分は住宅地図を付けてございます。右半分が詳細な平面図ということになっておりまして、凡例と致しましては、今回の該当路線が赤色でございます。旧の町道でございますが、黄色で表示をさせていただいております。それから新国道379号線は紫色でございます。水色は、旧国道となっております。それでまず当路線の起点部における国道379号線の改良につきましては、平成元年4月に新国道として供用開始となっております。翌年の平成2年3月に水色の部分になりますけれども、旧国道部分です。町道中田渡線と致しまして、認定を致しまして、現在管理を行っているものでございます。今回の認定につきまして、平成24年度から行っております旧小田地区の道路台帳の整備の折に、今回の該当箇所が未処理となっているものが判明致したものでございますので、今回上程させていただいております。それでは、今回の変更についてご説明申し上げます。起点部が一部国道敷きになっている黄色の部分でございますけれども、起点が内子町中田渡1818番地先から中田渡1831番3地先に変更になりまして、終点は変わらず中田渡2038番地先になります。延長は2,031.1mから1,923mとなり、敷地幅員も3.7mから10.1mが、3.9mから10.1mとなり、構造は同じくアスファルト舗装と一部コンクリート舗装でございます。今回、変更認定し町道として維持管理を行うものでございます。以上、簡単な説明でございますけれども、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第59号 内子町道路線の認定について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第12 議案第60号 第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（下野安彦君） 「日程第12 議案第60号 第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約につきましては、5月29日、入札を執行し、仮契約を締結したので、議会の議決を求めるものでございます。内容は、建設デザイン課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第60号についてご説明申し上げます。議案書はページ35ページでございます。説明資料と致しまして、資料3の16ページ、並びに17ページに記載しておりますので、お目通しを願ったと思います。まず、議案35ページでございます。第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事による工事請負契約についてでございます。まず最初に契約の目的でございますが、第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負でございます。次に契約の方法でございますが、指名競争入札簡易型総合評価落札方式実績確認型による契約でございます。契約金額は、1億8,306万円でございます。契約の相手方につきましては、喜多郡内子町内子2077番地、株式会社山本建設、代表取締役、長岡幸男でございます。支出予算科目につきましては、一般会計、2款の総務費、1項総務管理費、

7目財産管理費、15節の工事請負でございます。今回の入札につきましては、入札業者については6社でございまして、今申し上げました山本建設さん、それから株式会社西沢工務店さん、株式会社岡崎工務店内子支店さん、株式会社土居鉄工所五十崎支店さん、株式会社一宮工務店さん、続いて村上工業株式会社さんでございます。落札率につきましては、89.68%でございます。工期につきましては、この議会の議決があった翌日から平成27年の3月24日を計画しているところでございます。それでは、工事の内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

説明資料3の16ページをお開き願ったと思います。まず場所につきましては、この庁舎になりますけれども、鉄筋コンクリート5階建て延べ面積は2,822㎡の耐震の改修工事でございます。下の方に真ん中どこかに建物の立面図がございまして、耐震の補修の内容につきましては、鉄骨ブレース補強ということで24箇所。それからコンクリート壁の撤去ということと、その下にありますように鉄筋コンクリート壁の補強10箇所ということになってございます。

次の17ページでございまして、これは平面図等を記載しております。左の方に工事概要等を記載しております。ちょうど図面につきましては、1階平面図が上の所の左にありまして、右側に2階平面図。下段に3階平面図が左にございます。4階平面図が下の段の右側というふうになってございます。まず、鉄骨ブレースにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、24箇所ということで、赤色で表示をしているところでございます。続きまして、鉄筋コンクリート補強壁というのは10箇所でございますが、これにつきましては、水色で表示しているところでございます。あと鉄骨の梁の補強ということということで6箇所、これは4階の議場になりますが、緑色で表示してございます。ということでございまして、次あと外部補強改修工事でございますが、外壁塗装の全面的改修ということで約2,560㎡程度計画しております。それから防水の改修、並びにサッシの一部取り換えということでございまして、あと外壁のモルタルのひび割れの部分補修という部分を、延長24.0m程計画をしているところでございます。内部改修工事につきましても一部考えておりまして、記載のとおりでございます。以上、簡単な説明でございまして、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） この請負金額のうち、労務費はどのくらいの割合になっているか。分かるようでしたらお知らせをいただきたいと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 大変これ申し訳ないんですが、建築工事はですね、材料とですね、労務費が一緒になった単価がだいたい主要でございまして、ここで出すのはちょっと非常に困難であるということでございます。ちょっと正確な答えを出すことはできません。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 出せないということではありますが、昨日の私の質問に対しても公共労

務単価が2年連続引き上げられたと。しかし、残念ながら町内の下請けをやっておられる業者さんに聞きますと、ほとんど引き上げの恩恵というのは、行き渡ってないという状況でございました。やはり実際にいろんな資材が上がっておるのかもしれませんが、その事がそこで働く労働者にしわ寄せをされたままに資材問題が取扱われるのは、非常にこれは問題ではないかと思うんです。といいますのは、国交省あたりも労務単価が確実に支払われているかどうか調査をするようにというのは昨年、今年と両方とも調査についての要望が来ていたと思うんであります。と同時に、社会保険料についても別枠出していくということでもありますから、このことについては非常に重要な中身をもっておると思うんでありますので、今後、業者の指導に対しては十分なその辺の配慮をもってやっていただきたいと思うんでありますが、いかがでしょうか。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 昨日も申し上げた通りなんですけど、私どもも国も県もです、そういうような労務単価のアップということの中で、適正な価格の労務の支払いということであろうと思いますので、それについては、指導も出来る範囲の中ではやっていけないといけないというふうに思っておりますので、ご理解いただいたらと思います。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田厚寛議員。

○14番（中田厚寛君） 内部の改修工事ということで出ておるんですけども、2階4階の男女便所ということで出ておりますけれども、これは大便器だけの改修なのか、それとも小便器なども改修をされるのか。その点。和式を洋式のトイレに変えるというようなご説明も全協の時にあったと思うんですけども、その点について。小便器ができるものであれば、今3つですけども、まだ現状を見ると数が増やせるような気もするんですけども、そういった小便器の方の改修については考えておられないのかどうなのか。その点、お伺いしたらと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 今回はですね、場所もちょっと変わるというようなことでございまして、その中で今のスペースから申し上げますと、小便器も今の3つというのが最大ということでございまして、結局3階です、大便器が9と小便器が9ということでございまして、最大限設置する数が今の申し上げた数字でございまして、ちょっと増やすということは面積から申し上げましてできないという状況でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第60号 第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約

について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第61号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第13 議案第61号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）についてご説明致します。平成26年度一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,438万1,000円増額し、歳入歳出予算の総額を101億4,438万1,000円とするものでございます。歳入につきましては、補助事業の内示等に伴いまして、国県支出金を1億6,468万5,000円。地方債8,020万円を増額し、一般財源の不足を補うため、財政調整基金より6,740万円を繰り入れしておるところでございます。また歳出における主なものは、町道整備事業、がけ崩れ防災事業などの土木関係予算として1億9,869万円。子育てサポートブック作成、国民健康保険事業特別会計への繰出しなど民生関係予算として2,594万4,000円。農業施設整備補助、県単土地改良事業などの農林水産業関係の予算として2,389万8,000円等でございます。内容は、副町長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○副町長（稲田 繁君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲田副町長。

〔稲田 繁副町長登壇〕

○副町長（稲田 繁君） それでは、説明資料のナンバー2の1ページをお開き下さい。

平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）でございます。第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億7,438万1,000円を追加致しまして、歳入歳出それぞれ101億4,438万1,000円とするものでございます。

7ページをお開き下さい。第2表、債務負担行為の補正です。追加と致しまして、内子町誌編さん印刷業務、平成26年度から28年度、3カ年で限度額を1,500万円と致します。この町誌につきましては、平成26年度が文化編、27年度が民俗編、28年度が歴史編、3部作で製作する予定でございます。

9ページをお開き下さい。第3表、地方債の補正です。合併特例事業債1億5,600万を追加致しまして、4億3,000万円と致します。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、

変更ございません。

次のページ、10ページをお開き下さい。廃止でございます。緊急防災・減災事業債1億2,100万円を廃止致します。これは、前のページの合併特例債の方に変更するものでございます。

13ページをお開き下さい。13ページ、歳入の補正でございます。10款1項6目の土木費分担金730万2,000円の補正です。2節の河川及び防災費分担金620万円。これはがけ崩れ防災事業の分担金でございます。新たに5箇所、事業費で6,200万。その分担金の補正でございます。12款2項1目の総務費国庫補助金、1,866万1,000円の補正です。15節の社会資本整備総合交付金でございます。これは分庁の耐震工事を行います、その交付金でございます。同じく5目の土木費国庫補助金、7,445万6,000円の補正です。これは社会資本整備総合交付金ということで町道等の整備に対する交付金です。同じページ、一番下の段13款2項4目、農林水産業費県補助金2,087万7,000円の補正でございますが、果樹戦略品種等供給力強化事業費補助金、これは刀根柿の脱渋装置、内子町五百木和田地区にございますが、その脱渋装置の更新に対する県の補助金でございます。事業費2,800万余りに対して3分の1の県補助金でございます。それからキウイかいよう病緊急防除対策事業費補助金、21万円。9ヘクタール分で事業費が63万円ということで3分の1の補助でございます。21万円の補正でございます。

次のページ、13款2項6目の土木費県補助金、3,720万の補正でございます。これはがけ崩れ防災事業費補助金でございます。事業費6,200万、60%の補助金でございます。5箇所を予定しております。

次のページ、15ページをご覧下さい。18款4項3目の雑入でございます。681万4,000円の補正でございますが、主なものは、一般コミュニティ事業助成金ということで、340万円でございます。これは石畳自治会、それから和太鼓、太鼓のサークルに対する補助金でございます。合計で340万の助成金でございます。19款1項1目の総務債3,500万円。これは、内子分庁の耐震事業のための起債でございます。土木債4,520万円、道路新設改良債でございます。

次のページ、16ページから歳出でございます。2款1項1目の一般管理費でございます。525万円の補正です。主なものは、18節の備品購入費でございます。公用車を購入致します。これは老人デイサービスセンターたんぽぽのリフト付きワゴン車を新しく購入致します。現在のものが古くなり、更新を致します。7目の財産管理費、850万円。これは町有林整備委託となっておりますが、大瀬小学校の改築に利用するために内子町程内祖母木地区、それから内子町五百木長岡山の杉・ヒノキを間伐するための委託費でございます。両地区で約850m³を搬出する予定にしております。17ページはお目通しを下さい。

18ページ、3款1項1目の社会福祉総務費955万6,000円の補正ですが、主なものは28節の繰出金688万でございます。これは、国民健康保険事業特別会計への繰出しでございます。人件費でございます。7目の老人福祉費でございます。19節、負担金補助及び交付金141万5,000円の補正ですが、これは神南荘のボイラーを交換致します。ボイラーが壊れましたので、新しくBDF、バイオディーゼルを燃料とするボイラーを更新致します。事業費28

2万9,000円の半額を負担するものでございます。

次のページ、3款2項4目の児童福祉館費、1,279万4,000円の補正でございますが、主なものは人件費でございます。正職員を配置致しましたので、人件費を補正致しております。

20ページをお開き下さい。20ページ、4款1項4目、環境衛生費、386万円の減額でございますが、減額の主なものは職員の人件費でございます。育児休暇に入っておりますので、その減額ですが。13節の委託料136万3,000円の補正でございます。これは再生可能エネルギー実施計画策定委託ということで、昨年度、農林水産省の補助事業により太陽光発電の基本構想を策定致しました。引き続いて、実施計画を作成致しますので、委託料を計上致しております。

次のページ、6款1項3目の農業振興費でございます。1,927万1,000円の補正ですが、主なものは19節の負担金補助及び交付金でございます。果樹戦略品種等供給力強化事業費補助、これは歳入のところで申し上げました刀根柿の脱渋装置でございます。事業費2,815万円。その内、県補助が3分の1、町が6分の1でございます。合わせて1,407万4,000円の補助を計上致しております。キウイフルーツかいよう病緊急対策事業補助、これは42万円です。県の補助金21万円、町の補助金21万円、合わせまして42万円を計上致しております。次の多面的機能支払交付金、それから地域協議会推進交付金、これも多面的機能支払交付金に関する交付金でございますが、合計で454万1,000円でございます。これは、昨年度までは農地水保全管理事業ということで、予算を計上致しておりました。今年度から名称が変わると共に事業が拡充されております。今年度は26組織対象の内、764ヘクタールで実施をする予定でございます。一番下の段、11目の農地費、1,464万4,000円の補正でございますが、主なものは15節の工事請負費でございます。県単土地改良事業、稲月地区となっておりますが、これは、事業位置図は議案説明資料の18ページに記しておりますので、ご覧下さい。昨年度から約3カ年かけて実施する県単の土地改良事業、道路の整備でございます。今年度は、延長が158メートル舗装をする予定にしております。1,300万の工事請負でございます。

次のページ、22ページをお開き下さい。6款2項2目の林業振興費231万2,000円の補正です。主なものは19節の補助金です。鳥獣被害防止総合対策事業補助ということで、231万2,000円の補正を致しております。これはワイヤーメッシュで農地を囲みまして、イノシシ等の鳥獣害の被害を防止するものでございます。4集落、延長10kmを予定しております。当初、550万の予算を組んでおりましたけど、今回231万2,000円の補正が付きまして、合計で781万2,000円の事業になる予定でございます。100%補助事業でございます。

次のページ、8款2項3目の道路橋梁改良費でございます。新設改良費です。1億239万4,000円の補正でございます。主なものは、工事請負費1億1,149万4,000円でございます。これは、議案説明資料の19ページをお開き下さい。19ページに事業概要、事業実施位置を示しております。赤で囲んで記載している部分でございます。町道でございます。町道重松中線、事業費が5,000万円。西横の地線が3,600万円。長田小学校線が1,900万円。立山線が1,779万4,000円。それから橋梁の修繕がございます。立川日の地線、他で

ざいまして、2,470万の予算を計上致しております。合計で1億1,149万4,000円の工事請負費でございます。8款3項1目の河川及び防災費6,200万円の補正でございますが、これも議案説明資料の19ページに事業位置図を記載しております。緑の枠と文字で記載しております。5箇所でございます。事業費で6,200万円でございます。

24ページをお開き下さい。主なものは、8款5項1目の住宅管理費3,247万6,000円でございます。15節の工事請負費、3,066万円でございます。公営住宅解体工事、これは小田地区の中組団地でございます。解体工事が566万円。それから公営住宅敷地造成工事でございます。取り壊した後の団地を造成致します。2,500万円の予算を計上致しております。

次のページ、25ページでございます。9款1項4目の防災費、453万2,000円でございます。委託料397万5,000円。これは、内子町防災行政無線の整備するための基本設計業務の委託料でございます。26ページはお目通しを下さい。

27ページ、10款5項1目の社会教育総務費でございます。2,364万2,000円の補正ですが、主なものは、国体を推進するために国体推進室を設置を致しました。それにかかる職員の人件費が主なものです。それから19節の負担金補助及び交付金ですが、350万円でございます。宜野座村の親善訪問交流事業補助ということで、これは当初予算に計上致しておりましたが、交通費等の値上がり等がございまして、10万円追加補正を致しております。それから、地域づくり事業補助ということで340万円。これは、歳入のところで説明致しましたが、一般コミュニティ助成事業ということで、市町振興協会から自治会等が実施する事業について100%の補助がございます。今年度は、石畳自治会、これはイベント用のいろんな備品等でございます。を整備するための補助金。それから、子ども達の和太鼓サークルがでございます。それに対する補助金、合計で340万円でございます。28ページはお目通しを下さい。29ページは予備費でございます。31ページ以降は、人件費等の説明資料でございます。お目通しを下さい。

以上で補正予算第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願いを致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 何点か質問します。ページ21ページの農業振興費の中に多面的支払交付金並びに地域協議会推進交付金というのが3月当初でも計上されとと思いますが、それに増額で補正するというふうな感覚でよろしいのでしょうか。

それともう一点、22ページの酒蔵ツーリズム事業というのが、ちょっと十二分に勉強不足で理解できないので、その説明をいただきたいのと、あとはですね、東日本大震災以降、防災関係に対して事業補助がかなり多くなっていて、当町もだいぶ防災関係、だいぶ出来てきているのではないかと思います。がけ崩れの防災の関係。ここ近年本当に住民の安心のために事業推進していただいております。あと、要望がどの程度残っていて、今後の国、県の動向というのが分かればお知らせいただきたい。以上です。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 21ページの多面的支払交付金と地域協議会推進交付金の関係でございますけれども、先ほど副町長が申し上げましたようにですね、農地水の制度が変わりまして、この制度になったということなんですけれども、当初予算の要求時点ではですね、その制度の内容が分かりませんでしたので、1,890万、約1,900万当初予算では上げさせていただいているんですけれども、それに事業の内容が少し充実されましたので、856万7,000円を増額させていただいてですね、2,747万9,000円ですかね、この事業に増額になったということでございます。

○町並・地域振興課長（安川 徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（安川 徹君） 酒蔵ツーリズム事業委託についてご説明申し上げます。22ページの委託料の169万5,000円のうち、49万5,000円を予定してございます。この酒蔵ツーリズム事業につきましては、町内にいくつか酒造会社とか組合がございしますが、特に優れたものを中心として、内子の食を含めた観光の普及活動の一つでございます。最終的な目標としてはですね、愛媛県内の他の酒蔵等と組んでですね、主に外国人を中心としたモニターツアーの実施を来年度以降に目指したい。そのための準備として内子町で今年ですね、モニターツアーを実施しようというものでございます。このモニターツアーには、同時通訳者で日本酒造組合中央会による酒蔵モニターツアーを実施しておられます中村悦子さん他関係者を迎えまして、内子の酒蔵の訪問、酒と食を体験していただくこと、また、酒造会社、酒販店、町内の居酒屋、レストランの代表者に、酒蔵ツーリズムの魅力や成功事例などを講義いただくとともに、評価もしていただいて、来年度以降、愛媛県の酒蔵ツアーの実施を目的としているものでございます。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 崖の防災の関係でございますけれども、今把握しておりますのは、27年度から来年度ですね、からですね、約29年度の目安で考えておりますのが、約13箇所ぐらいを県単の崖防で取り組みたいということを考えております。それからですね、県とか国の動向でございますけれども、急傾斜事業というのがありますけれども、この事業につきましては、なかなか予算の配分もまだ本当にまだ行き渡ってないというところでございまして、内子町もまだ希望する該当地区がたくさんありますので、今後なおさら要望を重ねていってですね、その対応をしていきたいと思っておりますので、そういうことでお願いをしたらと思います。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 多面的機能支払交付金、地域協議会振興基金については、大まか分かったわけですが、先ほど説明があった時に小野植課長の話では870万円増額と。その前の副町長の説明では454万1,000円とかいう数字が出たわけですが、この数字の違いがどうなのか。

それと酒蔵ツーリズム事業の委託料っていうのは、ちょっと意味合いがよく分からないんですが、講師料とか費用弁償とかそういう形の委託なんですか。事業委託という中身が安川課長、私十二分にまだ把握が出来てない。その点、もう一度ちょっとお知らせいただけたらと思います。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 申し訳ありません。先ほど私が申し上げましたのはですね、地域の集落に渡る金額の数字を言わせていただきました。ここで予算計上さしてもらっておりますのはですね、この事業に対しては国が2分の1でございます。その2分の1のお金というのはですね、地域協議会の方にですね、直接2分の1入ります。ここで予算化さしてもらっているのは、県から入ってきたお金と町の分、4分の1と4分の1で2分の1に結果的になるわけなんです、その分の予算計上ということで、先ほど副町長が申し上げました2分の1の金額になるわけでございます。よろしく願いを致します。

○町並・地域振興課長（安川 徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（安川 徹君） 委託料の件につきましてでございますけれども、この委託料の中身につきましては、中村悦子さん他、だいたい4名をお招きする予定をしておりますけれども、これにかかる移動費、宿泊費等全てをですね、一応旅行会社に委託という形で支出しようかということで計上しているものでございます。特に謝礼等については、お招きするので含んではおりません。以上です。

○12番（山崎正史君） 議長。

○議長（下野安彦君） 山崎議員。

○12番（山崎正史君） 地域協議会推進協議会に対する交付金、2分の1はこっちにでてくるけど、直接行く分は町の方には出てこないというふうなことになるんでしょうか。そういうシステム自体を、例えば、地域の人がそれぞれ知っているのか、直接行くということになれば、議会にもかからない部分はあるのかなというふうな感じもするわけですが、その辺。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 一度、県の方に、先ほど言いました地域協議会というのがございます。国の方からのお金はですね、県のところにあります協議会の方に2分の1は入って参ります。ここで予算化さしていただきましたのはですね、町の分。それから県の分もいっぺん町へ入ってきます。で、その入ったものをですね、またそこへ、県のあれを協議会の方に出していくと。県の協議会では10割ですね、全ての金額がありますので、そこから地域の26集落に流していくと、そういうシステムになっておりますので、ご理解をお願い致します。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 私はですね、18ページの1項7目19節。神南荘のボイラーのことを

言われましたが、これは今あるペレットボイラーからバイオディーゼルボイラーに変えるということでしょうか。それともう一つは22ページの内子の食、創造発信事業委託、これは先ほどの山崎議員の質問の中で、酒蔵ツーリズムに49万5,000円ということは、今年度も120万内子の食創造発信事業委託として計上されておりますが、これは去年と同じような名工会に委託されるということによろしいのでしょうか。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 神南荘のボイラーのことですけれども、以前に当初から入れておりましたボイラーが、完全に腐食してですね、使用不要になっておりますので、新たにボイラーを入れてやり変えるということでございますので、ご理解をいただけたらと思います。

○町並・地域振興課長（安川徹君） 議長。

○議長（下野安彦君） 安川町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（安川徹君） 内子の食創造発信事業につきまして、昨年、平成25年度の食開発事業同様に名工会に委託をします。と共にですね、今回、そういった出来あがった成果をですね、ホームページで出していこうということで、そのホームページに関わる経費、委託料も含んで計上さしていただいております。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） 神南荘は、今いうペレットボイラーからバイオディーゼルボイラーに変えるということですか。ペレットボイラーの、じゃあ設置してから今年度まで何年使用されたんですか。

○保健福祉課長（土居好弘君） 議長。

○議長（下野安彦君） 土居保健福祉課長。

○保健福祉課長（土居好弘君） 私もこちらに来てすぐなんですけど、今18年経っていかというふうに思っております。ごめんなさい、18年度に設置だそうでございます。

○2番（森永和夫君） 議長。

○議長（下野安彦君） 森永和夫議員。

○2番（森永和夫君） ということは7年から8年くらいでだめになったということですが、内子町内には他にもペレットボイラーを設置しておる施設があるかと思うんですが、あと何か所くらいあるか。

○環境政策室長（大森豊茂君） 議長。

○議長（下野安彦君） 大森環境政策室長。

○環境政策室長（大森豊茂君） ペレットボイラーの設置箇所数ということでございます。現在、龍王の方の温泉施設、温水プールで1台ずつ2台あります。それから学校施設に内子中学校に1台、前年度に付きました小田の小中学校の方に1台あります。あと民間の方で農業ハウスの方にですね、合計で4台は設置されております。それから、これも前年度なんですけど、五城保育園の方に1台設置されております。

○議長（下野安彦君） 他、質疑はありませんか。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員

○11番（林博君） 24ページの委託料、工事請負費、住宅管理費の中の委託料、工事請負費の関係で質問をしたいと思うんですが、ここに住宅の設計委託、また工事請負費として解体や敷地造成の予算が計上されておるんですが、この町営住宅の建て替えについて、どういう形で検討をされてきたのか。現在ある町営住宅を、将来どう持っていくかというような検討をどういう形で進められたのか、お聞かせをいただきたいというふうに思うのが一点。

それと25ページの3目、教育諸費の中に13節、委託料、学校施設管理委託、16万1,000円が計上をされておるんですが、これがどういう。推察するのに閉校になった学校の管理に要する費用かなと推測はするんですが、これがどういう性格のものか聞きたいのと。

もう一点は35ページの地方債に関する調書の確認をさしていただきたいんですが、その前年度末現在高見込額が97億2,655万という金額が入っておるんですが、これは26年3月31日現在の地方債の残高という捉え方でいいのかどうか。その3点を質問したいと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 中組のですね、建て替えの関係のどういう経過で検討してきたのかということについて、まず、ご説明申し上げたいと思います。この関係につきましては、長寿命化計画というのを、公営住宅全体ですね、というのを計画をしております。その中で建て替えをいくらするかということの検討をして参りました。これについては、庁舎、役場の中で、各関係の中で検討委員会を作りまして検討をして議会の方にも1回、こういう計画がありますよというのはご説明申し上げたところでございます。その後ですね、地元の小田地区にも入りまして、寺村自治会、それから町村、小田自治会ですか、この自治会さんの方々にこういうような提案を申し上げまして、どういう意向がいいかということで協議の中で進めてきた経緯がございます。その中で今回の計画につきましては、約12戸ほどあるんですけども、今現在がですね。それを半分を、住んでおられないところもございますので、取り壊してですね、今後、今年設計しますから、造成が今年やって、来年ですね、27年度に6戸、2戸1ということになりますから、2戸で1棟ですね、ですからそれを3棟建てるということで、当面、様子を見たいということで思っております。と言いますのが現在、4戸から5戸の入居がございまして、あとは入っておられないというような状況がございますので、ただ、今後考えますのに、小田地区にはそういうような公営住宅等は民間にはございませんので、そういう確保も必要でございますので、1戸、2戸は余裕を持った中で取り組んでいるというのが現状でございます。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 25ページの委託料、学校施設管理委託でございますが、これにつきましては、閉校となった学校ですね、御祓、参川、田渡小学校、それに程内小学校を加えた4校分の主に草刈等の委託を予定しております。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） 35ページの地方債の残高のご質問でございますが、平成26年3月31日でよいのかということでございますが、そのとおりでございます。

○11番（林博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林議員

○11番（林博君） 先ほどの学校施設管理委託、4校で年間16万1,000円ということだろうと思うんですが、果たしてこれで管理ができるものかどうか。どういう管理の仕方を考えておられるのか、お聞かせをいただきたいのが1点と。

35ページの26年3月31日現在の債務額ということなんですが、先ほどの25年度の補正の金額とちょっと相違があると思うんですが、この点の説明をいただきたいと思います。

○学校教育課長（片山哲也君） 議長。

○議長（下野安彦君） 片山学校教育課長。

○学校教育課長（片山哲也君） 学校の委託の関係でございますが、まだ、本年度その分を施行しておりませんので、どれくらいかかるかは、ちょっとやってみないと分からない部分がありますが、単価的にはですね、シルバーさんの単価的なもの、計算上、採用さしていただいて、3時間の4人が4回、4箇所草刈等をやっていただくというような算定になっております。ですから1箇所あたり4万円程度という算定をしております。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） 先ほどのご質問でございますが、数字に差異がございます。それで一応、35ページにつきましては、見込額ということで出さしていただいておりますので、詳細につきましてはですね、財政係の方で確認を致しまして、報告をさせていただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） 後で構いませんか、答弁。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田厚寛議員。

○14番（中田厚寛君） 23ページの8款土木費の15節工事請負費のがけ崩れ防災事業ですけども、業者からよく聞くんですけども、これ2、3年前までは工事負担金が2割、個人性が強いということで2割要りよったわけですけども、現在は1割という形で進められておるわけですけども、町の理事者たちのご努力によって、大変内子町は崖防の工事がたくさん予算配分されて、前の知事陳情にも言われておりましたけれども、14%内子町が使いよるんですよというようなこと中村知事言われとったんですけども。ある業者に聞きますと、今1割の分担金になっておるんですけども、宿の方が、負担金くらい応援してくれというようなことを強く言われて困るんだというような話も聞いておるんですけども。2、3年前までは2割要りよった状態が今1割になっておるんで、けっこうかなり農家の方や山間部におられる方たちも負担金、工事金が多くなったら1割でも大変だとは思わんですけども。

○議長（下野安彦君） 中田議員、具体的な発言に関しては、ちょっと謹んでいただきたいと思います。

います。

○14番（中田厚寛君） 分担金が1割要するというのは分かるんですけども、そのことについて、その時に書類が出てきた時に町の方はどのように説明をされているのかと。そのことをちょっとお伺いしたらと思います。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 崖防とかですね、いろんな事業する場合においてはですね、一応要望書というのが出て参ります。その折にはですね、約、だいたい概算の事業費とかですね、いろんなことをお話もするんですが、当然今の時代には分担金条例というのがございますので、その中の負担の必要性があるということでございまして、例えば崖防でございましたら、10%はいただきますよというようなことで、その中で判断をしていただくということになります。当然、その中の要望書につきましては、そういう文言も、分担金の負担金はお支払いしますということで要望書をいただいておりますので、仕事を始める前にですね、そういうことはお分かりの上で仕事はしていただいておりますというふうに私どもは認識をしております。

○14番（中田厚寛君） 議長。

○議長（下野安彦君） 中田議員。

○14番（中田厚寛君） 今、課長さんが申されたことというのはよく分かるんですけども、ぜひとも、今後ともぜひ業者は業者なりの金額で落札もしておりますし、ぜひ負担金というものは要りますよということは、今後とも強く言っていただいとつたらというふうに思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はございませんか。

○13番（寺岡保君） 議長。

○議長（下野安彦君） 寺岡議員。

○13番（寺岡保君） 22ページ、林業振興費、ちょっと聞き洩らしておるんだと思うんですが、鳥獣防止被害の所なんです、補助金の所でこれ電柵のことでしょうか。ちょっと聞き洩らしておると思うんですが。それと内子町内にはそうとうのイノシシの被害が出ておる所もあると思うんですが、何件くらいの方が申請をされておるのか。そこをちょっとお聞かせをいただいたらと思うんですが。

○産業振興課長（小野植正久君） 議長。

○議長（下野安彦君） 小野植産業振興課長。

○産業振興課長（小野植正久君） 電気牧柵ではなくてですね、24年度から実施をしております、材料を国の方ですね、材料代を見てくれて農地を守るためにですね、周囲をワイヤーメッシュと言いまして、柵のようなものですけども、それをぐるっと回してと、そういうような事業でございます。本年度はですね、35戸。先ほど、副町長申し上げましたように10kmの延長で40ヘクタールの農地を守ろうということで4集落計画をしております。以上でございます。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議案第61号 平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） ここで、10分間休憩します。午後4時から再開します。

午後 3時50分 休憩

午後 4時00分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第14 議案第62号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第14 議案第62号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、その内容を住民課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○住民課長（三根生憲一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 三根生住民課長。

〔三根生憲一住民課長登壇〕

○住民課長（三根生憲一君） それでは資料2の35ページの次のオレンジの色の表紙からになります。議案第62号、平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明致します。

それでは1ページをお開き下さい。第1条で歳入歳出予算の総額にそれぞれ688万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,243万円とするものでございます。今回の補正額につきましては、人事異動に伴います人件費の補正でございます。それでは補正内容について

歳入からご説明致します。

7ページをお開き下さい。9款1項1目、一般会計繰入金、688万円の補正。これは一般会計からの人件費の繰入金の補正でございます。

次に歳出でございますが、8ページをお開き下さい。1款1項1目、一般管理費、688万円の増額補正。これは一般会計から繰り入れした職員の人件費によるものでございます。それと8款1項1目の保健事業費と2目の特定健康診査等事業費7万5,000円の組み替えでございます。これは特定検診にかかる臨時雇賃金を保健事業から組み入れるものでございます。あと9ページから11ページまでに補正予算の給与費明細書を記載しておりますので、お目通しをいただいたと思います。

以上で、平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより「議案第62号 平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第63号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号） について

○議長（下野安彦君） 「日程第15 議案第63号 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致しますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは議案第63号でございますが、水色の表紙になります。お開き願ったと思います。議案第63号、平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明させていただきます。

1ページをお開き願ったと思います。まず、第1条で歳入歳出予算の総額に変更はございません。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,252万7,000円とするものでございます。主な補正内容と致しましては、組み替え補正でございますが、未普及解消下水道事業における汚水枘設置の工事請負費の補正、増額補正。並びに終末処理場水質汚泥分析業務の入札減少金による減額でございます。

7ページをお開き願ったと思います。歳出でございます。1款1項2目、終末処理場管理費でございますが、13節の委託料ということで40万円減額しております。この関係は水質汚泥分析委託の入札減少金に伴うものでございます。続きまして、2款1項1目、未普及解消下水道事業費でございます。15節の工事請負費でございますが、40万円の増額補正でございます。この理由と致しましては、新規で、家庭から新規に接続する公共汚水枘というのがございますが、その分の事業料の増ということでございます。以上、簡単でございますけれども、平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第63号 平成26年度 内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第64号 平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について

○議長（下野安彦君） 「日程第16 議案第64号 平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（橋本健一君） 議長。

○議長（下野安彦君） 橋本建設デザイン課長。

〔橋本健一建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（橋本健一君） それでは、議案第64号でございます。同じく水色の冊子になってございます。それでは議案第64号、平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）の説明をさせていただきます。

1ページをお開き願ったと思います。まず、第1条で平成26年度内子町水道事業会計予算（第1号）は次に定めるものとしております。2条で水道事業会計予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次の通り補正するものでございます。収入でございますが、1款3項の特別利益と致しまして、補正予定額、2万4,000円。合計が2億6,236万4,000円でございます。支出と致しまして、2款1項の営業費用、これが28万円補正でございます。3項の特別損失が3万2,000円ということでございまして、水道事業の費用合計が2億4,552万円となっております。

次の2ページをお開き願ったと思います。次3条でございますけれども、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということでございまして、まず収入でございますが、3款6項、固定資産売却代ということで105万6,000円を補正しております。よりまして、資本的収入の合計は4,069万7,000円となります。支出でございますが、4款1項建設改良費でございますが、62万7,000円の補正を組んでおります。よりまして、資本的支出の合計は9,707万8,000円となります。主な補正内容と致しましては、今回の労務単価改正に伴いまして工事費の増額補正としているところでございます。

次4ページをお開き願ったと思います。この4ページにつきましては、実施計画書を記載しているところでございますが、10ページまで飛んでいただきまして、この附属の説明資料で説明をさせていただきます。まず、収益的収入及び支出でございます。まず収入でございますが、1款3項の特別利益でございます。2目の過年度損益修正益でございます。これにつきましては2万3,000円ということでございますが、この分は25年度の水道の使用量の未調定分でございます。4目、その他特別収益でございますが、1,000円でございます。この関係も同じく25年度の未調定分でございます。続きまして支出でございます。2款1項の営業費用でございますが、2目の配水及び給水費でございますが、19節の委託費でございます。この関係は漏水調査業務委託でございますけれども、労務費の単価のアップということで、2月にアップしておるわけでございますけれども、その関係によるものでございます。同じく22節修繕費でございますが、これも量水器の交換ということで同じく労務単価増額ということでございます。3項の特別損益でございますが、4目、過年度損益修正損ということで3万円ということになっておりますが、この分は水道の使用量の25年度分になるんですが、還付金ということになります。3万円でございます。それに伴いまして、5目のその他の特別損失でございますが、これは2,0

00円ということでこれは消費税相当額になります。

続きまして、11ページになります。資本金収入及び支出でございます。収入でございますが、3款6項の1目、固定資産売却代金ということで105万6,000円を補正を致しております。2節で固定資産売却代金となっておりますが、この関係につきましては、平成25年度に実施致しました内子パーキングエリアの送水ポンプ工事におきまして、NEXCO管理分におきまして、当初負担金としていただくようにしておりましたけれども、施設自体がNEXCOさん分にありますので、資産売却と致しまして、適正な資産管理を行うということで、この固定資産売却ということにしております。続きまして、支出でございます。4款1項、建設改良費でございますが、1目の給配水設備工事費でございます。35節でございますが、工事請負費ということで、給食センター前排水管敷設工事を計画しておりますけれども、この関係も26年2月に上がりました労務の単価によりまして、単価補正と致しまして、増額補正とさせていただきますところでございます。

申し訳ございません、5ページまでお帰り願ったと思います。5ページにつきましては、予定キャッシュ・フローの計算書を載せてございます。当初と変わっております関係は、25年度の決算が出来上がりましたので、それによる関係で金額が変わっております。下の3段をちょっと見ていただけたらと思いますが、まず資金の増減額と致しましては、3,222万8,000円ということでございます。その期首の残高が7億6,845万8,000円ということでございます。資金の期末残高の見込みと致しましては、8億68万6,000円ということでございまして、当初の予算から比べますと846万5,000円増というふうになっているところでございます。

続きまして、6ページでございます。6ページから9ページにつきましては、貸借対照表でございます。26年度予定でございますけれども。この関係も26年度の決算確定に伴いまして数字に移動等がございます。資産の合計と致しましては7ページの真ん中どこかにありますが、34億4,856万4,000円でございます。ずっとめくっていただきますと、9ページまでめくっていただきますと、負債及び資本の合計と致しまして、今申し上げました金額同額の34億4,856万4,000円となっております。当初から考えますと、639万7,000円の増となっているところでございます。詳細につきましては、またお目通しを願ったらと思っております。以上、平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（下野安彦君） これより質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて討論を終結します。

これより、「議案第64号 平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第17 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の宇都宮 彰氏が平成26年9月30日で任期満了となるため、後任の人権擁護委員候補者として福岡孝男氏を推薦するものであります。福岡孝男氏は、昭和25年8月31日生まれ。内子町内子890番地にお住まいで、高校教諭として長年人権同和教育に携われ、同和問題の解消と人権意識の向上にご尽力されてこられました。人格識見ともに申し分なく、人権擁護委員候補者として推薦するに適任であると存じます。人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと、認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。

「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任と決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって本案は、これを適任とすることに、決定しました。

日程第18 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（下野安彦君） 「日程第18 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求

めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の伊達誠一氏が平成26年9月30日で任期満了となるため、後任の人権擁護委員候補者として高倉靖子氏を推薦するものであります。高倉靖子氏は、昭和27年7月4日生まれ。内子町平岡甲1010番地1にお住まいで、幼稚園教諭保育士として長年自己研さんとその知識・指導力の向上に努められてこられました。人格識見ともに申し分なく、人権擁護委員候補者として推薦するに適任であると存じます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。よろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でございますので、討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと、認めます。

したがって、討論を省略し、直ちに採決に入ります。

お諮りします。「諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき 意見を求めることについて」は、これを適任と決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって本案は、これを適任とすることに、決定しました。

日程第19 受理第 3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願

○議長（下野安彦君） 「日程第19 受理第3号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」を議題とします。

請願の内容については、配布しております「請願の写し」のとおりであります。

お諮りします。受理第3号については、会議規則第92条第2項の規定によって、委員会の付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、受理第3号については、委員会の付託を省略することに決定しました。

本請願の紹介議員であります、泉 浩壽議員の説明を求めます。

泉 浩壽議員、ご登壇願います。

〔泉 浩壽議員登壇〕

○4番（泉 浩壽君） 請願の内容等につきましては、議案書39ページからに記載されていますが、請願者は薬害肝炎全国原告団、武田せい子氏、愛媛肝炎の会、松岡貞江氏、全国B型肝炎訴訟原告団、垂水謙昌氏でございます。請願受理第3号の紹介議員としまして、請願の趣旨等につきまして、説明をさせていただきます。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が、合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や関係する特別措置法でも確認されているところでありまして、国の法的責任は明確になっています。ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、対象となる医療がB型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限られているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼっております。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している状況にあります。また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患に伴う肝臓機能障害も身体障害者福祉法の身体障害者認定、身体障害者手帳の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されることのないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところであります。肝硬変・肝がん患者は、毎日約120人以上の方が亡くなっております。医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であります。

よって国に対しまして、1、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。2、身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすることを強く要望するものであります。この請願の採択につきまして、議員各位のご理解をよろしくお願い致します。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

○11番（林 博君） 議長。

○議長（下野安彦君） 林 博議員。

○11番（林 博君） 内容についてはあれなんです、この請願、3月議会で10市町の議会に決議をいただいております。なぜ、内子町に3月議会に請願が出なかったのか。一斉に出なかったのか。そこらをお聞かせいただきたいと思います。

○4番（泉浩壽君） 請願が3月議会間際でございまして、ちょっと時期的に間に合わなかったということでございます。

○15番（宮岡徳男君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮岡徳男議員。

○15番（宮岡徳男君） 請願の趣旨には異議はございませんが、この当町における肝がん患者と言いますか、この請願に関わるような患者数などはどの様に捉えられておるのでしょうか。

○4番（泉 浩壽君） 全国の人数から内子町の人数で単純計算をしてみますと、B型肝炎のキ

キャリア数が148人から190人であります。また患者数が約10人。C型肝炎の方ですが、キャリア数が256人から310人であります。そして患者数が50名くらいだと思っております。なお、その患者数の内訳ですけれども、B型肝炎の方ですけれども、慢性肝炎の方が6名でございまして、肝硬変が4名、そしてC型肝炎の方ですけれども、患者数が慢性肝炎の方が36名、そして肝硬変が14名くらいとなっておりますと思います。

○議長（下野安彦君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉 浩壽議員、席にお戻りください。

これより、討論に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これにて、討論を終結します。

これより、受理第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」の採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。

「請願受理第3号」を採択することに、賛成の議員は起立願います。

〔賛成議員起立〕

○議長（下野安彦君） 起立全員であります。

したがって、請願受理第3号「ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願」は採択することに決定しました。

○議長（下野安彦君） ここで暫時休憩します。

その間に、委員会室で全員協議会を開催しますので、移動願います。

午後 4時27分 休憩

午後 4時45分 再開

○議長（下野安彦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

時刻は午後4時45分を過ぎております。審議内容から考えますと、午後5時までに、終了することは難しいと思われますので、内子町議会会議規則第9条第2項の規定により、会議時間を議事終了時まで、延会することを宣告致します。

ただ今、泉 浩壽議員から「議第3号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、ただちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、「議第3号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」を追加日程第1として日程に追加し、ただちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1 議第3号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

○議長（下野安彦君） 「追加日程第1 議第3号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

提出議員、泉 浩壽議員登壇願います。

〔泉 浩壽議員登壇〕

○4番（泉 浩壽君） 先ほど、請願受理第3号を採択いただきました。ウイルス性肝硬変・肝炎にかかる医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予ありません。このことから、国に対し、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書を早急に提出するものであります。議員の皆様の賛同をよろしくお願い致します。

議第3号議案、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について。地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成26年6月20日提出。

提出者、内子町議会議員、泉浩壽。

賛成者、内子町議会議員、宮岡徳男。賛成者、内子町議会議員、中田厚寛。賛成者、内子町議会議員、寺岡保。賛成者、内子町議会議員、山崎正史。賛成者、内子町議会議員、林博。賛成者、内子町議会議員、才野俊夫。賛成者、内子町議会議員、山上芳子。賛成者、内子町議会議員、池田洋助。賛成者、内子町議会議員、山本徹。賛成者、内子町議会議員、大木雄。賛成者、内子町議会議員、菊地幸雄。賛成者、内子町議会議員、森永和夫。賛成者、内子町議会議員、久保美博。

提出の理由。

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もないことから、国に対して医療費助成の拡充を求める意見書を提出するものである。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書。

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法である

インターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限られているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患に伴う肝臓機能障害も身体障害者福祉法の身体障害認定、身体障害者手帳の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時、平成23年12月には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日約120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記。

1、ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。

2、身体障害者福祉法上の肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日。愛媛県内子町議会。

以上、よろしくお願いします。

○議長（下野安彦君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

泉 浩壽議員、席にお戻り下さい。

賛成議員が全員でありますので、討論を省略します。

ご異議ありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） これより、「追加日程第1 議第3号議案 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について」の採決に入ります。

お諮りします。

本案を原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（下野安彦君） 先ほどの林議員の質問に対する担当職員からの説明がありますので、よ

ろしくお願いします。

○総務課長（宮野照三君） 議長。

○議長（下野安彦君） 宮野総務課長。

○総務課長（宮野照三君） それでは、失礼致します。先ほど、林博議員から平成26年度一般会計補正予算（第1号）の起債の中の35ページの分なんですけど、町債調書とそれから平成25年度一般会計（第8号）と同じ内容の記載箇所、これは31ページになりますけれども、金額が違っているがどうか、というご質問に対してのお答えになりますが、この数字の捉え方につきましては、その時点時点がございまして、若干の相違がございました。それで大きく相違点はですね、一般廃棄物処理事業債、1億とかいうのがございますけれども、一方につきましては入っております。それから25年度の分につきましては、それが入っていないのが大きな相違点でございます。

それからもう一点は、過疎対策事業債の金額に相違がございます。これは、25年度の第8号の補正予算の中で21ページになりますが、地方債補正ということで、過疎対策事業債が1億1,370万の減額ということを認定をいただきました。その関係で捉えた時点での差異がございました。そういうことで現在、どの数字が正しいかということになれば、第8号の方に書いております数字が正しいわけでございます。それで、そしたら前に書いておるのは間違いかと言われたら、この時点ではこれが正しいわけございまして、金額に差異はございますが、どちらも正しいということでございます。なんか分かりにくいとは思いますが、よろしくお願いします。今の関係ですね、一般廃棄物処理事業債、1億余りの分につきましては、衛生事務組合の起債がございましたので、その分を内子町が引き継いだということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（下野安彦君） よろしいでしょうか。

日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（下野安彦君） それでは続きまして、「日程第20 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（下野安彦君） 「日程第21 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

日程第22 議員派遣の件

○議長（下野安彦君） 「日程第22 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

○議長（下野安彦君） 以上をもちまして、今期定例会の会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。

お諮りします。今期定例会の会期は、6月23日までであります。残余の会期は、特別な案件が発生しない限り、休会にしたいと思います。

これにご意義ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（下野安彦君） ご異議なしと認めます。

したがって、残余の会期は休会とすることに決定しました。

なお、会期終了をもって自然閉会となりますので申し添えます。

本日の議事日程は全て終了しました。

会を閉じます。

稲本町長からあいさつがあります。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（下野安彦君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 6月定例会閉会に当たりまして、町長として一言、お礼のごあいさつをさせていただきたいと思います。議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、定例会にご出席賜りまして、提案させていただきました案件、一つ、一つ、慎重審議、そして適切なお判断をいただきました。本当にありがとうございました。心からお礼を申し上げたいと思います。審議の中で出されました様々なご意見、ご助言等々踏まえて適切にしっかりと執行させていただきたいというふうに思います。これからも元気ある内子町を作っていかななくてはならない、いうふうに思っておりますので、どうぞ議員の皆さん方の今まで以上のご指導、ご鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げまして、お礼のあいさつに代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（下野安彦君） 本日は、これにて散会致します。

午後 5時00分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第70回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議 2	内子町議会委員会条例の一部改正について	平成 26.6.19	平成 26.6.19	原案可決
議 3	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について	平成 26.6.20	平成 26.6.20	原案可決

2 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 1	平成25年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	受理
議認 1	内子町税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	平成 26.6.19	平成 26.6.20	承認
議認 2	内子町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての専決処分の承認を求めることについて	平成 26.6.19	平成 26.6.20	承認
議認 3	平成25年度内子町一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて	平成 26.6.19	平成 26.6.20	承認
議案 58	内子町子育て支援センター条例の一部改正について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
議案 59	内子町道路線の認定について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
議案 60	第16号内子分庁舎耐震補強改修建築主体工事に係る工事請負契約について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
議案 61	平成26年度内子町一般会計補正予算（第1号）について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
議案 62	平成26年度内子町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
議案 63	平成26年度内子町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決

議案 64	平成26年度内子町水道事業会計補正予算（第1号） について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めること について	平成 26.6.19	平成 26.6.20	原案可決

3 請願

番号	件名	提 出 年月日	議 決 年月日	議決結果
受理 2	さらなる年金削減の中止を求める請願 （文教厚生常任委員会付託 継続調査のもの）	平成 26.3.4	平成 26.6.19	不採択
受理 3	ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関 する請願	平成 26.6.19	平成 26.6.20	採択

議員提出の議案

議第2号議案

内子町議会委員会条例の一部改正について

内子町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

平成26年6月19日提出

提出者 内子町議会 議会改革特別委員会委員長 林 博

(提出の理由)

常任委員会の見直しにより、内子町議会委員会条例の一部を改正するものである。

(別紙)

内子町議会委員会条例の一部を改正する条例

内子町議会委員会条例（平成17年内子町条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務文教常任委員会 8人

ア 財政に関する事務

イ 消防に関する事務

ウ 選挙に関する事務

エ 教育に関する事務

オ その他委員会の所管に属さない事項に関する事務

（2）産業建設厚生常任委員会 7人

ア 産業経済に関する事務

イ 土木に関する事務

ウ 建築に関する事務

エ 水道に関する事務

オ 社会福祉に関する事務

カ 保健衛生に関する事務

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、改正後の内子町議会委員会条例の規定に基づき選任された総務文教常任委員会、産業建設厚生常任委員会の委員、互選された委員長及び副委員長の任期は、改正前の内子町議会委員会条例の規定による委員、委員長及び副委員長の残任期間とする。

議第3号議案

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官に対し、別紙意見書を提出することにつき、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により、提出する。

平成26年6月20日提出

提出者 内子町議会議員 泉 浩 壽

賛成者 内子町議会議員 宮岡 徳男、中田 厚寛、寺岡 保、山崎 正史、林 博、
才野 俊夫、山上 芳子、池田 洋助、山本 徹、大木 雄、
菊地 幸雄、森永 和夫、久保 美博

(提出の理由)

ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予もないことから、国に対して医療費助成の拡充を求める意見書を提出するものである。

(別紙)

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型ウイルス性肝炎の根治を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限られているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患に伴う肝臓機能障害も身体障害者福祉法の身体障害認定（身体障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところである。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。

肝硬変・肝がん患者は、毎日約120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 ウイルス性肝炎による肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること。
- 2 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を見直し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月20日

愛媛県内子町議会
